



人と自然と技術を活かす

# 環境共創都市

持続可能な社会を目指して

第3次大館市環境基本計画

## 第3次大館市環境基本計画の策定にあたって



大館市は、1999年に秋田県北部9市町村が参加した「秋田県北部エコタウン計画」の策定に主導的な役割を果たしました。この計画は、豊かな自然環境と調和したまちづくりを目指すもので、当市の基幹産業である農業や林業の資源に加え、鉱業関連技術や基盤を活かした新たな環境・リサイクル事業を官民共同で創出しました。その後、積極的に取り組んでいた家電リサイクル事業を契機として、こでん回収試験が始まり、2013年施行の小型家電リサイクル法制定につながっています。これは、市として早くから環境に目を向け、地域経済の活性化と循環型社会の形成を両立させることができたモデルケースとなりました。

一方、地球温暖化が原因とみられる大規模な自然災害の発生や、私たちの生活を豊かで便利にするためのプラスチック製品が使い捨てられることによる海洋汚染など、地球規模の環境問題が現れてきています。さらに、2020年1月にWHO(世界保健機関)が初めて感染を確認して以来、瞬く間に世界中に拡大し、未だ衰える兆しが見えない新型コロナウイルスへの対応など、環境を取り巻く情勢は一段と深刻さを増しています。

このような状況下、大館市環境基本条例の基本理念である「市民が健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保する」目的のもと、第3次環境基本計画を策定しました。

本計画は、「人と自然と技術を活かす 環境共創都市」を望ましい環境の将来像として、その実現のため6つの施策と目標を設定しました。

大館市の強みである環境・リサイクルの技術力を伸ばすと共に、地域資源の有効活用により、産業が発展し、人々が生き生きと暮らせるまちづくりの実現を目指します。さらには、カーボンニュートラルやSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献できるような環境を、市民、事業者、行政が互いの理解とつながりを深めながら、それぞれの力と役割の中で共に創ってまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、お力添えをいただいた策定検討委員や市民会議の皆様、アンケート等にご意見をいただいた市民、事業者の皆様に対し、心から御礼を申し上げます。

2021(令和3)年3月

大館市長

福原 淳嗣



## 目次

第1章	計画の基本的事項	1
1.	計画の背景と目的	1
2.	計画の位置づけと役割	1
3.	計画の対象とする地域	2
4.	計画の期間	2
5.	計画の対象とする環境の範囲	3
6.	計画の主体	3
第2章	大館市の概況と環境をとりまく社会情勢の変化	4
1.	大館市の概況	4
(1)	沿革	4
(2)	地勢	4
(3)	人口・世帯	5
(4)	土地利用	5
(5)	産業構造	6
(6)	気候変動の影響	6
2.	環境をとりまく社会情勢の変化と政策の動向	9
(1)	国際情勢	9
(2)	国の政策動向	11
(3)	県の政策動向	12
(4)	市の政策動向	12
(5)	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の影響	13
3.	第2次大館市環境基本計画の評価	14
第3章	大館市の望ましい環境の将来像	15
第4章	将来像を実現するための施策展開	18
1.	施策1 健康で安心して暮らせる都市の実現	19
(1)	現状と課題	20
(2)	施策の方向性	24
(3)	具体的な取り組み	24
2.	施策2 自然と調和した都市空間の整備	26
(1)	現状と課題	27
(2)	施策の方向性	28
(3)	具体的な取り組み	29
3.	施策3 安全で快適な生活環境の整備	31
(1)	現状と課題	32
(2)	施策の方向性	32
(3)	具体的な取り組み	33
4.	施策4 環境と経済の好循環の実現	35

(1) 現状と課題 .....	36
(2) 施策の方向性 .....	39
(3) 具体的な取り組み .....	40
5. 施策5 地球温暖化対策の推進 .....	42
(1) 現状と課題 .....	43
(2) 施策の方向性 .....	45
(3) 具体的な取り組み .....	46
6. 施策6 連携・協働による環境施策の推進 .....	47
(1) 現状と課題 .....	48
(2) 施策の方向性 .....	48
(3) 具体的な取り組み .....	49
第5章 計画の推進体制 .....	51
1. 計画の推進にあたっての基本的考え方 .....	51
2. 推進体制 .....	51
3. 計画の進行管理 .....	52
資料編 .....	53
1. 環境に関する政策動向の整理 .....	53
2. 第2次大館市環境基本計画の目標達成状況の整理と本計画の施策設定の考え方 .....	58
(1) 前計画の数値目標の達成状況と市の取り組み .....	58
(2) 課題の解決に向けた今後の対策の考え方 .....	77
3. 計画策定にあたっての市民等意見 .....	82
(1) 大館市環境審議会 .....	82
(2) 大館市環境基本計画策定検討委員会 .....	83
(3) 環境に関するアンケート .....	84
(4) 市民会議 .....	87
4. 持続可能な開発目標(SDGs)のゴール・ターゲットと本計画施策との関係 .....	92
5. 用語解説 .....	110

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 計画の背景と目的

---

私たちは、日々の生活や事業活動などにおいて、数多くの豊かな自然の恵みを受けています。その結果、私たちの生活は豊かで便利なものになりましたが、その一方で、大気や水質の汚染、公害など地域的な環境問題のほか、地球温暖化やオゾン層破壊のような地球規模の環境問題も表れてきています。地球温暖化などの地球規模の環境問題は、原因となる排出源が広く分布していることから、有効な手立てをとることが難しいといわれています。そのため、市民・事業者・行政などが自身の責任を認識し、行動に移すことができるよう、有効な計画を策定する必要があります。

大館市では、市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保するという目的のもと、1998（平成10）年度に大館市環境基本条例を策定しました。それに基づき、市民、事業者、行政、それぞれが互いに

協力しながら主体的に行動していくために、2002（平成14）年度に大館市環境基本計画を策定するとともに、秋田県北部エコタウン計画の主要事業であるリサイクル関連事業を積極的に進めてきました。そして、次の時代を見据えた新しい計画として、2010（平成22）年度には、計画期間が2011（平成23）年度から2020（令和2）年度までの、第2次大館市環境基本計画を策定し、これまで計画の推進を図ってきました。

今回、第2次大館市環境基本計画の計画期間の満了に伴い、第3次となる新たな大館市環境基本計画（以下、本計画といいます）を策定することになりました。本計画は、大館市の環境の現況や国内外の動き等を勘案し、今後の大館市としての望ましい環境の将来像を示し、施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定します。

## 2. 計画の位置づけと役割

---

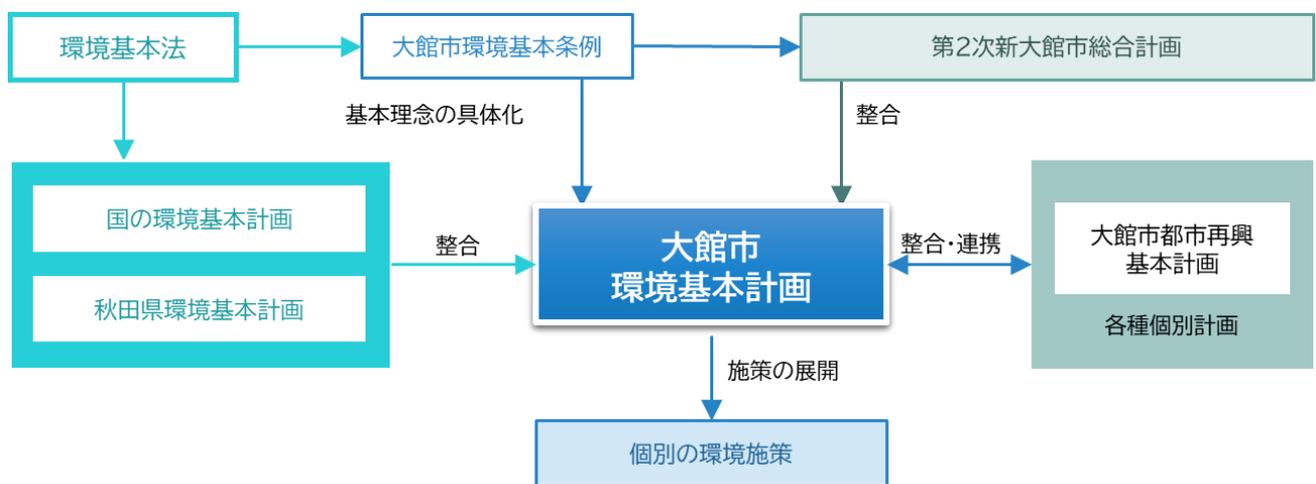
本計画は、大館市環境基本条例にかかげられた基本理念（同条例第3条）を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので、第2次新大館市総合計画を環

境面から実現していくための計画として位置づけられます。

## 【大館市環境基本条例 第3条】

(基本理念)

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の市民に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境に影響を及ぼしていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活において推進されなければならない。



### 3. 計画の対象とする地域

本計画の対象領域は、大館市内全域とします。ただし、市の区域を超えたより広い範囲の対策・取り組みが必要な事項に関しては、周辺地域さらには地球規模

の環境配慮も組み入れた計画とします。

### 4. 計画の期間

本計画の対象期間は、2021(令和3)年度から2031(令和13)年度までの11年間とします。なお、経済社会情勢の変化や環境の課題などによって、計

画の見直しが必要となる場合は、期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 5. 計画の対象とする環境の範囲

---

本計画では、市内全域の環境を以下の6つのテーマに分類しました。そして、第2次新大館市総合計画やその他の市の関連計画との整合を図りながら、各テーマを具体的な施策に結びつけました。施策の内容については第4章に記載しています。

環境の範囲	内容	施策
1. 生活環境	身の回りの生活環境(大気、水、土壌、廃棄物等)の保全	施策1
2. 自然環境	生態系の保全、自然と都市空間の調和	施策2
3. 快適環境	公共交通網の整備、ICTの活用、空き家対策、除排雪の拡充	施策3
4. 資源循環	環境事業・リサイクル産業の推進、3Rの推進、未利用バイオマスの循環利用	施策4
5. 地球温暖化対策	温室効果ガス削減の取り組み	施策5
6. 連携・協働	市民・事業者・市の積極的な連携と協働	施策6

## 6. 計画の主体

---

本計画の主体は、市民(市民団体等を含む)、事業者、市です。それぞれが自身の役割と責任を果たし、連携しながら本計画を推進することとします。

## 第2章 大館市の概況と環境をとりまく社会情勢の変化

### 1. 大館市の概況

#### (1) 沿革

大館市は、1889(明治22)年の市町村制施行により大館町として誕生後、1933(昭和8)年以降の町村合併を経て、1951(昭和26)年4月に大館町と釈迦内村が合併し、当時日本最小の市として発足しました。その後、1955(昭和30)年から2002(平成14)年にかけて編入合併が進められ、2005(平成17)年6月20日に比内町・田代町と合併して現在に至っています。

大館市は、秋田杉に代表される林業、米や比内地鶏などに代表される農業および畜産業、非鉄金属鉱業を中心に発展してきました。しかし、外国産木材の輸入増加や農産物の輸入自由化、鉱物価格の下落などにより、中心としてきた産業にかけりが見え始めました。とりわけ、1994(平成6)年3月に松峰鉱山が閉山したことによって、関連の産業にまでその影響が及

び、地域経済崩壊の危機という深刻な事態となりました。

このような状況下において、大館市にとっての大きな課題は、新しい産業と働く場所を作ることでした。この課題の解決にあたって、市は「環境」と「リサイクル」をキーワードに地域経済の再生に取り組むことにしました。その結果、国の構想に基づく秋田県北部エコタウン計画を柱にした、家電リサイクル事業、小型家電リサイクル事業、廃プラスチック利用新建材製造事業、コンポストセンター整備事業、さらに、民間企業等による廃ガラスビンや間伐材、廃食用油を活用したリサイクル事業が立ち上がるなど、リサイクル関連の事業が市の中心的な産業となり、現在も着実に発展を続けています。

#### (2) 地勢

国道7号(羽州街道)、国道103号(鹿角街道)が「人」文字型に交わる大館市は、秋田県北部の政治・経済の中心地としての役割を担うとともに、北東北3県を結ぶ交通の要となってきました。現在は、東北自動車道につながる日本海沿岸東北自動車道の整備が進められています。

市の面積は913.22km<sup>2</sup>、東には奥羽山脈、西には世界遺産の白神山地がつらなる大館盆地の中心に位置します。また、市の南部を秋田県の三大河川である米代川が流れており、市内を周囲の山々から注ぐ清流が流れています。流域には、この清らかな水を用いた、「あきたこまち」に代表される品種の水稻栽培を中

心とした田園地帯が形成されています。

豊かな森林に囲まれ、春の芽吹き、夏の深緑、秋の紅葉と黄金色の稲穂、そして冬の銀世界、四季折々の風情を味わうことができます。

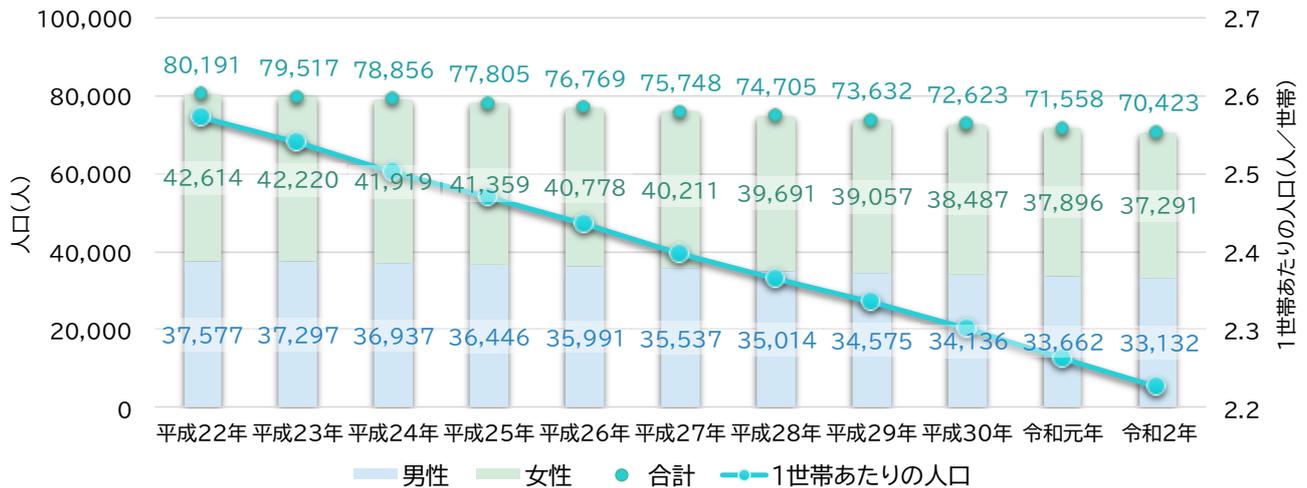


### (3) 人口・世帯

人口は2020(令和2)年12月31日時点で、70,423人、世帯数は31,626世帯であり、少子化等による人口減少が続いています。

への転出数が転入数を上回っています。その一方、世帯数は緩やかに増加していることから、世帯あたりの人口は減少しています。

人口の動きを見ると、死亡数が出生数を、また市外



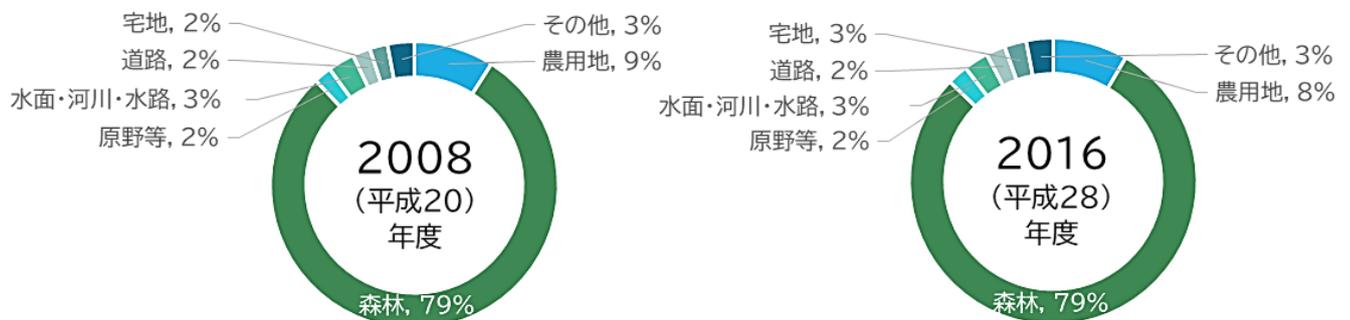
出典:住民基本台帳

#### 大館市の人口

### (4) 土地利用

地目別土地面積の割合は、森林が最も広く全面積の79%を占め、次いで農用地、水面・河川・水路、宅地の順となっています。

大館市は、国道7号と国道103号沿いに盆地が広がっており、その中に住宅地、農地、工業団地等が近接しています。



出典:秋田県の土地利用

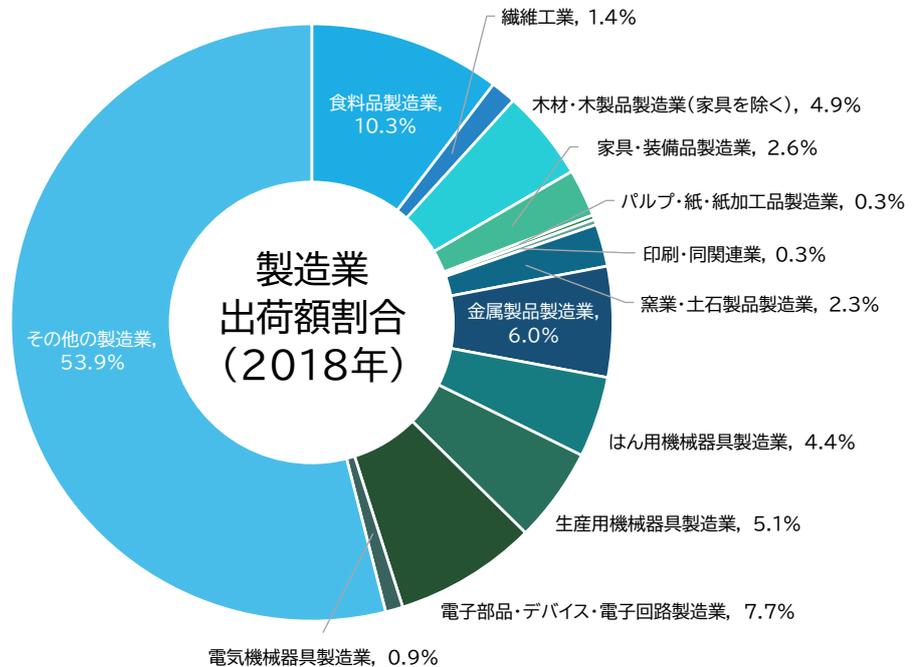
#### 大館市の地目別土地利用面積の割合

## (5) 産業構造

大館市の産業は第3次産業が中心であり、働く人の6割が第3次産業に従事しています。

製造業の出荷額は2018(平成30)年実績で約

1,414億3,000万円となっており、2007(平成19)年に比べて約50%増えています。



出典:工業統計表

### 製造業出荷額の割合(2018(平成30)年)

## (6) 気候変動の影響

近年、気温の上昇、大雨の増加、それによる農作物の品質の低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は大館市にも表れています。さらに今後、これら影響が長期間にわたり拡大する恐れがあると考えられています。ここでは、過去約40年間にわたる市内の長期的な気候変化について紹介します。

まず、大館市の年平均気温は短い期間での変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には40年あたり約1.3℃の割合で上昇しています。また、夏日(日最高

気温が25℃以上)、真夏日(同じく30℃以上)、猛暑日(同じく35℃以上)の増加(それぞれ40年間で約15日、約19日および約3日)や、冬日(日最低気温が0℃未満)の減少(40年間で約2日)も見られます。

将来にわたって気候がどのように変化していくのかについて、環境省や研究機関はさまざまな気候モデルや温室効果ガスの排出シナリオを用いて予測をしています。今世紀末(2076～2095年)の大館市域の予測結果<sup>1</sup>を次ページに示します。

<sup>1</sup> 「A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム」による。

今世紀末(2076～2095年)における大館市域の気候予測

項目		予測結果
気温等	年平均気温、日最高気温、日最低気温	おおむね4～5.5℃上昇
	夏日	年間50～60日増加
	真夏日	年間40～50日増加
	猛暑日	年間10～15日増加
	冬日	年間70～75日減少
降水量	短時間豪雨(1時間降水量30mm以上)	年間0.5～1.5回増加
	大雨(日降水量100mm以上)	年間0～1.0回増加
年間降雪量		平地部では150～200cm 減少 山岳部では175～300cm 減少

出典:「A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム」

このような気候の変化により、私たちの生活はさまざまな影響を受けることが考えられます。大館市において将来影響が表れることが心配される事象として、

国による影響評価の研究成果では、以下のような影響を予測しています。

大館市において予測される気候変動の影響

項目	予測される影響 <sup>2</sup>
自然生態系	ブナの潜在生育域が減少する。アカガシの潜在生育域が拡大する。
健康	ヒトスジシマカの生息可能域について、現在は市全域が非生息可能域であると言われているが、今世紀末(2081～2100年)には山岳の一部を除き、ほぼ全域が生息可能域になる。 熱中症搬送者数が、今世紀半ば(2031～2050年)には2～2.5倍、今世紀末(2081～2100年)には5.5～6倍となる。
農業	コメについて、収量を重視して予測した場合では、今世紀末(2081～2100年)には市内全域で収量が増加すると予測されているが、品質を重視した場合には、今世紀末にはほぼ全域で収量が減少することが予測されている。

出典:「環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究(2010～2014)」

<sup>2</sup> RCP8.5シナリオ(厳しい温暖化対策をとらなかった場合の、最も気温上昇が高いシナリオ)及びMIROC5気候モデル(東京大学・国立研究開発法人国立環境研究所・国立研究開発法人海洋研究開発機構が開発)による予測。

自然生態系については、現在生息している種の減少、絶滅、国内外からの移入種の定着等が懸念されます。

健康については、ヒトスジシマカの生息可能域拡大による蚊媒体感染症への感染が懸念されます。農業については、コメの登熟期間中、高温にさらされる恐れが増え、収量・品質の変動が大きくなります。また、短時間集中豪雨による局地的な冠水害の発生、高温による家畜の繁殖成績・増体の悪化、飼料作物の適応

品種の変化、豪雨による農業用ため池の決壊などのリスクが増加します。

以上のような気候の変化による生活への影響を少しでも抑えるためには、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を減らす対策(緩和策)に加えて、気候変動の影響による被害を避ける・減らす対策(適応策)が必要です。具体的には、以下のような取り組みが推奨されています。

### 地球温暖化対策の取り組み例

取り組み例	
緩和策	電気を自然エネルギー由来のものに切り替える
	太陽光発電など自然エネルギーを積極的に導入する
	化石燃料(灯油・ガソリンなど)の消費抑制に努める
	公共交通機関や自転車を使う、車で移動するときは何人かで同乗する
	食品ロスを減らす
適応策	気候変動で何が起こるか調べて、知る
	熱中症の予防を行う、熱中症への対応策を知る
	家や近所の排水溝の掃除をする(つまりの解消により洪水や冠水害を予防できる)
	自宅や職場付近の風水害・土砂崩れハザードマップを調べて避難経路を決めておく
	台風や水害に備えて非常食を準備したり、避難訓練に参加する
	高温障害や熱ストレスなどによる農業や畜産への影響について情報を収集する

上表の取り組みは一部の例となりますが、このように、私たちの日頃の生活でも地球温暖化対策を考え、

意識して行動することがより求められます。

## 2. 環境をとりまく社会情勢の変化と政策の動向

### (1) 国際情勢

2015(平成27)年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」が掲げられました。SDGsは、2030(令和12)年までに達成すべき、17のゴール・169のターゲットから構成されています。地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向けて、全ての国が、環境・経済・社会を含むさまざまな問題に対し、政府・民間企業・地域住民が互いに連携して取り組むことを目指しています。

また、同年12月には、歴史上初めて、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組

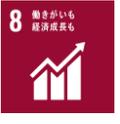
むことを約束した「パリ協定」が採択されました。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前から2℃より低く抑える「2℃目標」と、1.5℃に抑える「1.5℃努力目標」が掲げられました。この目標を達成するため、国際社会は、今世紀後半に世界全体の温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすること、つまり「脱炭素化」を目指していくことになります。この協定に基づき、日本政府は国の目標として、2030(令和12)年度までに温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で、26%削減する目標を掲げています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)

SDGs の17のゴール

ゴール	内 容
	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	飢餓をゼロに
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する
	レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
	国内および国家間の不平等を是正する
	都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

ゴール	内容
	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

出典：国際連合広報センター「SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは？ 17の目標ごとの説明、事実と数字」

## (2) 国の政策動向

上記のSDGsやパリ協定の動きをふまえ、わが国は2018(平成30)年に第五次環境基本計画を策定しました。環境・経済・社会の課題を総合的に解決していく

考え方と、脱炭素化社会に向けて世界で大きな転換の時期を迎えている点を含め、第五次環境基本計画では重点戦略として、以下の6つを設定しました。

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

同年には、気候変動対策として気候変動適応法が策定されました。2019(令和元)年には、環境大臣が全国の自治体に向けて、「ゼロカーボンシティ」の表明

を文書で呼びかけました。このように国内外で脱炭素化に向けた動きが進むなか、政府は2020(令和2)年、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ

口にする、「2050年カーボンニュートラル」を世界に向けて宣言しました。この目標を達成することは大変な努力が必要といわれていますが、これまでの発想を変えたり、積極的な対策を講じるなど、政府は経済と

環境の好循環を作っていくためのさまざまな政策（「グリーン成長戦略」）を強力に進めていくとしています。

### (3) 県の政策動向

秋田県は1999(平成11)年度に北部エコタウン計画を策定し、豊かな自然と共生する環境調和型社会の形成のための取り組みを進めてきました。また、2015(平成27)年度には、これまでの環境政策に加えて、温暖化対策と循環型社会の形成をさらに進めるために、「ふるさと秋田元気創造プラン」との整合性も図りながら、第2次秋田県環境基本計画(改定版)が策定されました。また同年に、第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画が策定され、ここでは、県民、地域団体、NPO、事業者、市町村等全員参加型で、環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築を基本理念として掲げています。また、2017(平成29)年度に策

定された秋田県災害廃棄物処理計画は、2011(平成23)年の東日本大震災の教訓を受け、今後予想される自然災害の被害をおさえ、減らすとともに、発生した災害廃棄物の処理を適正、かつ迅速に行うための方針を示しています。2016(平成28)年度には、パリ協定下の国別目標を意識した第2次秋田県地球温暖化対策推進計画が策定され、温暖化防止をさらに強化する姿勢をみせています。このように、これまでの主力の環境施策である資源循環やリサイクル事業だけではなく、温暖化等の地球規模問題への取り組みも進めています。

### (4) 市の政策動向

大館市は、「秋田県北部エコタウン計画」の主要となるリサイクル産業において、家電リサイクルやリサイクル拠点形成事業等で中心的な役割を担い、資源循環を中心とした環境関連施策を積極的に進めてきました。2016(平成28)年度には大館市ごみ処理基本計画の改訂が行われ、廃棄物の3Rを計画全体の基礎とし、廃棄物を効率的に、かつ適正に処理することを目指す方策が示されています。2020(令和2)年度には、第2次新大館市総合計画後期基本計画が策定されました。まちづくりの基本的な考え方の一つに”環境共

生都市”が挙げられ、環境保全意識を高めることや再生可能エネルギーの導入・推進による地球温暖化対策等が示されています。

さらに、大館市は2021(令和3)年2月、県内自治体では初めて、全国では263番目となる「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明(ゼロカーボンシティ宣言)」を行いました。このように、パリ協定以降の国内外の環境政策の動向をふまえ、大館市は将来の脱炭素化に向けた取り組みを今後の重点課題として位置づけています。

## (5) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の影響

2020(令和2)年1月、WHO(世界保健機関)が初めて感染を確認して以来、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は瞬く間に世界中に拡大しました。わが国においても同年1月に初の感染者が確認されてから、その勢いは今も衰えるきざしが見えません。感染拡大地域では緊急事態宣言が出されるなど、人々の生活や行動、価値観は大きく変わりました。この変化は一時的のものではなく、今後の人々の暮らし方やコミュニケーション、交通、経済活動などにも大きな変化をもたらすと考えられます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は、市内のさまざまな取り組みや活動にも影響を与えています。例えば、移動自粛による観光業の落ち込みと、

首都圏の飲食業で消費が減っていることによる地方産農作物の生産減は深刻です。環境面では、手洗いや施設清掃による水の使用量の増加、家庭での滞在時間が増えたことによる廃棄物の増加やエネルギー使用量の増加、比内地鶏の出荷量が激減した結果、良質なたい肥の生産量が減少するといった負の連鎖も起こっています。このように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって都市の持続性に対する新たな課題が出はじめています。今後は感染症リスクの視点をふまえると同時に、気候変動や生物多様性の保全、環境の課題に加え、経済の回復を視野にいれた環境と経済の好循環を実現できる社会にしていく必要があります。

### 3. 第2次大館市環境基本計画の評価

2011(平成23)年度から2020(令和2)年度までの計画期間において実施した第2次大館市環境基本計画では、目指す環境の将来像を「豊かな自然と産業を次世代へ引き継ぐまちづくり」として、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境・資源循環に関する施策を展開してきました。その結果、多くの施策項目についてはおおむね目標を達成することができましたが、一部の項目については未達成あるいは達成に向けて

現在進められている項目があります。詳しくは第4章の各施策における「現状と課題」に記載したほか、資料編に数値目標の達成状況を記載しています。

これら第2次大館市環境基本計画で残された課題に加え、先に述べたような環境に関する社会情勢の変化、大館市環境基本条例で定める基本理念をふまえ、今後の大館市の望ましい環境の将来像を次章のとおり設定しました。

#### 新たな課題および重要な視点の整理

<p><b>地球温暖化対策</b></p>	<p>地球温暖化対策に関する近年の世界規模での状況をふまえ、大館市においても気候変動の緩和策や適応策をより一層進めていくことが必要です。具体的には、市内から排出される温室効果ガスの削減や、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの積極的な導入、そして脱炭素なライフスタイルへの変更がこれまでに以上に重要視されます。</p>
<p><b>2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)への取り組みの推進</b></p>	<p>気候変動に関する国際的枠組であるパリ協定や、日本国としての「2050年カーボンニュートラル」の方針などを考慮し、国際社会の一員として脱炭素化社会へ貢献すべく、市民、事業者と一体となって、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現に取り組む必要があります。</p>
<p><b>地域の強みや独自資源を活かした環境政策の推進</b></p>	<p>環境事業を大館市の中心的な産業とするために、これまでに得たさまざまな技術、人材、未利用資源や関連施設を活用し、新たな事業展開を図ってきました。今後も廃棄物や未利用資源を独自の資源ととらえ、エネルギー利活用等を通して市の活性化につなげたいと考えます。</p>
<p><b>3Rの推進</b></p>	<p>大館市では2015(平成27)年にエコプラザを設置し、3Rを周知するとともに、リユース事業によるごみの削減に努めています。また、「こでん」回収の発祥の地として、全国にその意義や取り組みを発信し、市内の回収量の増加にも寄与してきました。今後も引き続き3Rを推進し、循環型社会を構築することで環境の保全を図ります。</p>
<p><b>SDGsとの関連づけ</b></p>	<p>本計画の施策展開をSDGsのゴール・ターゲットと関連づけ、その内容を周知・啓発することで、市民や事業者と取り組みやその必要性、到達点、役割を共有し、官民一体となって市の施策を推進していきます。</p>

## 第3章 大館市の望ましい環境の将来像

今後の大館市の望ましい環境の将来像を設定するにあたっては、専門家や行政、事業者、市民の意見を反映するとともに、事業者、市民、市の連携・協働が必要です。そこで、本計画では、専門家や事業者、市民の代表者からなる環境審議会および検討委員会での議

論に加え、市民アンケートや市民会議を開催し、将来こうありたいという大館市の姿とそれを実現するための具体的な行動について広く意見を募集しました。

その結果、大館市の望ましい環境の将来像を以下のとおり設定しました。

### 人と自然と技術を活かす 環境共創都市

#### ～持続可能な社会を目指して～

大館市は、その全面積の8割近くを山林が占めるなど、多くの自然が残されています。一方、歴史的に大館市は林業、農業、鉱業を中心に発展し、近年では新たに「環境」と「リサイクル」をキーワードに地域経済の再生に取り組んでいます。

望ましい環境の将来像の「人と自然と技術を活かす」には、豊富な森林や水などの自然資源を、環境教育や地球温暖化防止、自然と調和したまちづくりに活かし、大館市の強みである廃棄物処理、リサイクル産業の技術力をさらに伸ばして地域の産業が発展し、人々が生き生きと暮らせるまちづくりを実現していくという思いが含まれています。そして、「環境共創」という言葉には、そのような未来環境を、市民、事業者、市が互いの理解とつながりを深めながら、皆の力と役割の中で共に創っていきたいという願いが込められています。

世界では今なお、貧困や飢餓、十分な教育を受けられない、地域紛争、不平等社会、地球温暖化など、数多くの問題があります。これらの問題を世界中の国々

と一緒に解決するための目標が、「SDGs」(持続可能な開発目標)です。

わが国においても、「持続可能」な都市を実現するためには、市や事業者、市民一人ひとりがその意味を理解し、実際に行動に移すことが必要です。「地球上の誰一人として取り残さない」というSDGsの理念を大館市においても実現するため、本計画では環境の将来像を実現するための施策とSDGsの関連性を明らかにし、計画目標である2031(令和13)年までに主体間の連携を図りながら以下に示す6つの施策を進めていきます。

また、気候変動に関する国際的枠組である「パリ協定」や、それに沿ってわが国から意思表示された「2050年カーボンニュートラル」などを考慮に入れ、大館市の将来像においても温室効果ガス排出量が削減される取り組みを積極的に進めるとともに、環境への取り組みを通じて大館市の地域産業の活性化が図られることを目指します。

## ● 大館市の環境に関する市民・事業者へのアンケート調査

目的： 大館市の環境に対するご意見やご感想、ご要望をお聞きし、その内容を本計画に反映するため  
対象： 18歳以上の大館市民(無作為抽出した1,000名)、市内中学生(2年生449名)、市内事業者(50社)  
配布方法： 郵送アンケート調査(郵送配布・郵送回収)、およびWeb調査  
調査期間： 令和2年10月5日～10月23日  
調査票回収数： 市民492名、中学生449名、事業者25社  
回収率： 市民49%、中学生100%、事業者50%

環境の将来像についての設問：

「あなたが考える大館市の環境の理想像とは？」(3つまで選択)

1. 脱炭素化社会を実現し、地球温暖化防止に貢献するまち 中学生 1 位
2. 環境活動や資源循環を通して雇用や経済の好循環が生まれ、地域活性化が進むまち 市民・事業者 1 位
3. 市民一人ひとりが環境問題に関心をもち、積極的に活動に参加する、環境意識が醸成されたまち
4. 環境産業など環境の先進的な技術を持つ企業を誘致した、先進的なまち
5. ごみを資源やエネルギーに変え再生・循環利用するなど、循環型社会の形成が進んだまち 市民・事業者 2 位
6. 木と人の関わりや森林づくりの大切さを学び、暮らしに木を取り入れるまち
7. 森や水辺に恵まれ、多様な動植物が育まれる自然豊かなまち 中学生 2 位
8. 長木川や米代川など水辺環境が守られ、水辺の自然が豊かなまち
9. その他

その他の設問・回答結果は、資料編(P84～)に掲載しています。

## ● 市民会議

目的： 市民の皆さまのご意見を本計画に反映することを目的に、大館市内の自然や生活環境の良い点、課題などを議論し、市民・事業者・行政がそれぞれ果たすべき役割を明らかにしました。  
開催日： 第1回目 令和2年11月22日、第2回目 令和2年12月20日  
場所： 大館市中央公民館 視聴覚ホール

「さらに良い大館市にするために自分たちができる環境アクションアイデア」について参加者全員で議論し、特に参加者からの共感が多かったアイデアを紹介します。

(詳細の結果は資料編(P87～)に掲載しています。)



アイデア	私たちができること	市や学校、企業にしてほしいこと
愛のあふれるゼロ・ウェイスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生ごみの分別</li> <li>● リサイクル強化月間・週間</li> </ul>	生ごみの分別／たい肥／リサイクル目標値達成の特典／ごみ等をエネルギーに
ネットワークづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 拠点づくり(ファーマーズマーケット、エコプラザカフェ)</li> <li>② 秋田犬の里の場所活用</li> <li>③ 空き家の活用(例:空き家でスケートパークを作る)</li> <li>④ 居場所づくり(イベント、情報発信)</li> <li>⑤ まず声をあげる</li> </ol>	補助金／市民も気軽にイベントができるようにしてほしい／サークル活動の掲示板(張り紙&SNS等)／地域おこし協力隊／学生(小～大学生)とシルバーのつながりをつくる(②)／広報を気軽に活用したい(広報してほしい)(⑤)／市主催のイベントのさらなる周知／他自治体のケースも参考に他から学ぶ
高齢者活動支援 (コミュニティ活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● たまり場の運営</li> <li>● 交流する仲間づくり</li> <li>● リユース品・リサイクル品をもちよる</li> </ul>	たまり場作り／ミニバスの運行(バイオディーゼルの使用)

## 施策の体系

将来像

将来像を実現するための6つの施策と目標

施策の方向性

人と自然と技術を活かす  
持続可能な社会を目指して  
環境共創都市

### 施策1. 健康で安心して暮らせる都市の実現

大気・水・土壌等環境を守り、安全で安心して暮らせる都市を目指します。みんなが環境に関心を持ち、環境保全を意識して行動する姿を目指します。

- 1.1 良好な大気、水、土壌環境の確保
- 1.2 騒音・振動の抑制
- 1.3 廃棄物の発生抑制と適正処理・再資源化の推進

### 施策2. 自然と調和した都市空間の整備

大館市の誇れる歴史や文化、自然環境や生態系をこれからも守り、都市と自然が調和した土地利用、魅力的な景観づくりを推進します。

- 2.1 生物多様性の保全
- 2.2 公園・緑地の整備と拡充
- 2.3 自然・景観の保全
- 2.4 歴史的・文化的遺産の保全と継承

### 施策3. 安全で快適な生活環境の整備

最新技術の利活用や公共交通対策、空き家対策を通じて、安全で快適な生活環境・住環境の確保を目指します。

- 3.1 公共交通対策の推進
- 3.2 ICTの利活用の推進
- 3.3 除排雪の充実
- 3.4 空き家対策

### 施策4. 環境と経済の好循環の実現

リサイクル関連産業の発展、廃棄物系バイオマス資源等の有効利用を通じた環境の保全と資源循環の推進、地域経済の活性化を目指します。

- 4.1 リサイクル産業を基軸とした環境事業の推進
- 4.2 3Rの推進
- 4.3 環境と調和した地域産業活性化の促進

### 施策5. 地球温暖化対策の推進

2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)の実現を目指します。

- 5.1 2050年ゼロカーボンの実現に向けた取り組みの推進

### 施策6. 連携・協働による環境施策の推進

市民、事業者、市がそれぞれの役割を理解し、支えあい共に行動できる社会を目指します。

- 6.1 環境活動を通じた地域コミュニティの活性化
- 6.2 幅広い世代への環境教育・学習の推進
- 6.3 “つながり”の形成促進

## 第4章 将来像を実現するための施策展開

大館市の望ましい環境の将来像を実現するため、6つの施策と目標、方向性、具体的な行動を設定しました。また、各施策のSDGsのゴールとの関連性についても着目しました。市民、事業者、市はそれぞれの役割

を理解し、互いに連携・協働して将来像を「共に創って」いくことが大切です。また、個々の施策は互いに関連性があり、望ましい将来像を形づくる上でどれも欠かせない要素になっていることも重要です。



## 1. 施策1 健康で安心して暮らせる都市の実現

<b>施策</b>	<b>健康で安心して暮らせる都市の実現</b>
<b>目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大気・水・土壌等環境を守り、安全で安心して暮らせる都市を目指します。</li> <li>● みんなが環境に関心を持ち、環境保全を意識して行動する姿を目指します。</li> </ul>
<b>指針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大気、河川等公共用水域、騒音、土壌の各環境基準を常に100%達成します。</li> <li>● 市内から出る廃棄物の量を大幅に減らし、資源の消費抑制を図ります。</li> </ul>

### 関連する SDGs

ゴール	ターゲット	大館市が重視する視点
<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 	3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる	環境汚染による健康リスクを下げる
<b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に 	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する	生活排水による水質汚濁を抑える
<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	11.6 2030年までに、大気、水、騒音、土壌の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する	大気、水、騒音、土壌の環境基準を守る
<b>12</b> つくる責任 つかう責任 	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する	廃棄物の量を減らす ポイ捨てをなくす 不法投棄をなくす

## (1) 現状と課題

### ① 水環境

水環境について、豊富な水源林をもつ一級河川の米代川とその支流である長木川は、飲料水や農業用水として広く利用されています。河川水の水質の調査結果によれば、大腸菌群数で一部基準値の超過がみられたものの、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、溶存酸素量(DO)、浮遊物質量(SS)ともに問題は見られません。

大館市の水道事業では、2018(平成30)年度の水道普及率(行政人口に対する給水域内人口比)は84.9%で、給水普及率(給水区域内人口に対する給水人口比)は87.0%となっており、県内平均の92.1%と94.8%をどちらも下回っています。小規模水道や自家水などを含めるとほぼ全てで水道が利用可能な状況ですが、水量や水質に不安のある地区も

残されており、水道普及率と給水普及率の向上は引き続きの課題です。また、下水道等普及率は2019(令和元)年度末で80.2%(内訳は、公共下水道57.1%、農業集落排水施設10.2%、合併処理浄化槽13.0%)となっており、県内平均の88.0%を下回っていることから、引き続き、下水道の整備・拡充に向けた取り組みを進める必要があります。

2020(令和2)年10月に実施した環境に関する市民アンケートの結果では、「食べ物の残りかすや油を流さないようにしている」や「洗剤などは使い過ぎないようにしている」といった生活行動面の取り組みに関する割合が10年前の同様の調査時から改善しておらず、生活排水による水質汚濁が懸念されます。引き続き良好な環境を守っていく必要があるといえます。

水環境(2019(令和元)年度調査結果)

地点	測定結果	水素イオン濃度(pH)	溶存酸素量(DO) [mg/l]	生物化学的酸素要求量(BOD) [mg/l]	浮遊物質量(SS) [mg/l]	大腸菌群数 [MPN/100ml]
十二所橋	最小—最大	6.9-8.0	7.9-13	<0.5-1.7	1-49	230-350,000
	平均	—	11	—	6	20,000
	m/n	0/21	0/21	0/21	2/21	9/21
新真中橋	最小—最大	7.1-7.4	7.6-13	<0.5-1.0	2-26	230-33,000
	平均	—	11	—	5	8,000
	m/n	0/12	0/12	0/12	1/12	5/12
環境基準値(類型 B)		6.5 以上 8.5 以下	平均5以上	3以下	平均 25 以下	5,000 以下

出典:令和2年度秋田県環境白書資料編

環境に関する市民アンケートの結果(生活排水の水質)

設 問	前回調査(2010年)	前回調査時に設定した 2020年の目標	今回調査 (2020年)
「食べ物の残りがすや油を流さないようにしている」	57.1%	80%	67.1%
「洗剤などは使い過ぎないようにしている」	35.9%	60%	39.8%

② 大気環境

大気については、測定を行っている二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、光化学オキシダント、微小粒子状物質ともに環境基準をクリアしています。今後

も引き続き大気環境のモニタリングを行い、きれいな大気環境を守っていくことが重要です。

大館市の大気環境

年 度	測定項目(*)				
	SO <sub>2</sub> [ppm] (年平均値)	SPM [mg/m <sup>3</sup> ] (年平均値)	NO <sub>x</sub> [ppm] (年平均値)	Ox [ppm] (昼間の1時間 値の年平均値)	PM2.5 [μg/m <sup>3</sup> ] (年平均値)
2011(平成23)	0.000	0.009	—	—	—
2012(平成24)	0.000	0.008	—	—	—
2013(平成25)	0.001	0.010	—	—	—
2014(平成26)	0.001	0.014	—	—	12.2
2015(平成27)	0.001	0.013	—	—	10.9
2016(平成28)	0.001	0.012	0.008	0.029	9.8
2017(平成29)	0.001	0.013	0.005	0.032	9.2
2018(平成30)	0.001	0.012	0.005	0.031	10.5
2019(令和元)	0.001	0.011	0.005	0.032	8.2
環境基準適否	適	適	適	適	適
備 考	—	—	2016年9月 新設	2016年9月 新設	2014年11 月新設

(\*)SO<sub>2</sub>:二酸化硫黄 SPM:浮遊粒子状物質 NO<sub>x</sub>:窒素酸化物 Ox:光化学オキシダント PM2.5:微小粒子状物質

出典:令和2年度秋田県環境白書資料編(一般環境大気測定局測定値:大館市字金坂後)

### ③ 騒音・振動

騒音については、自動車騒音常時監視の結果、2010(平成22)年度は一部地域において基準値を超えるケースがありましたが、2011(平成23)年以降では基準値の超過はありません。また、環境に関するアンケートの結果でも、「騒音、振動がない」の満足度は10年前の調査時に比べて改善傾向が見られます。今後も引き続き、良好な生活環境を維持するため騒

音の監視・対策を行っていくことが望まれます。

次に振動については、大館市は振動規制法による規制地域の指定を受けています。市内工場・事業場の届出管理、立入検査および指導や振動測定等が行われており、過去10年間、振動規制法に基づく改善勧告や改善命令はありませんでした。今後も引き続き、法をしっかりと守っていくことが必要です。

### ④ 土壌

土壌汚染状況調査の結果、基準に適合していない土地があった場合、県知事は、汚染の状況によりその範囲を「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」として指定します。そして、区域内の土地の土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認めら

れるときは、土地の所有者等に対して汚染の除去等を命ずることができると定められています。秋田県内全体では2019(令和元)年度末現在、9つの区域が形質変更時要届出区域に指定されていますが、大館市内には指定は出されていません。

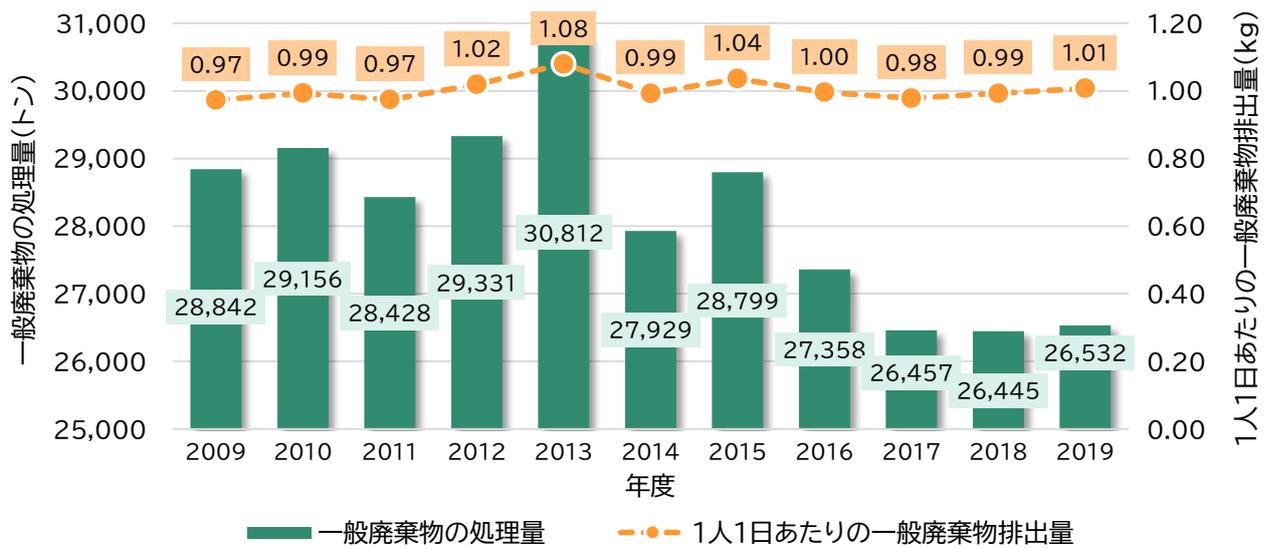
### ⑤ 廃棄物

一般廃棄物の処理量は年々減ってきており、2019(令和元)年度は26,532トンと、2009(平成21)年度の28,842トンに比べて8%ほど減少しています。しかし、1人1日当たりの排出量はあまり変化がなく、2019(令和元)年度の排出量は1,008グラムでした。この量は、大館市ごみ処理基本計画における2020(令和2)年度の目標値940グラムより多く、今もなお廃棄物の排出量は多いのが現状です。

一方、再生利用についても、資源化率は14.21%(2019(令和元)年度)と、2009(平成21)年度の12.87%と比べると増えてはいるものの、近年では減少傾向にあり、高い数値とはいえません。大館市ごみ処理基本計画によれば、今後も循環型社会の構築

に向けた廃棄物の削減、資源化率の向上を目指し、3Rを有効活用しながら施設整備を効率的に進めることとしています。

近年ではゴミ袋の中に混入したリチウムイオン電池等が発火し、廃棄物処理施設等で大きな火災が発生するなど、一昔前では考えられなかった事故が頻発しています。また、プラスチックごみの大量廃棄による環境汚染や、マイクロプラスチックによる生態系や健康への影響などは世界的な問題です。廃棄物の種類や性状は時代によって、また生活様式の変化にともなって変化していくことから、廃棄物の収集運搬、処理方法についても定期的に見直し、廃棄物の性状に見合った処理と、そのための分別の周知徹底が必要です。



出典:大館市環境課調べ

大館市における一般廃棄物処理実績および排出量(一人当たり)



出典:大館市環境課調べ

大館市における資源化量および資源化率

## (2) 施策の方向性

### ① 良好な大気、水、土壌環境の確保

- 大気汚染状況等のモニタリングを継続し、その結果についての情報提供を積極的に行います。
- 河川の定期モニタリングや水質事故発生時の適切な対応などを充実させ、河川の環境を守ります。また、身近な水辺環境の美化と河川の水質保全を図るための周知・啓発を推進します。
- 上下水道の普及率の向上、耐震化・老朽化対策に努めます。
- 汚染土壌の拡散防止対策を講じ、有害物質の人体への摂取リスクを減らします。

### ② 騒音・振動の抑制

- 市民や事業者等に対し、騒音・振動の発生防止に資する啓発や情報発信を推進します。
- 騒音や振動に関する問い合わせや苦情には、法令等にしがいい適切かつ迅速に対応します。

### ③ 廃棄物の発生抑制と適正処理・再資源化の推進

- 3Rやごみの分別等についての普及啓発活動を推進し、廃棄物を減らすことに努めます。
- 不法投棄の撲滅に努めます。
- 廃棄物処理施設の延命化、耐震化、老朽化対策を進めます。
- 廃棄物の適正処理や再資源化の推進を通じて、環境保全や循環型社会の形成に寄与します。
- 廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害等発生時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できるような体制の構築を進めます。

## (3) 具体的な取り組み

### 良好な大気、水、土壌環境の確保

- 落ち葉や家庭ごみなどの野焼きは行いません。【市民】
- 家庭の台所から調理くずや油を流さない、洗剤は自然に分解しやすい物を適量だけ使用するなど、生活排水の浄化に努めます。また、下水道への接続や浄化槽の設置を進め、排水対策に努めます。【市民】
- できるだけ有機肥料を使うようにします。【市民や農家等】
- 外出の際にできるだけ自転車や公共交通を利用し、自動車排出ガスの発生抑制に努めます。また、ノーマイカーデーを設けたり、乗り合いを行うなど、極力自動車に頼らない移動方法を検討します。【市民・事業者】
- 河川の清掃・美化活動に協力、参加します。また、市が公表する環境モニタリング結果やその他環境保全・美化に関する各種情報を確認し、身の回りや事業領域における環境について考え、行動するよう努めます。【市民・事業者】
- 法令を遵守し汚染物質排出の削減に努めます。【事業者】
- 排水処理施設の整備・点検を適切に実施します。また、事故発生時に有害物質などが流れ出ないよう、危機

管理体制を強化します。【事業者】

- 法令に基づき、土壌・地下水汚染調査を実施し、浄化や汚染土壌の除去など必要な対策を講じます。また、地盤沈下を防止するため、地下水の揚水量の削減に努めます。【事業者】
- 基準を満足しない小型焼却炉の使用禁止や野焼きの禁止を徹底します。【市】
- 電気自動車やハイブリッド車などの次世代自動車を公用車の更新に合わせて導入します。【市】
- 悪臭対策を徹底し、苦情の無いように努めます。【市】
- 公共下水道の普及を図ります。また、公共下水道が普及していない地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。【市】
- 家庭での使用済み食用油の適正処理などの普及・啓発に努めます。【市】
- 休廃止鉱山についての各種対策と調査・監視を継続的に実施します。【市】

## 騒音・振動の抑制

- 自動車の整備を怠らず、正しく使用します。【市民】
- 法令を遵守し、騒音・振動の防止に努めます。【事業者】
- 近隣住民と円滑なコミュニケーションを図りつつ、事業に伴う騒音の防止に努めます。【事業者】
- 関係機関との連携を図り、工場・事業場への立ち入り検査や改善指導に努めます。【市】
- 道路整備にあたって低騒音舗装などの導入、緩衝緑地の設置などの防音対策に努めます。【市】
- アイドリングストップなどのエコドライブを実践します。【全主体】

## 廃棄物の発生抑制と適正処理・再資源化の推進

- 野焼きや簡易焼却炉などによる自家処理をやめます。【市民】
- 犬や猫などペットの糞の始末をきちんと行います。【市民】
- ごみの分別をしっかりと行います。【市民・事業者】
- 計画的な廃棄物削減に取り組みます。【事業者】
- 3R運動を推進するために、広報活動や環境教育の充実を図ります。【市】
- 委託業者や許可業者との連携を深め、収集運搬の一層の合理化、効率化を進めます。【市】
- 粗大ごみ処理場の延命を図りながら、循環型社会形成に向けたリサイクル施設の整備を事業者とも連携して検討します。【市】
- 大館市災害廃棄物処理計画に基づき、事業者等と連携して災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うよう努めます。【市】
- 不法投棄監視員と連携し、不法投棄防止の強化を図り、不法投棄をなくします。【市】
- ポイ捨てや不法投棄は絶対にしません。【全主体】
- イベント時や外出時など、ごみの持ち帰りを実践します。【全主体】
- 使い捨て製品の使用を控え、繰り返し使える製品や詰め替え製品をなるべく使うようにします。【全主体】
- 食品ロスを減らすよう努めます。【全主体】

## 2. 施策2 自然と調和した都市空間の整備

施 策	自然と調和した都市空間の整備
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大館市の誇れる歴史や文化、自然環境や生態系をこれからも守り、都市と自然が調和した土地利用、魅力的な景観づくりを推進します。</li> </ul>
指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「緑が豊か」の満足度を100%に（2020年は市民84.8%、中学生94.9%）</li> <li>● 「伝統的な資源や文化が残っている」について「そう思う」を80%に（2020年は市民46.7%、中学生63.9%）</li> </ul>

### 関連する SDGs

ゴール	ターゲット	大館市が重視する視点
<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する	市内の建造物・天然記念物等の文化財の保全に努める
	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する	自然と調和した公園・緑地の整備、拡充
<b>12</b> つくる責任 つかう責任 	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする	自然や生物多様性についての関心・意識の向上
<b>15</b> 陸の豊かさを守ろう 	15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する	ホタルや白鳥など動植物の生息できる豊かな自然環境の保護と創出

## (1) 現状と課題

環境に関する市民アンケートの結果によれば、大館市の環境で残したいものとして「豊かな自然環境」をあげた方が多く、多くの市民が現状の良好な自然環境が続くことを求めていることがわかります。さらに、「動物が多い」の満足度は、10年前の前回調査時から引き続き高い値となっています。

一方で、「ホタル」、「白鳥」、「魚」を見かける頻度は、前回調査時からあまり変わりませんが、数値目標は大きく下回りました。徐々にではありますが、実際の動植物の豊かさは減少している可能性があります。まずは、市内に残る豊かな自然環境を守っていくことが第一の課題です。その上で、ホタルや白鳥などをよく見かけけるような自然環境をつくりだしていくことが大切です。

次に、公園・緑地について見てみると、市民一人当たりの公園面積は約16.1m<sup>2</sup>で、10年前の13.5m<sup>2</sup>より増えています。敷地の緑化を行っている企業は52.0%にも上り、公園・緑地の整備は着実に進んでいるといえます。歴史的建造物や伝統的祭事等につい

ては、近年では社会環境の変化、生活様式の多様化、人口減少、少子高齢化などが進み、民俗芸能や伝統文化を継承していくことが難しくなっているのも事実です。さらに、市中心部の空洞化、空き家や空き地の増加なども問題になっています。

環境に関する市民アンケートの結果によると、「緑が豊か」、「公園、緑地が多い」、「水と触れ合う場が多い」、「野山などの自然景観がよい」、「まちなみが美しい」、「伝統的な資源や文化が残っている」の満足度は、いずれも10年前の同様の調査結果よりも向上しましたが、中学生の「緑が豊か」、「水と触れ合う場が多い」、「伝統的な資源や文化が残っている」を除き、目標値には達しませんでした。今後は、公園・緑地の整備に加え、整備した公園・緑地の周知についても力を入れていく必要があります。

以上のような諸課題をふまえ、都市と自然とが調和し、市民一人ひとりが快適に生活を送れる空間を整備するとともに、歴史的な資源や文化財の保護と将来へ継承していくための施策が重要となっています。

環境に関する市民アンケート結果

設 問	前回調査 (2010年)	前回調査時に設定した 2020年の目標	今回調査 (2020年)
「動物(野生鳥獣、昆虫など)が多い」の満足度(満足+やや満足)	60.1%	80%	市民:64.8%
「ホタル」を見かける頻度(よく見る+時々見る)	22.1%	60%以上	市民:13.8% 中学生:26.1%
「白鳥」を見かける頻度(よく見る+時々見る)	60.5%	80%以上	市民:53.7% 中学生:62.8%
「魚」を見かける頻度(よく見る+時々見る)	34.7%	60%以上	市民:25.0% 中学生:42.8%
「緑が豊か」の満足度(満足+やや満足)	83.5%	90%	市民 84.8% 中学生 94.9%
「公園、緑地が多い」の満足度(満足+やや満足)	45.0%	60%	市民:51.6% 中学生:51.7%

設 問	前回調査 (2010年)	前回調査時に設定した 2020年の目標	今回調査 (2020年)
「水と触れ合う場が多い」の満足度 (満足+やや満足)	27.2%	60%以上	市民:32.5% 中学生:75.5%
「野山などの自然景観がよい」の満足度 (満足+やや満足)	74.4%	90%	市民:76.4% 中学生:83.3%
「まちなみが美しい」の満足度 (満足+やや満足)	26.1%	60%以上	市民 31.1% 中学生 51.9%
「伝統的な資源や文化が残っている」の 満足度(満足+やや満足)	38.7%	60%以上	市民 46.7% 中学生 63.9%

## (2) 施策の方向性

### ① 生物多様性の保全

- 身近な野生の動植物をいたわり、自然を大切にすることを育みます。
- 生物多様性に関する情報や知見を集め、さまざまな学習活動・教育に活用します。
- 事業活動における生態系への配慮に関する周知を徹底します。

### ② 公園・緑地の整備と拡充

- 市民や事業者等と連携し、利用者の憩いや安らぎの空間づくりに努めます。
- 市民の憩いの場、スポーツの場として、身近に緑にふれあうことができる場づくりを進めます。
- 公園施設長寿命化計画による適切な維持管理を行うとともに、長期間未整備の公園・緑地については、県のガイドラインに基づき状況を整理し、整備に関する今後の方向性を検討します。
- 緊急時の一時的な避難場所として、あるいは火災延焼の防止のための役割を担うとともに、日常における多目的な活用を図ります。

### ③ 自然・景観の保全

- 田園風景の維持や環境整備、耕作放棄地の解消に努めます。
- 市民や事業者等と連携し、環境美化活動や自然環境・景観の保全に努めます。
- 市内を流れる米代川や長木川等の河川、水辺、公園緑地を相互につなぎ、水と緑のネットワークをつくれます。
- 市民が豊かな緑とふれあえる空間づくりを推進し、憩いの場として生活に活かします。

### ④ 歴史的・文化的遺産の保全と継承

- 歴史的建造物の保存・活用を行い、併せて街並みの景観保全・形成に努めます。
- 歴史的風致の認識向上と情報発信に努めます。
- 郷土芸能や伝統技術を伝承する活動の継承、後継者の育成に取り組みます。

### (3) 具体的な取り組み

## 生物多様性の保全

- 自然観察会や親子体験教室などに積極的に参加します。【市民】
- 生態系に大きな影響を与えうる開発や事業活動は回避するとともに、開発行為等を実施する際には地域の生態系に配慮した工法により実施するよう努めます。【事業者】
- 事業者や市民団体等と協力して自然観察会や親子体験教室などを継続的に開催します。【市】
- 事業者や市民団体等と協力し、市内に生息する動植物に関する情報や科学的知見の蓄積を継続し、学習活動や生態系保全の周知・啓発に活かします。【市】
- 野生の動植物をいたわり、いきものの命を育む自然を大切にします。【全主体】

## 公園・緑地の整備と拡充

- 大館市都市再興基本計画(大館市都市計画マスタープラン)および大館市公園施設長寿命化計画に基づき、緑地の保全や、公園施設の整備・維持管理を行います。【市】
- 長根山運動公園、二ツ山総合公園、長木川河川緑地、達子森公園、田代スポーツ公園をみどりの拠点と位置づけ、保全・活用を図ります。【市】
- 施設更新にあたっては子どもを育みやすい環境を目指した「キッズデザイン」の視点を積極的に取り入れます。【市】

## 自然・景観の保全

- 市民と協働し、環境美化活動やポイ捨て防止を進めるとともに、市民・事業者等と連携・協働し、地域ぐるみで自然環境・景観を保全します。【市】
- 大館市都市再興基本計画に基づき、環境と調和し、統一感のある土地利用と街並みづくりに努めます。【市】
- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」に基づき、農村における水源かん養、自然環境の保全、良好な景観づくり等に努めます。【市】
- 住宅や事業所、その他建造物を建設する際は、周囲の景観への調和を図ります。【全主体】

## 歴史的・文化的遺産の保全と継承

- 市の発信情報に触れ、祭典や催事に積極的に参加します。【市民】
- 歴史的建造物や文化財についての知識や理解を深めます。【市民・事業者】
- 地域固有の祭礼や祭典等の保護、大館城址の保全、修景を市民・事業者と連携して行います。【市】
- まち歩きマップや副読本、デジタル媒体などを配布、発信し、興味・関心が高まるような情報発信を継続して行います。【市】
- 祭礼行事などの郷土芸能や伝統技術を伝える活動に取り組んでいる組織や保存団体と、今後も伝統文化を継承していくための方策について協議を進めます。【市】
- 地域や学校、事業者と連携し、祭礼行事や郷土芸能などの将来の担い手である小中学生や保護者、市民の理解を深め、後継者の確保育成に取り組みます。【市】
- 市内の歴史的建造物のうち、国や県、市の指定文化財や国登録有形文化財については、各種法条例に基づき適切に保存します。また、指定されていない歴史的建造物は、その歴史的価値を把握するための調査を行い、評価したうえで新たな指定を検討します。【市】

### 3. 施策3 安全で快適な生活環境の整備

施 策	安全で快適な生活環境の整備
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最新技術の利活用や公共交通対策、空き家対策を通じて、安全で快適な生活環境・住環境の確保を目指します。</li> </ul>
指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動困難者への支援が行き届き、あらゆる世代で移動に関する課題が解消されている。</li> </ul>

#### 関連する SDGs

ゴール	ターゲット	大館市が重視する視点
<b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラを開発する	最新技術を駆使した安全・安心な自動運転サービスの開発
<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除排雪の対策</li> <li>・空き家の対策</li> </ul>
	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通不便地域における「地域の足」の確保</li> <li>・持続可能な交通システムの整備</li> <li>・交通弱者への支援と対策</li> </ul>

## (1) 現状と課題

大館市地域公共交通網形成計画によれば、大館市内では2017(平成29)年時点で路線バスが17路線、コミュニティバスは2路線が運行しています。鉄道駅およびバス停の利用圏カバー率(総人口ベース)は、用途地域内で82.9%、都市計画区域内で79.8%を占めています。なお、2035(令和17)年の公共交通利用県内人口は、2010(平成22)年の7割程度に減少すると見込まれています。今後、将来的に持続可能な公共交通網を維持するためには、公共交通不便地域の拡大やサービス低下への対応、ニーズに応じた公共交通の効率化、交通弱者増加への対応・交通手段の確保

が課題となります。また、交通不便地域における「地域の足」を確保するため、地域住民が主体となる取り組みを進めるほか、自動運転サービスの実証試験など、「暮らしをつなげるまちづくり」に取り組む必要があります。

大館市の空き家バンクへの登録については、さまざまな要望に応じられるよう、不動産業者が扱いにくい物件も登録できるようにするとともに、空き家を活用した住宅取得とリフォームを一体とした制度について検討する必要があります。

## (2) 施策の方向性

### ① 公共交通対策の推進

- 公共交通機関を充実させ、誰もが移動しやすい交通基盤の整備を推進します。
- 公共交通施設の耐震化、老朽化対策、業務継続体制の強化を図ります。

### ② ICTの利活用の推進

- AI(人工知能)、RPA(ロボティックプロセスオートメーション / Robotic Process Automation)など、さまざまな場面においてICTの利活用に推進します。

### ③ 除排雪の充実

- 冬期間の雪の影響をできるだけ少なくし、効率的な除排雪体制を整備します。
- 暴風雪や豪雪による被害を最小限に抑えるよう努めます。

### ④ 空き家対策

- 空き家対策に取り組み、総合的な既存住宅の有効活用を図るとともに、平常時のみならず、緊急時においても安全な住環境を守れるよう努めます。

### (3) 具体的な取り組み

## 公共交通対策の推進

- 公共交通機関を積極的に利用します。【市民・事業者】
- 大館市地域公共交通網形成計画に基づき、公共交道路線の再編、多様な運行形態による交通手段の確保、交通結節点における乗り継ぎ環境の向上、地域拠点づくり、情報発信、多様な連携による公共交通の利用促進、公共交通を市全体で支える体制の構築等を検討します。【市】
- 大館市国土強靱化地域計画に基づき、大規模自然災害発生後であっても、生活や経済活動に欠かせないライフラインを確保しその早期復旧を図れるよう、平常時から検討を行います。【市】

## ICTの利活用の推進

- 5G、AI、RPA、ロボット、IoT などといった「第4次産業革命」によって生まれた革新的技術を的確にとらえ、農林業をはじめ工業や観光などの産業全体にとどまらず、医療や福祉など、さまざまな場面でのICTの積極的な活用を進めることにより、生産性や品質の向上、労働力不足などの諸課題の解決にむけた取り組みを推進します。【市】
- 住民向けや災害時などの緊急情報の円滑な情報伝達手段として、コミュニティFMを活用します。また、災害時の住民への伝達手段として、緊急時情報一斉配信システムやSNS等による複数の情報発信手段の整備推進、定期的な配信訓練等の実施により、迅速かつ効果的な情報提供に努めます。【市】
- 携帯電話の不感地域の解消を図るとともに、ICTの発展に適切に対応できる環境整備を推進します。【市】

## 除排雪の充実

- 道路の環境美化、除排雪への協力、助け合いをします。【市民】
- 国道、県道の管理者と十分連携を深め、地域住民との協働により、冬期の暮らしを支える交通の安全性確保を図ります。【市】
- 老朽化が進む除雪機械の計画的な更新や、降雪センサーの増設を行います。【市】
- 町内会を通じた、空き地等の固定資産税の減免制度を活用した雪寄せ場や、河川敷等の雪捨て場の確保・拡充を図るとともに、凍結防止剤散布や道路パトロールを強化しながら、きめ細かな道路管理に努めます。【市】

## 空き家対策

- 大館市空き家等対策計画に基づき、新たな空き家等の発生を抑えるための情報発信や啓発活動、所有者等（周辺に悪影響を及ぼしている空き家などの所有者や関係者）への適正管理通知ならびに建物管理または解体に関連した情報提供を行うほか、「空き家バンク」制度の活用による空き家等の利用促進を行います。  
【市】
- 大館市空き家等対策計画および大館市国土強靱化地域計画に基づき、空き家対策を進め、建築物等の倒壊により被害が拡大することを防ぎます。【市】
- 責任をもって空き家、空き地の管理を行います。【所有者】

## 4. 施策4 環境と経済の好循環の実現

施 策	環境と経済の好循環の実現
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リサイクル関連産業の発展、廃棄物系バイオマス資源等の有効利用を通じた環境の保全と資源循環の推進、地域経済の活性化を目指します。</li> </ul>
指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「市内リサイクル事業の認知度」を90%以上に（2020年は60%）</li> <li>● こでんリサイクルの協力割合を90%以上に（2020年は62%）</li> <li>● 人口減少に歯止めがかかり、定住人口が維持されている。</li> </ul>

### 関連する SDGs

ゴール	ターゲット	大館市が重視する視点
<b>8</b> 働きがいも 経済成長も 	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する	地元雇用の創出と促進
<b>9</b> 産業と技術革新の 基盤をつくらう 	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用バイオマスの有効活用</li> <li>・廃棄物処理施設におけるエネルギー回収と地域への熱供給</li> </ul>
<b>12</b> つくる責任 つかう責任 	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こでんリサイクルの推進</li> <li>・生ごみのたい肥化事業、廃食油の回収事業等、3Rの推進</li> </ul>
<b>15</b> 陸の豊かさも 守ろう 	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる	森林の整備、木材の積極的な利活用

## (1) 現状と課題

### ① リサイクル産業の発展

大館市には、鉱業でつちかった技術や施設を活かした廃棄物処理および金属リサイクル事業が集まっています。中でも秋田県北部エコタウン計画に基づく家電リサイクル事業では、テレビの地上デジタル化やエアコンの導入台数の増加など、国の政策や生活スタイルの変化の影響はあるものの、順調に事業を継続しています。また、2006(平成18)年より全国初の試みとして実施された「使用済小型家電(こでん)の回収」の取り組みは、その後、全国に拡大し、2013(平成25)年に制定された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(通称 小型家電リサイクル法)の基礎となりました。現在は市内15箇所の公共施設、12店舗等および5つの郵便局、6箇所の高校・大学に回収ボックスを設置するとともに、2017(平成29)年10月1日からは回収ボックスに入らない小型家電の受け入れをエコプラザで始めるなど、使用済小型家電の回収・リサイクルに継続的に取り組んでいます。

鉱山関連技術・基盤を生かした素材リサイクル産業では、近年、主に車載用として使用されるリチウムイオンバッテリーの適正処理及び資源回収・リサイクルに向けた技術開発を進め、2018(平成30)年より受け入れ・処理の本格操業が開始されました。あわせて、小型のリチウムイオンバッテリーについても、適切な収集・循環処理に協力していくことを考えています。また、

### ② 3Rの推進

大館市では、3Rの普及・啓発のための施設として、2015(平成27)年5月に大館市エコプラザを開設しました。エコプラザでは再利用可能なものを無料で受け入れ、簡単な清掃や修理を施し、安価で販売しており、2019(令和元)年度は3,128品(19,301kg)の持ち込みに対し2,968品(17,433kg)が販売されるなど、3Rの普及・啓発の取り組みを推進しています。

また、大館市は地球温暖化対策に資する二酸化炭素排出削減や地域循環型社会を目指すため、2009

使用済みとなった太陽光発電パネルの効率的・効果的な回収・収集運搬方法の検証と、使用済みパネルからの有用物の回収・リサイクルに向けた実証試験が行われています。将来、全国的に大量発生が見込まれる使用済み太陽光発電パネルの適正処理と資源循環に資する取り組みを今後も継続し、早期の事業化を後押しします。

また、廃プラスチック利用新建材製造事業は、景気低迷・デフレの影響を受けつつも、需要の拡大が続いており、生産の拡大に伴って、原料となる廃プラスチック・建築廃材等の調達が課題となっています。また、ペットボトルキャップ回収事業を2007(平成19)年から市内全小中学校で開始し、回収したキャップはさまざまなプラスチックの再生原料として使用されています。

このほか、市内のガラス瓶リサイクル工場が2006(平成18)年に稼働開始し、2009(平成21)年度からはガラス瓶が無機系多孔質軽資材としてリサイクルされているなど、大館市では目に見えるリサイクルを推進しています。今後もリサイクル産業の更なる発展・成長産業化を目指し、国や県、研究機関、事業者等と連携しながら人材育成や技術開発、産学官民連携に注力していくことが必要です。

(平成21)年に策定した大館市バイオマスタウン構想に基づき、さまざまな取り組みを進めています。大館市コンポストセンターや大館市比内地鶏糞処理施設では、市内で発生する鶏糞や生ごみを処理して堆肥として再利用し、循環型農業を進めています。また、軽油の代替燃料となるBDF(バイオ・ディーゼル燃料)を生産するための廃食用油の回収事業は、2007(平成19)年10月にスタートし、市の公用車をはじめとして8台の車が軽油の代わりに利用しています。関係団体に

よる協議会も組織され、一般家庭から廃食用油を回収するほか、市内の学校給食施設、事業所などからも回収しています。未利用バイオマスの利用としては、2008(平成20)年には端材や間伐材等を原料として木質ペレットを製造する工場が稼働、公共施設等に導入したペレットストーブの燃料として利用されており、木質バイオマスが普及してきています。今後は一般家

庭への普及を図っていく必要があります。

一方、一般廃棄物に目を向けると、本章の「1.健康で安心して暮らせる都市の実現」でも述べたように、ごみの減量化および再資源化が近年横ばいであり、更なる推進にはごみの分別や3Rの周知徹底が必要です。

#### 大館市における主な環境施策・事業

年度	主な環境施策・事業
2000(平成12)	家電リサイクル工場 稼働開始
2001(平成13)	大館市コンポストセンター 開設
2004(平成16)	木材・プラスチック再生複合材製造工場 稼働開始
2006(平成18)	使用済小型家電(こでん)の回収試験 開始 ガラス瓶リサイクル工場 稼働開始
2007(平成19)	ペットボトルキャップリサイクル事業 開始 廃食用油の回収事業 開始
2008(平成20)	木質ペレット製造工場 稼働開始
2015(平成27)	大館市エコプラザ 開設



出典:大館市環境課調べ

#### エコプラザの実績

### ③ 未利用バイオマスの循環利用について

国の第五次環境基本計画では、食品廃棄物や建設発生木材、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスを地域における固有資源と位置づけ、さまざまな関係者と連携して、それらを循環利用することによって持続可能な地域づくりを進めるよう指摘しています。ここでは、市内で未利用のまま廃棄・処分されるさまざまな有機物(木の端材、木質廃棄物、プラスチック、農業系残さ等:「未利用バイオマス」と総称)を市の独自資源と位置づけ、それらの循環利用の可能性と課題について整理します。

大館市森林整備計画によれば、民有林は伐採の時期を迎えた森林が全体の約6割を占め、成熟度が高まっており、伐採、利活用、再造林という資源循環を開始するのに適した森林資源状況にあります。しかしながら、素材生産の現状は、伐採された民有林では天然更新が主であり、再造林がほとんど行われない状況です。安易かつ性急な需要対応で伐採後に再造林されず放置されれば、森林の公益的機能が損なわれる恐れもあり、今後は伐って使って植えるという森林資源の循環が確実になされることが求められます。

このような中、2017(平成29)年に林野庁より、川上から川下までの事業者がバリューチェーンでつながり、収益性の高い経営を実現することを目的とした「林業成長産業化地域」に、大館市・北秋田市・上小阿仁村の「大館北秋田地域」が選定されました。地域の豊富な森林資源を効率的に資源循環させることを目標に、伝統的な林業地としての復活と林業を軸とした地域産業の成長の実現に向けた取り組みを進めています。今後も、大館曲げわっぱを代表とする伝統的工芸品から桶・樽等の生活用品、建築材料、土木資材や木質チップの製造などのほか、暮らしの中に木を取り入れ、それを子育てに生かす「木育」の推進など、木のさまざまな利用を通じた森林資源の価値最大化と林

業の復興・発展、さらには関連する周辺産業の振興が期待されます。また、2012(平成24)年度に策定した「木材利用基本方針」に基づき、市は2021(令和3)年3月に「木材利用促進計画」を新たに策定しました。これにより、公共建築物の木造化・内装の木質化、公用備品等における木製品・木材由来物品等の導入、公共土木事業等における木材利用、住宅・非住宅への木材利用、木質資源の多面的利用、都市部等との連携による木材利用、木育や木のおもてなしなど地元産材の利用、等を促進するための施策を講じます。

次に、一般廃棄物に目を向けると、大部分の木質系廃棄物(剪定枝、木製品等)は焼却または再生利用されますが、一部の混合廃棄物は廃棄物最終処分場に埋め立てられ、その量は年間約1,000トン程度となる試算結果があります。これらの廃棄物は最終処分場のひっ迫を招くだけでなく、最終処分場の安定化を遅らせる要因にもなることから、事前に分別した上での有効利用が求められます。利用方法としては、環境リスクや有害物の含有量、安全性を確認した上での燃料利用や、エネルギー利用(助燃材として燃やし、電気や熱として回収)が考えられます。このような利活用のためには、排出の段階から適切に分別がなされ、それらを取り扱う機関が存在し、かつ、このような循環利用が経済的に回る仕組みをつくる必要があります。また、近年では廃棄物焼却施設からのエネルギー回収と地域へのエネルギー供給を行うことで、災害時の防災拠点としての活用や環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいます。大館市においても、今後、事業者とともに廃棄物からのエネルギーの効率的な回収や地域への熱や電気の供給の可能性を探り、廃棄物からのエネルギー回収とその利活用を積極的に図っていくことが望ましいと考えます。

## (2) 施策の方向性

### ① リサイクル産業を基軸とした環境事業の推進

- こでんリサイクル発祥の地としての誇りをもち、市民や事業者との役割分担のもと、こでんリサイクルを今後も引き続き推進します。
- 秋田県と密に連携し、市の環境・リサイクル事業と秋田県北部エコタウン計画との整合を図ります。
- リサイクル産業のさらなる発展と推進を図り、もって地域の活性化、雇用促進につながる施策を誘導します。
- 地元企業の技術と市の固有資源を活かし、地域に根づく新産業の創出に取り組みます。
- 関係機関、企業等との連携により、若年者や女性、Aターン者、障害のある人など、市民が安心した生活を送るための雇用の安定を図ります。

### ② 3Rの推進

- エコプラザのさらなる利用促進を図ります。
- 大館市バイオスタウン構想に基づく、大館市コンポストセンターや大館市比内地鶏糞処理施設での、たい肥化事業や廃食用油の回収事業を今後も継続して実施します。
- 事業者等と連携して一般廃棄物の適正処理、再資源化の向上に資する施策や検討を積極的に行い、廃棄物処理施設の延命化や効率化に努めます。

### ③ 環境と調和した地域産業活性化の促進

- 林業成長産業化地域構想に基づき、森林資源の最大活用と確実な資源循環により山元への利益還元を目指します。また、木材の地産地消型に加えて地産外商型需要を創出するため、秋田スギ産地としてのブランド力を活用し、都市部と連携した地元産材の利用促進に取り組みます。
- 農林畜産系、廃棄物系などあらゆる未利用バイオマスを地域固有資源と位置づけ、関連企業と連携しこれらのエネルギー等の利活用を促進し、さらに周辺市町村や県とも協力、連携し、広域的な地域循環共生圏づくりに貢献します。
- 廃棄物処理施設でのエネルギー回収と地域への電気・熱等の供給の可能性について検討します。

### (3) 具体的な取り組み

## リサイクル産業を基軸とした環境事業の推進

- 市の環境事業について関心をもち、施設見学会に参加するなど、その理解に努めます。【市民】
- こでん回収について知り、こでんリサイクルに協力します。【市民・事業者】
- 技術力向上や経営能力向上のための人材育成に努めます。【事業者】
- 事業内容を市民に対してわかりやすく発信することを心がけ、市民の理解と事業活動への協力を促します。【事業者・市】
- 「アフターメダルプロジェクト」を東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして引継ぎ、こでん回収の普及啓発を図ります。【市】
- リサイクル産業のさらなる発展のための人的・財政的支援を積極的に行います。【市】

## 3Rの推進

- 資源が限りあるものとして、3Rの大切さを認識します。【市民】
- 古紙の回収、再生紙の利用、生ごみの堆肥化・再利用、使用済み食用油の回収など、市が推進する各種リサイクル事業に協力します。【市民】
- 市の廃棄物処理事業への協力と地域貢献に努めます。【事業者】
- 学校教育や生涯教育、出前講座等を通じて3Rの普及啓発や各種リサイクル事業、食品ロス削減等に関する情報提供を継続して行い、市民の環境意識の向上に努めます。【市】
- し尿処理場で発生する汚泥を秋田県北地区広域汚泥処理事業に供給することで、炭化処理により資源化し、土壌浄化するための補助材料としてリサイクルを推進します。【市】
- 燃やせるごみや粗大・埋立ごみなど一般廃棄物の適正処理、再資源化の向上について事業者等との協議や意見交換を行い、官民連携を含めた実効性のある具体的な方策を検討します。【市】

## 環境と調和した地域産業活性化の促進

- 地域の固有資源の活用とともに産業間での連携による新たな産業と新ビジネスの創出に取り組みます。  
【事業者】
- 林業成長産業化地域創出モデル事業および大館市森林整備計画、大館市国土強靱化地域計画に基づき、今後も引き続き森林整備を進めます。【市】
- 未利用バイオマス資源の有効活用に関する情報収集や各種調査を積極的に行います。【市】
- 地元雇用につながる優遇措置制度の市民や事業者等への更なる周知を行い、地元雇用の促進に努めます。【市】
- 一般廃棄物の焼却施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として位置づけ、平常時のみならず、緊急時においてもエネルギーを確実に供給できるよう、その可能性を積極的に検討します。【市】
- 就労支援や雇用機会の拡大、起業・創業の支援等を積極的に行います。【市】

## 5. 施策5 地球温暖化対策の推進

<b>施策</b>	<b>地球温暖化対策の推進</b>
<b>目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)の実現を目指します。</li> </ul>
<b>指針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エコ・プラン21に基づき、対象となる公共施設について2030年の二酸化炭素排出量を2013年比で40%削減。</li> <li>● 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)の実現に向けて、市民・事業者・市がそれぞれの役割を理解し、行動に移している。</li> </ul>

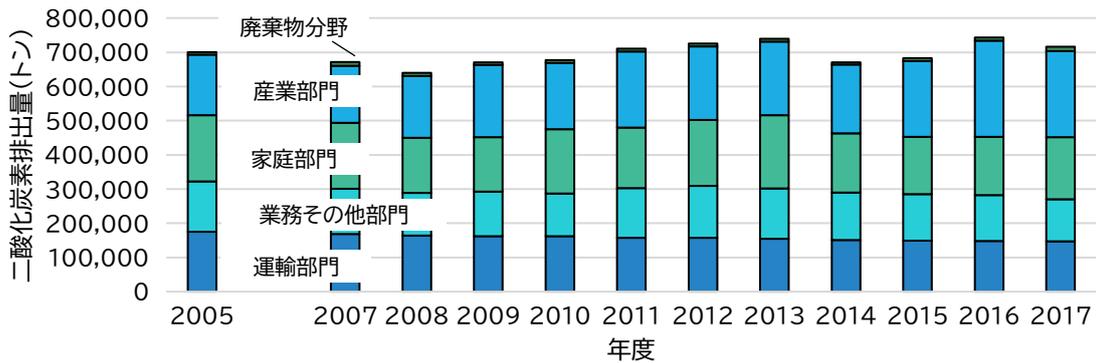
### 関連する SDGs

ゴール	ターゲット	大館市が重視する視点
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる	再生可能エネルギーの使用割合を増やす
	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる	建物や設備などのエネルギー効率の改善
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する	化石燃料から木質系燃料への転換
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む	気候変動に対する具体的な対策、アクションの実施
	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する	気候変動の緩和と適応に関する情報発信と周知・啓発
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる	二酸化炭素の吸収源としての森林の活用(植林等整備)

## (1) 現状と課題

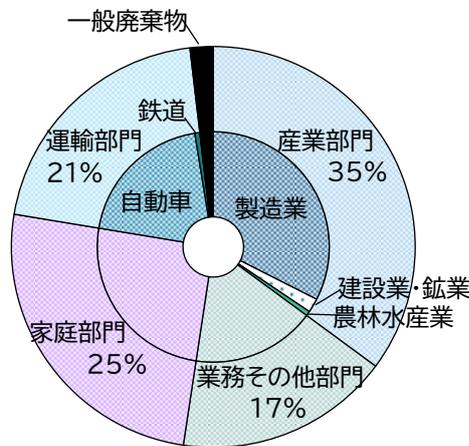
環境省が公表する地方自治体ごとの部門・分野別二酸化炭素排出量の推計結果によれば、大館市における二酸化炭素の年間排出量はここ10年間、約70万トン程度で推移しており、大きな変化はありません。部門・分野別に見てみると、最も排出量が多いのは産業部門の約25万トン(2017(平成29)年度)で、全体の約35%を占めます。次いで排出量の多いのが家庭部

門の約18万トン(同年)で、全体に占める割合は約25%です。産業部門の中では製造業の占める割合が93%と高いのが特徴です。また、大館市の排出量構成比を秋田県全体と比べてみると、産業部門の割合が7%程度高く、全国と比べると、家庭部門と運輸部門の割合が比較的高い傾向がうかがえます。



出典:環境省「自治体排出量カルテ簡易版」

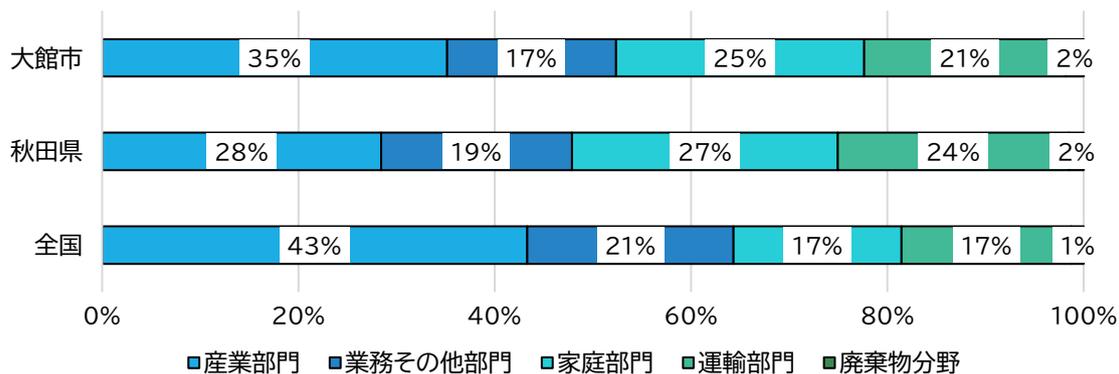
### 大館市における二酸化炭素排出量の部門・分野別推移<sup>3</sup>



出典:環境省「自治体排出量カルテ簡易版」

### 大館市における二酸化炭素排出量の部門・分野別構成比(2017(平成29)年度)

<sup>3</sup> 平成28年度データ版自治体排出量カルテ簡易版(令和2年11月)



出典:環境省「自治体排出量カルテ簡易版」

**二酸化炭素排出量の部門・分野別構成比の比較(大館市・秋田県・全国:2017(平成29)年度)**

大館市では、地球温暖化対策の一環として、2000(平成12)年にISO14001規格による環境マネジメントシステムの国際認証を取得し、事業活動から発生する環境負荷の低減に積極的に取り組んできています。2002(平成14)年には環境マネジメントシステムを柱として、温暖化防止のための率先行動計画「大館市役所地球温暖化防止実行計画(エコ・プラン21)」を策定し、市役所の排出する温室効果ガスの削減に努めてきました。この計画は2021(令和3)年に9次改定を行い、二酸化炭素排出量を2030(令和12)年に2013(平成25)年を基準として40%削減するという目標を立て、温室効果ガスの削減に向けて取り組みを進めています。

市民の生活の中で排出源となり得る自動車について、大館市の自動車保有台数(トラック・バス等を含む)は、57,056台(令和元年度末)、このうち乗用車保有台数は50,261台(同)で、この10年間はほぼ横ばいで推移しており、家庭での移動手段としての車の占める割合は依然として高いといえます。

また、国の京都議定書目標達成計画に示された温室効果ガス削減のための制度「国内クレジット制度」や「オフセット・クレジット(J-VER)制度」にも取り組んでいます。国内クレジットでは、市の温泉施設「比内ベニヤマ荘」がクレジット認証を受けたのを契機に、有浦保育園新築に伴うバイオマスボイラーの新設が事前承認

されました。このほか、市内の2事業所もボイラーや空調設備の燃料をバイオマス化し、国内クレジット制度の活用を図っています。

事業者の取り組みとしては、国の「J-クレジット制度」(省エネルギー機器の導入や森林経営などの取り組みによる、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度)を活用したプロジェクトも実施されており、2016(平成28)年には、木材乾燥用ボイラーの燃料をA重油から木質バイオマスに転換し、二酸化炭素排出量を削減するプロジェクトが認証を受けました。さらに、市内においてさまざまな事業者によりメガソーラーの開発が進められています。また、市では、木質ペレットストーブの普及を図るため、ペレットストーブの設置経費の一部を補助する事業を行っており、市民や事業者への木質ペレットストーブのさらなる普及が期待されます。

第2章で述べたように、近年、地球温暖化問題は世界的に重大な懸念事項として各国が対策を進めています。気候変動に関する国際的枠組みであるパリ協定や、日本国としての「2050年カーボンニュートラル」の方針などを考慮し、大館市の目指す将来像においても温室効果ガス排出量を大幅に削減し、2050年ゼロカーボンシティが実現されるよう取り組みを進めていきます。

ここで、大館市は地球温暖化への取り組みを負の側

面として捉えるのではなく、むしろチャンスと捉え、市民の豊かな生活や市域の活性化、ひいては国内の先進モデルとなるような取り組みとして位置づけ、実行し、その結果として市内の脱炭素化が実現されるような姿が望ましいと考えます。すなわち、森林など大館市特有の天然資源の有効利用や徹底した省エネルギー対策、未利用バイオマスの積極的利用、再生可能エネルギーの導入はもちろんのこと、市民のライフスタイルや事業活動の変革を通じて大館市の抱える諸課題を解決し、もって市民の豊かな生活の確保と市内活性化を図ります。そして、これらの施策の結果として大

館市域の温室効果ガス排出の実質ゼロ化につなげていきたいと考えます。そのためには、市民・事業者・市が連携、協働する横断的かつ総合的な取り組みが必要不可欠となります。本計画で掲げた環境の将来像を実現する上で、地球温暖化対策は避けては通れない道です。市民・事業者・市はそのことをよく理解し、互いに役割を認識し、実行に移すことが大切です。

脱炭素化社会の実現には非常に多くの困難や苦勞を伴うことが予想されます。世界の状況や国内外の取り組み、事例などを継続的に収集・分析し、有効な対策を積極的に取り入れ、実行に移すことが重要です。

## (2) 施策の方向性

### ① 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの推進

- 大館市の固有資源である豊富な森林を二酸化炭素の吸収源とみなし、二酸化炭素の固定化につなげる各種施策を推進します。
- 廃棄物系・農林畜産系の未利用物を市の固有資源と位置づけ、これらの再生利用やエネルギー利活用、さらには廃棄物処理施設でのエネルギー回収・(熱)供給を通じて地域の低炭素化に貢献します。併せて、ステークホルダーの連携、ネットワークの深化・広域化による新規事業の検討を行い、もって雇用促進や地域経済の活性化につなげます。
- 太陽光発電や小水力発電、温泉熱の有効利用を積極的に検討します。
- 施設や設備更新の際は省エネルギー設備・機器への切り替えを積極的に行います。
- エネルギーの地産地消に向けた取り組みを推進します。
- 市民・事業者に対し、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの必要性や意義を周知・啓発し、一体となった取り組みが進むよう理解と協力を促します。

### (3) 具体的な取り組み

## 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの推進

- 地球温暖化問題に関心を持ち、こまめな節電や省エネ機器への買い替え、再生可能エネルギーの導入など、普段の生活の中でできることやアイデアを考え、家族と話し合い、日常的に実践するよう努めます。  
【市民】
- 気候変動の緩和と適応についての具体的な行動(たとえば、第2章1(6)気候変動の影響「地球温暖化対策の取り組み例」)を実践します。【市民】
- 自社の事業活動が地球温暖化に及ぼす影響についてしっかり把握した上で、気候変動緩和および適応に資する事業計画を立て、これを実践します。【事業者】
- 市が進める脱炭素化政策を理解し、その趣旨に沿った事業継続方法について検討します。【事業者】
- 大館市役所地球温暖化防止実行計画(エコ・プラン21)に基づき、対象となる公共施設について2030年の二酸化炭素排出量を2013年比で40%削減する取り組みを実施します。【市】
- 2050年の脱炭素化社会の実現に向けた施策のあり方や具体的な方策を検討し、市民や事業者の理解と協力を促します。【市】
- 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定、バイオマスタウン構想の改訂、低炭素・脱炭素に資する方策の具体的な検討に着手します。【市】
- 木材利用促進計画に基づき、市が整備する公共建築物等の施設整備において率先して木造・木質化を図り、対象となる施設は木造率・木質化率100%を目指します。【市】
- 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や、住宅や建物のエネルギー管理・省エネ性能の向上など、住まいやオフィス等のエコロジー化を進めます。【全主体】

## 6. 施策6 連携・協働による環境施策の推進

施 策	連携・協働による環境施策の推進
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民、事業者、市がそれぞれの役割を理解し、支えあい共に行動できる社会を目指します。</li> </ul>
指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多くの市民が本計画で目指す環境の望ましい将来像について理解し、自ら行動している。</li> <li>● 市民、事業者、市が各施策における役割を理解し、互いに支えあって共に行動している。</li> </ul>

### 関連する SDGs

ゴール	ターゲット	大館市が重視する視点
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする</p>	<p>さまざまな環境教育・学習を通じて一人ひとりが個々の役割と責任を理解する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする</p>	<p>市の環境施策や3R活動に関する情報提供、周知・啓発の推進</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する</p>	<p>環境活動における市民・事業者・市の共創</p>

## (1) 現状と課題

2020(令和2)年11月および12月に実施した市民会議では、市の環境政策・事業の課題点として「政策や活動を知る機会が少ない、得られる情報が限られる」、「周知・啓発が足りない、用語が難しい、わかりにくい」といった意見が出されました。また、地域の環境活動等についても、「良い取り組みをしても知る機会が少ない」、「地域の活動を若い人が知らない」、「つながりが弱い」、などといった市民間での情報共有の方法や仕組みに対する意見もありました。これまでの個別の施策展開でも述べてきましたが、市民・事業者・市の主体間の連携や協働が施策を実効的に進め

る上で大変重要です。これまでの施策や活動においての主体間の連携の在り方については改めてしっかりと検討をする余地があると言えます。

第2次新大館市総合計画後期基本計画では、「ともに支え合い、行動するまち」を施策目標に掲げ、地域での主体的なまちづくりや課題解決能力の向上への各種支援のほか、市民の市政への積極的な参画を促しています。本計画においてもこれらの方針に基づき、環境施策の実行における市民、事業者、市の一体的取り組みの推進とそのため体制整備や支援の充実を図ります。

## (2) 施策の方向性

### ① 環境活動を通じた地域コミュニティの活性化

- 町内会など地域活動やコミュニティの活性化を図ります。
- 市民の市政への参画や担い手の協働による地域課題の解決を促進するための環境を整えます。
- 地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。

### ② 幅広い世代への環境教育・学習の推進

- 本計画で掲げる各種施策のSDGsへの関連づけを通して、大館市の抱える社会課題とその解決策を幅広い世代と共有し、市民や事業者と一体となって環境施策を進められる風土を育みます。
- 環境教育・学習に注力し、市民一人ひとりが環境問題に関心をもち積極的に活動に参加するなど、環境意識の向上を図ります。
- 自然災害リスクについての理解が深まり、災害等発生時にも落ち着いて適切な行動がとれるよう平常時から対策と整備を進めます。

### ③ “つながり”の形成促進

- 環境政策を組織横断的・総合的に実行するため、さまざまな情報発信や普及啓発活動を通じて市民・事業者・市の主体間の連携を促進するための環境を整えます。

### (3) 具体的な取り組み

## 環境活動を通じた地域コミュニティの活性化

- 住んでいる地域に関心を持ち、積極的に地域活動に参加します。【市民】
- 市広報紙やホームページ等、市政に関する情報の把握に努めます。【市民】
- 地域社会の一員として地域のさまざまな活動に参加します。【事業者】
- 市民等の環境についての勉強会や各種会合、野外活動などのための情報や教材等の提供、助成、地域活動の拠点施設の改築や場所の確保などを支援します。【市】
- 市民団体や事業者等が主催する環境関連の催事や活動についての情報を広く収集し、市の広報やホームページ等を通じて継続的に情報発信をします。【市】
- 大館市国土強靱化地域計画に基づき、大規模自然災害の発生後でも地域コミュニティが迅速に復旧できるよう、地域応援プラン等により、地域の活動をさらに支援します。【市】

## 幅広い世代への環境教育・学習の推進

- 普段の生活において積極的な木材の利用を意識するよう、努めます。【市民】
- 普段から環境に関するアンテナを高く張り、市や事業者等が発信するさまざまな情報に目を向けます。また、地域の環境活動や勉強会、施設見学会等には積極的に参加します。【市民】
- ハザードマップをいつでも見える場所に掲示し、自身の居住エリアの防災についての理解を深めます。【市民】
- SDGsについての理解と知識を深めます。【市民・事業者】
- 市民の環境に関する勉強会や見学会などを積極的に受け入れ、または講師派遣に応じるなど、環境学習への貢献に努めます。【市民団体・事業者】
- 林野庁が展開する「木づかい運動」を推進し、暮らしの中に木材製品を取り入れる意義を知ってもらうとともに住宅への利用を支援します。【市】
- 子供から大人まで木とふれあう機会を設けるため、イベント等で木育ひろばを設置するほか、学校での林業・木材産業に関する学習や体験活動、NPO団体等が実施する木育活動などを支援します。また、木の良さや木育の意義を伝えることができる人材を育てます。【市】
- 第3次大館市食育推進計画に基づき、食育の普及啓発活動や地産地消の推進、地域住民や食育関係団体による自主的取り組みを支援します。【市】
- 市民に対してハザードマップの周知・啓発に努めます。【市】
- 市民・事業者・市間の情報発信、共有のあり方についての具体的な方策を検討します。【市】
- 二酸化炭素の吸収や水源涵養、防災機能など公益的機能を有する森林を適切に管理することの必要性を説き、「森林経営管理制度」による森林整備を促進します。【市】

## “つながり”の形成促進

- 市民等のネットワークづくりや居場所づくりに資する拠点の整備に努めます。【市】
- 市民がお互いに支え合い、安心して暮らせる地域づくりに向けて、身近な生活課題などを助け合いながら解決できる体制づくりを支援します。また、市民の意見やアイデアを市の施策に積極的に取り入れます。【市】

# 第5章 計画の推進体制

## 1. 計画の推進にあたっての基本的考え方

本計画では、さまざまな施策を進めるにあたって、大館市の環境保全をはじめ、持続可能性の考えも取り入れています。それらの施策は、私たちの日常生活で直面するものから地球規模のものまで、また現在発生している問題から将来リスクになるかもしれない長期的な問題まで、広範囲にわたります。

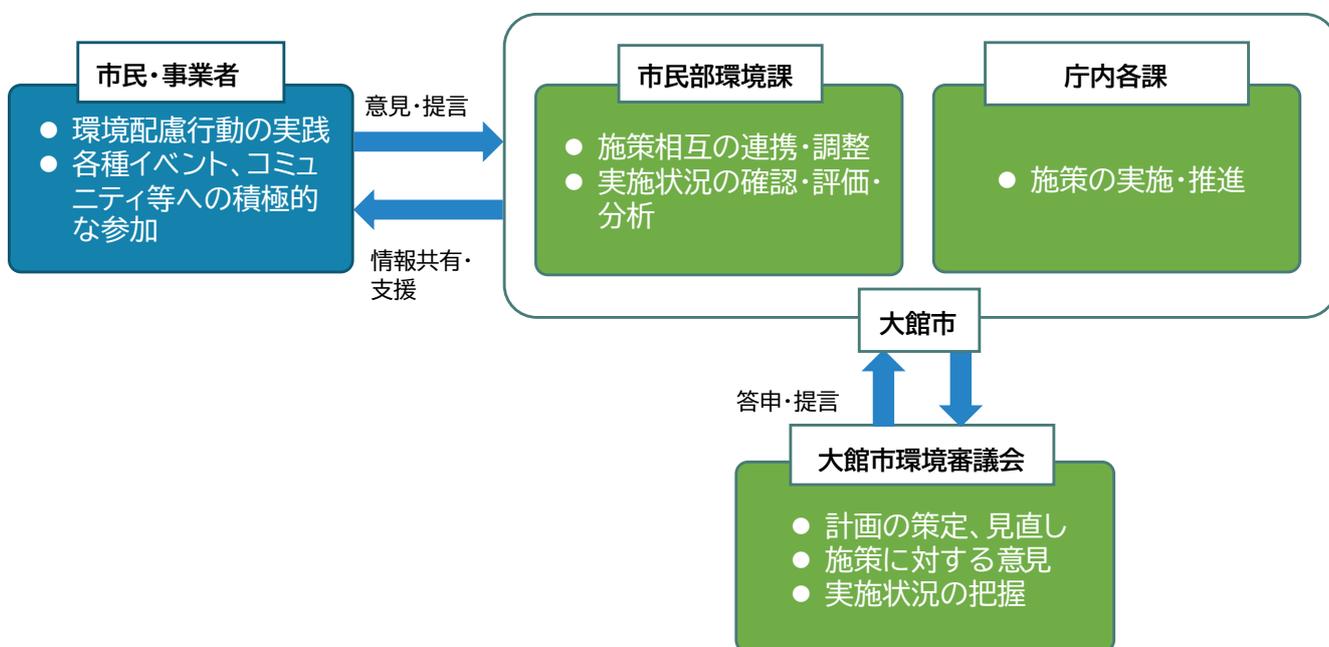
こうした問題を解決するための施策を進めるには、

市がまず初めに実行していくことはもちろんのこと、市民や事業者と積極的に関わりとともに、各々がパートナーシップを結び、協同して取り組むことが重要です。そのためにも、皆が意欲的にコミュニケーションを取り合い、全員参加で進めていく体制を作る必要があります。

## 2. 推進体制

2021(令和3)年度から 2031(令和 13)年度までの11年間にわたる計画の推進、実施のために、下図に

示した体制で、大館市、市民、事業者が互いに協力・連携し、積極的に活動していくこととします。

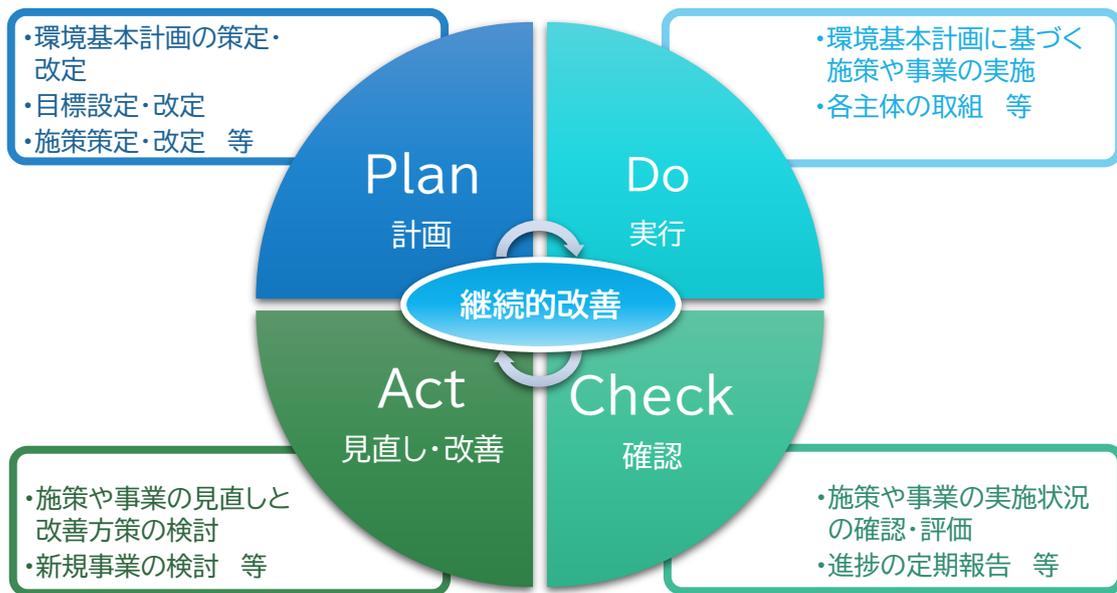


本計画の進行管理推進体制

### 3. 計画の進行管理

本計画に基づき実施する施策の効果を高め、継続的に計画を進め、進み具合を把握するために、PDCAサイクル(環境基本計画の策定・改定(Plan)、計画に基づく施策や事業の実施(Do)、施策や事業の実施状況の確認・評価(Check)、施策や事業の見直しと改

善方策の検討(Act))を基盤とした進行管理方針を定めます。具体的には、市民会議や関係者の会合などを定期的に行い、計画の進捗を継続的にチェックすることを検討します。



環境基本計画の進行管理推進方針 PDCA サイクル

また、本計画における施策の実施状況については、定期的にホームページ等で公表します。市民や事業者

からも広く意見を求め、見直し・改善につなげていきます。

資料編

1. 環境に関する政策動向の整理

年度	国際的な動向	国内の動向	秋田県の動向	大館市の動向
2009(平成 21)		・生物多様性国家戦略 2010 策定(H22.3)	・「ふるさと秋田元気創造プラン」策定(H22.3) ・第一次秋田県環境基本計画満了(H22.3)	
2010(平成 22)	・生物多様性 COP10 開催 ・COP16 カンクン合意採択	・環境経済成長ビジョン公表(H22.4) ・新成長戦略閣議決定(H22.6) ・エネルギー基本計画改定(H22.6) ・生物多様性地域連携促進法制定(H22.12)	・秋田県地球温暖化対策推進条例制定(H23.3)	・大館市環境基本計画策定(H23.3)

年 度	国際的な動向	国内の動向	秋田県の動向	大館市の動向
2011(平成 23)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環 境 影 響 評 価 法 改 正 (H23.4)</li> <li>・ 環 境 教 育 等 促 進 法 公 布 (H23.6)</li> <li>・ 電 気 事 業 者 に よ る 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 電 気 の 調 達 に 関 す る 特 別 措 置 法 公 布 (H23.8)</li> <li>・ 放 射 性 物 質 汚 染 対 処 特 措 法 施 行 (H23.8)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋 田 県 地 球 温 暖 化 対 策 推 進 計 画 策 定 (H23.4)</li> <li>・ 第 2 次 秋 田 県 環 境 基 本 計 画 策 定 (H23.6)</li> <li>・ 第 2 次 秋 田 県 循 環 型 社 会 形 成 推 進 基 本 計 画 策 定 (H23.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大 館 市 木 材 利 用 基 本 方 針 策 定 (H24.3)</li> </ul>
2012(平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京 都 議 定 書 第 一 回 約 束 期 間 終 了 (H24.12)</li> <li>・ ハ ノ イ 3R 宣 言 採 択 (H25.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 四 次 環 境 基 本 計 画 策 定 (H24.4)</li> <li>・ 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー の 全 量 買 取 制 度 開 始 (H24.7)</li> <li>・ 生 物 多 様 性 国 家 戦 略 2012 - 2020 閣 議 決 定 (H24.9)</li> <li>・ 地 球 温 暖 化 対 策 の た め の 税 導 入 (H24.10)</li> <li>・ 地 球 温 暖 化 対 策 推 進 法 改 正 閣 議 決 定 (H25.3)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大 館 市 鳥 獣 被 害 防 止 計 画 (H25.1)</li> </ul>

年 度	国際的な動向	国内の動向	秋田県の動向	大館市の動向
2013(平成 25)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型家電リサイクル法施行(H25.4)</li> <li>・第三次循環型社会形成推進基本計画閣議決定(H25.5)</li> <li>・エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正公布(H25.5)</li> <li>・フロン排出抑制法改正(H25.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)策定(H26.3)</li> <li>・秋田県環境教育等に関する行動計画策定(H26.3)</li> <li>・「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」策定(H26.3)</li> </ul>	
2014(平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動に関する政府間パネル IPCC 第五次評価報告書公表(H26.10)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次エネルギー基本計画策定閣議決定(H26.4)</li> <li>・水循環基本法制定(H26.4)</li> <li>・鳥獣保護管理法改正(H26.5)</li> <li>・環境影響評価法施行令の一部を改正する政令公布(H26.10)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期秋田県分別収集促進計画(H26.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次大館市食育推進計画(H27.3)</li> </ul>
2015(平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」採択(H27.9)</li> <li>・パリ協定採択(H27.12)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次秋田県環境基本計画(改定版)策定(H28.3)</li> <li>・第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画策定(H28.3)</li> <li>・第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画(H28.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期大館市総合戦略(H27.12)</li> </ul>

年 度	国際的な動向	国内の動向	秋田県の動向	大館市の動向
2016(平成 28)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策のための税導入最終税率へ引き上げ完了(H28.4)</li> <li>・地球温暖化対策計画閣議決定(H28.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次秋田県地球温暖化対策推進計画(H29.3)</li> <li>・秋田県庁環境保全率先実行計画(第四期)策定(H29.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次新大館市総合計画策定(H28.4)</li> <li>・大館市ごみ処理基本計画(改訂版)策定(H29.3)</li> </ul>
2017(平成 29)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期秋田県分別収集促進計画(H29.4)</li> <li>・秋田県災害廃棄物処理計画策定(H30.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大館市地域公共交通網形成計画(H30.3)</li> </ul>
2018(平成 30)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第五次環境基本計画閣議決定(H30.4)</li> <li>・第四次循環型社会形成推進基本計画閣議決定(H30.6)</li> <li>・エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正(H30.6)</li> <li>・第五次エネルギー基本計画閣議決定(H30.7)</li> <li>・気候変動適応法閣議決定(H30.11)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大館市都市再興基本計画(大館市都市計画マスタープラン・大館市立地適正化計画)の策定(H31.3)</li> </ul>

年 度	国際的な動向	国内の動向	秋田県の動向	大館市の動向
2019(令和元)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連気候行動サミット 2019 開催(R1.9)</li> <li>・国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議 (COP25) 開催 (R1.12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロスの削減の推進に関する法律公布(R1.5)</li> <li>・小泉環境大臣が全国の自治体にゼロカーボンシティの表明を文書で呼びかけ(R1.12)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期大館市総合戦略(R2.3)</li> </ul>
2020(令和 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国連と英国政府は COP26 の開催を来年に延期すると発表(R2.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政府として「2050 年カーボンニュートラル」を表明 (R2.10)</li> <li>・2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略策定 (R2.12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期秋田県分別収集促進計画(R2.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次新大館市総合計画後期基本計画(R2.4)</li> <li>・大館市木材利用促進計画 (R3.3)</li> </ul>

## 2. 第2次大館市環境基本計画の目標達成状況の整理と本計画の施策設定の考え方

### (1) 前計画の数値目標の達成状況と市の取り組み

#### 【生活環境】

目標の達成状況			
項目	令和2年度目標	目標の達成状況	補足
水質汚濁に係る環境基準	常に全項目について達成	大腸菌群数については未達成	平成30年度調査結果
公共下水道の普及率(A)	51.3%	57.1%	令和元年度末時点
農業集落排水の普及率(B)	9.9%	10.2%	令和元年度末時点
合併処理浄化槽の普及率(C)	17.2%	13.0%	令和元年度末時点
汚水処理人口普及率(A+B+C)	78.4%	80.2%(A+B+C)	
「水がきれい」の満足度(満足+やや満足)	80%	市民:71.1%、中学生:72.2%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「食べ物の残りがすや油を流さないようにしている」を「よくする」の割合	80%	市民:67.1%、中学生:45.7%、ウェブ:50.0%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「洗剤などは使い過ぎないようにしている」を「よくする」の割合	60%	市民:39.8%、ウェブ:20.6%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
一人当たりのごみ量	890g/人・日	1,008g/人・日	
「ごみをなるべく出さないようにしている」を「よくする」の割合	80%	市民:27.2%、中学生:22.5%、ウェブ:17.6%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「使い捨て製品を使用しないようにしている」を「よくする」の割合	80%	市民:15.0%、中学生:20.3%、ウェブ:17.6%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)

目標の達成状況			
項目	令和2年度目標	目標の達成状況	補足
「買い物袋の持参をしている」を「よくする」の割合	80%	市民：79.7%、中学生：62.4%、ウェブ：64.7%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「生ごみは肥料として利用している」を「よくする」の割合	60%以上	市民：8.5%、ウェブ：2.9%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
ポイ捨て、不法投棄	ゼロ	市民アンケートの自由記述でポイ捨て・不法投棄を指摘した人5名 中学生アンケートの自由記述でポイ捨て・不法投棄を指摘した人10名	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「ごみの投げ捨てなどが無い」の満足度(満足+やや満足)	60%以上	市民：61.4%、中学生：59.9%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
犬や猫のフンの放置	ゼロ	市民アンケートの自由記述で指摘した人6名	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
水道普及率	90.20%	84.9%(平成30年度)	
「歯みがきや食器洗いの際に節水をしている」を「よくする」の割合	80%	市民：50.0%、中学生：48.6%、ウェブ：32.4%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
節水を実施している企業の割合	60%以上	事業者：84.0%(既に取り組んでいる+ある程度取り組んでいる)	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
大気汚染に係る環境基準や悪臭防止法に基づく基準	常に達成している	SO <sub>2</sub> :OK、NO <sub>2</sub> :OK、CO:OK、PM2.5:OK、SPM:OK、光化学オキシダントが一部超過	
雨・雪のpH(水素イオン濃度指数)	5.6以上	降雨期(4月～12月)の平均値4.9、降雪期(1月～3月)の平均値4.6、年間平均値4.8(平成30年度)	

目標の達成状況			
項目	令和2年度目標	目標の達成状況	補足
「空気がきれい、悪臭がない」の満足度(満足+やや満足)	90%	市民:79.8%(平均値)、中学生:81.1%(平均値)	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)
「アイドリングストップを実践している」を「よくする」の割合	60%以上	市民:49.0%、ウェブ:55.9%	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)
「車の利用を控え、公共交通機関を利用している」を「よくする」の割合	60%以上	市民:9.3%、ウェブ:14.7%	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)
騒音に係る環境基準	全地点で達成する	全地点で達成している(平成30年度測定結果)	
「騒音、振動がない」の満足度(満足+やや満足)	80%以上	市民:74.7%(平均値)、中学生:82.2%(平均値)	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)
土壌汚染に係る環境基準	常に達成している	形質変更時要届出区域への指定なし	

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
大気環境	市民	落ち葉や家庭ごみなどの野焼きは行わず、適正処理に努めます。	広報誌、HPにて「STOP 野焼き」展開。
	事業者	悪臭を出さないようにします。	悪臭に対する市民からの苦情に対応。
	市	バス事業者と連携し、バス路線の確保を行い、公共交通機関の充実を図ります。	路線バスの利用状況をふまえ、路線バスの路線や便数の見直しを行っている。(適宜実施)
		市街地循環バスの運行を行います。	バス事業者で中心市街地を循環するバスを運行している。(平成10年より)
		鉄道の利便性向上について働きかけを行います。	市内各高校からの発着時間等の要望を取りまとめ、鉄道事業者へ報告している。(毎年)
公用車の低公害車・ハイブリッド車への切り替えを行います。	エコカーの購入。(エコカー購入目標:令和5年度までに8台増)		
水質	市民	下水道への接続や浄化槽の設置を進め、排水対策に努めます。	地元新聞紙、市の広報紙へ「下水道の日」のPRおよび下水道に関する啓発記事を掲載。未水洗化家屋へ訪問し、水洗化の啓発をする。(毎年実施)
		家庭の台所から調理くずや油を流さないなど、生活排水の浄化に努めます。	地元新聞紙、市の広報紙へ「下水道の日」のPRおよび下水道の正しい使い方及び水洗化について啓発記事を掲載。排水設備工事完了検査において使用者へ下水道の正しい使い方についてのチラシ配布。(毎年実施)
	事業者	河川などへの放流水質を改善するため、発生源の汚濁負荷量の低減を図ります。	排水設備工事完了検査において使用者へ下水道の正しい使い方についてのチラシ配布。(毎年実施)
		事故発生時に有害物質などが流れ出ないよう、危機管理体制を強化します。	事業場の公共下水道に流入する下水の水質検査。(毎年 3~5 事業場実施)
市	排水基準の遵守を徹底します。	公共下水の水質検査・報告(年2回)、農集排処理場の水質検査・報告。(毎月)	

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
		公共下水道、農業集落排水施設の普及を図ります。	水洗便所改造資金融資あっせん制度(個人の水洗化工事の費用について、金融機関に融資をあっせんし、利息分を市が負担する。)の実施。(平成 21～令和元年度まで実績 308 件、令和 2 年 12 月末時点 9 件)
		公共下水道などが普及していない地域においては、合併処理浄化槽の設置を進めます。	浄化槽設置整備事業費補助金(個人設置浄化槽に定額補助金)の実施(期間:平成 27～令和 3 年度。令和元年度までの実績 234 基補助実施)
		市民との協働による河川の清掃・美化活動を推進します。	春・秋のクリーンアップ(道路側溝、毎年実施)
騒音・振動	事業者	環境関係法令を遵守し、騒音・振動の防止に努めます。	発注工事において共通仕様書や特記仕様書で関連法令について明示し、遵守する。
		近隣住民と円滑なコミュニケーションを図りつつ、事業に伴う騒音の防止に努めます。	近隣住民からの苦情があれば現場に出向いて対処している。
	市	関係機関との連携を図り、工場・事業場への立ち入り検査や改善指導に努めます。	発注工事毎の担当職員による巡回。
		公用車においては、アイドリングストップなどのエコドライブを実践します。	毎年 5 月の ISO 研修時に、車両等使用する職員に対してアイドリングストップの啓発を行い周知。
土壌・地下水	市	融雪剤を適正に使用します。	大館市除排雪計画書に基づき、急な坂道や主要な交差点および橋梁等の路面凍結による危険箇所凍結抑制剤を散布し、交通安全確保に努める。(散布延長 L=35.2km/年) 通年の冬期間(11 月 15 日～3 月 31 日) 平成 25 年度:99 回、平成 26 年度:83 回、平成 27 年度:53 回、平成 28 年度:82 回、平成 29 年度:62 回、平成 30 年度:57 回、令和元年度:52 回
廃棄物	市民	ポイ捨てはしません。	各種媒体での周知・啓発活動

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
		不法投棄はしません。また、不法投棄の監視に協力します。	各種媒体での周知・啓発活動
		犬や猫などペットの糞の始末をきちんと行います。	(町内会の要望に対して)看板の設置
		ごみはきちんと分別します。	各種媒体での周知・啓発活動、ごみ分別表
		ごみ出しのルールを守ります。	各種媒体での周知・啓発活動、ごみ分別表
		イベント時や外出時などではごみの持ち帰りに協力します。	各種媒体での周知・啓発活動、ごみ分別表
		野焼きや簡易焼却炉などによる自家処理をやめます。	各種媒体での周知・啓発活動
		マイバッグの持参や過剰包装の辞退など、ごみの発生抑制に努めます。	各種媒体での周知・啓発活動
	事業者	不法投棄はしません。また、不法投棄の監視に協力します。	各種媒体での周知・啓発活動
		ごみの分別を適正にし、最終処分が終了するまで適切な管理を行います。	粗大ごみ処理場での入口管理の徹底
		コピー用紙の使用量抑制や環境配慮型商品の購入など、事業活動に伴うごみの発生抑制に努めます。	各種媒体での周知・啓発活動、事業者への協力要請
		計画的な廃棄物削減に取り組みます。	多量排出事業者に対する減量化計画の作成の推進、簡易包装の推進
	市	資源ごみの分別を徹底し、資源化率の向上に努めます。	各種媒体での周知・啓発活動(広報、分別アプリ、HP/ツイッター、出前講座等)、エコプラザの設置(リユース品回収・販売、セミナー等での利活用)、ごみ分別表の配布
		3R運動を推進するために、広報活動や環境教育の充実を図ります。	各種媒体での周知・啓発活動(広報、分別アプリ、HP/ツイッター、出前講座等)、エコプラザの設置(リユース品回収・販売、セミナー等での利活用)
		事業系ごみと家庭系ごみの分別の徹底を図ります。	事業者への協力要請、粗大ごみ処理場での入口管理の徹底

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
		事業系ごみは、自己処理の原則を徹底し、適正な処理を指導します。	事業者への協力要請
		不法投棄監視員と連携し、不法投棄防止の強化を図り、不法投棄をなくします。	事業者への協力要請
		PFI 方式による一般廃棄物処理委託事業を継続します。	次期契約締結(令和 13 年度までの契約更新)
		粗大ごみ処理場の延命を図りながら、循環型社会形成に向けたリサイクル施設の整備を検討します。	こでん回収、エコプラザの設置 (小型家電リサイクル法への対応(平成 25 年度～)、エコプラザの設置(平成 27 年度))
		最終処分場の延命を図るため、ごみの発生抑制・再使用・再生利用を促進します。	各種媒体での周知・啓発(広報、分別アプリ、HP/ツイッター、出前講座等)、こでん回収、エコプラザ「おさがり代行」、ごみ分別方法の是正(雑がみ類を燃やせるごみから紙ごみとして収集)、マイバッグ運動推進、食品残渣削減(3010 運動)等

【自然環境】

目標の達成状況			
項目	令和2年度目標	目標の達成状況	補足
「動物(野生鳥獣、昆虫など)が多い」の満足度(満足+やや満足)	80%	市民:64.8%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「ホタル」を見かける頻度(よく見る+時々見る)	60%以上	市民:13.8%、中学生:26.1%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「白鳥」を見かける頻度(よく見る+時々見る)	80%以上	市民:53.7%、中学生:62.8%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「魚」を見かける頻度(よく見る+時々見る)	60%以上	市民:25.0%、中学生:42.8%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
長走風穴高山植物群落への来訪者数	6万人	93,313人	平成23年度から令和2年9月までの累計

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
地形・地質	事業者	開発等を行う際は、地形・地質や景観に配慮した計画・設計等に努めます。	宅地造成を行う際、周辺状況に影響を及ぼさないか等について審査を行う。(申請毎)
	市	関係法令等により関係機関と連携し、豊かな自然景観等の保全に配慮します。	宅地造成を行う際、周辺状況に影響を及ぼさないか等について審査を行う。(申請毎)
動植物	市民	野生の動植物をいたわり、いきものの命を育む自然を大切にします。	大館郷土博物館に自然コーナーを設けて剥製等を展示(令和元年度)
		自然観察会や親子体験教室などに積極的に参加します。	風穴ガイドウォーク、芝谷地湿原ガイドウォークの実施
		ブラックバスなどの外来生物の放流禁止や、野生生物の採取禁止など、自然と係わるルールについて学び、これを守ります。	外来生物アメリカザリガニ釣りの実施
	市	ザリガニの南限生息地、芝谷地湿原周辺地、長走風穴植物高山植物群落の天然記念物については、引き続き保護・保全に努めます。	草刈、啓発の実施
		比較的大規模な開発行為を実施するにあたっては、事前に影響がないかどうか、調査し、生態系に甚大な影響を与えるような開発や事業活動は回避します。	宅地造成を行う際、周辺状況に影響を及ぼさないか等について審査を行う。(申請毎)
		開発行為等を実施する際には、地域の生態系に配慮した工法により実施するよう、事業者を指導します。	宅地造成を行う際、周辺状況に影響を及ぼさないか等について審査を行う。(申請毎)
	自然に関する学習活動やイベントを民間団体との連携により開催します。	大葛天文台での星空観察(大葛地元団体から協力を得る)(令和2年度)	
里地里山	市民	ホタルやメダカなどの身近な生物の棲みやすい環境を守ります。	わくわくサイエンス(外来生物アメリカザリガニ釣り)
		間伐・刈払いなどのボランティアに参加します。	大館曲げわっぱ150年の森育成事業(小学生を対象に秋田杉人工林の植栽や除間伐等の体験活動を実施。平成30年度に植栽体験、令和元年度および2年度に下刈体験を各1回実施)

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
	市	市有林について、森林施業計画に基づき、間伐を行い、優良材の保育を図ります。	公有林整備事業(大館市森林経営計画に基づき間伐を実施。令和2年度は2箇所計101.56haの間伐を実施予定。)
		野生鳥獣を人の生活圏へ侵入させないようにするため、大館市鳥獣被害防止計画に基づき、人と鳥獣の棲み分けを行います。	住宅や農地の周辺の刈払い、農作物の廃棄残渣放置対策、誘因物の保管場所の管理徹底。
		耕作されずに原野化した農地を再生し、農作物の作付けを行います。	飼料用米等作付支援事業、重点戦略作物等作付支援事業(耕作放棄地の発生を防止し、農地の適正維持を図るため、飼料用米や重点戦略作物等の生産を拡大する取り組みに対して、作付面積に応じて補助金を交付するもの。令和元年度実績:618.8ha(飼料米)令和元年度実績:30.1ha(重点))
		自然観察会などを開催し、市民が身近に自然とふれあえるような機会を増やします。	わくわくサイエンス(セミの羽化観察。令和2年度実施)

【快適環境】

目標の達成状況			
項目	令和2年度目標	目標の達成状況	補足
「緑が豊か」の満足度(満足+やや満足)	90%	市民:84.8%、中学生:94.9%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
人口一人当たりの公園面積	14.5 m <sup>2</sup> /人	16.25	
街路樹(植栽道路)延長	21.0km	18.9(令和2年3月1日現在)	
「公園、緑地が多い」の満足度(満足+やや満足)	60%	市民:51.6%、中学生:51.7%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
敷地の緑化を行っている企業の割合	30%	事業者:52.0%(既に取り組んでいる+ある程度取り組んでいる)	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「水と触れ合う場が多い」の満足度(満足+やや満足)	60%以上	市民:32.5%、中学生:75.5%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「野山などの自然景観がよい」の満足度(満足+やや満足)	90%	市民:76.4%、中学生:83.3%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「まちなみが美しい」の満足度(満足+やや満足)	60%以上	市民:31.1%、中学生:51.9%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
「伝統的な資源や文化が残っている」の満足度(満足+やや満足)	60%以上	市民:46.7%、中学生:63.9%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
緑地	市民	地域での緑化活動、公園・緑地の維持・管理に協力します。	市民団体による環境美化(公園・緑地の草刈り、クリーンアップ等への報償費、毎年実施。現在 25 団体)
	事業者	地域の緑化活動への協力を行います。	みどりのプレゼント会(市民に苗木をプレゼント(4 月下旬実施)エコシステム秋田(株)が苗木を大館市へ寄贈) 実施主体:大館市国土緑化推進委員会(平成 11~平成 31 年度)。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止。
	市	緑の基本計画に基づき、緑地の保全や公園・その他公共施設の整備を実施していきます。	維持管理(岩神ふれあいの森、市民の森の維持管理による憩いの場の提供。施設の草刈、施設の破損箇所等の復旧。)
		既存の公園や緑地の維持・管理を推進します。	公園・緑地維持管理業務(草刈り業務委託、樹木剪定業務、薬剤防除業務。毎年実施。)
		市民や事業者の緑化の取り組みに関して支援を行います。	緑の募金事業(市内の小中高校へ各校の募金額の 60%を花壇の整備など緑化事業への助成金として交付する。実施主体:大館市国土緑化推進委員会。毎年1回実施。)
	景観	市民	まちの緑化に協力します。
事業者		屋外広告物などを適切に設置します。	道路占用(道路法 32 条)申請時に屋外広告物(標柱・看板)などを適切に設置するよう指導・助言を行う。 “道路法 32 条の道路占用対象物件の申請件数:平成 22 年度:1 件、平成 23 年度:3 件、平成 24 年度:3件、平成 25 年度:1 件、平成 26 年度:13 件、平成 27 年度:12 件、平成 28 年度:1 件、平成 29 年度:3 件、平成 30 年度:4 件、令和元年度:5件”
		過度の夜間照明、夜間広告などは控えます。	ライトダウンデー(七夕に会社のライトを落とす)
市		都市計画マスタープランに基づき環境と調和し、統一感のある土地利用とまちなみづくりに努めます。	立地適正化計画の策定(平成 30 年度)

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
歴史・文化財	事業者	開発等を行う際は、古い街並みや文化財などに配慮した計画・設計に努めます。	街なみ環境整備事業（大館城下の名残があるまちなみ及び歴史的建造物の保全に向けた提案等。平成 28 年度 1 回、平成 29 年度 1 回、令和元年度 3 回建造物部会を開催。）
		古い街並みや文化財など、歴史的・文化的遺産の保存活動に参加・協力します。	地域文化財総合活用推進事業（民間まちづくり実行委員会による伝統芸能等の継承活動や歴史的建造物の調査。平成 30 年度ヘリテージマネージャー 26 人資格修得、令和元年度比内地域歴史的建造物 57 件の調査。）
	市	歴史的・文化的遺産への知識や理解を深めます。	歴史まちづくり事業（市や関係団体主催の勉強会、講習会、歴史まち散歩等の開催（平成 28 年度 5 回、平成 29 年度 4 回、平成 30 年度 5 回、令和元年度 4 回））
		古い街並みや文化財など、歴史的・文化的遺産の保存活動に参加・協力します。	歴史まちづくり事業（地区座談会の参加やアンケートの回答。平成 27 年度 13 地区、平成 28 年度 12 地区座談会に参加、歴史まちづくりアンケート 451 人回答）
		地域のまつりや無形民俗文化財などの伝統的な催事に参加します。	地域文化財総合活用推進事業（各地区で受け継がれてきた例祭の参加。歴史的風致維持向上計画認定後、6 つの歴史的風致にある例祭等の活動は継続。）
		「文化財保護法」「大館市文化財保護条例」に基づき、指定文化財を継続して保護・保全します。また、埋蔵文化財包蔵地や埋蔵文化財の発掘調査にも適切に対応します。	①（重文）八幡神社防災・耐震対策重点強化（防災施設等）事業（重要文化財八幡神社を保護する覆屋の改修。平成 29 年度基本計画、平成 30 年度実施設計、令和元年度建替改修工事完成。） ②天然記念物ザリガニ生息地再生事業（第 1 人工生息地創出・人工増殖・啓発。平成 29～令和 2 年度。） ③市内遺跡発掘調査事業（遺跡発掘調査。毎年実施。）

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
		無形民俗文化財などの伝統的な催事の開催を支援し、各地に伝わる固有の伝統文化の伝承を支援します。	①地域文化財総合活用推進事業(各地区で受け継がれてきた伝統芸能等の講習会の開催及び教則映像の保存。平成30年度講習会9回開催、教則DVD完成、令和元年度講習会9回開催、文化遺産HP作成。)②市補助金交付(各種団体に補助金交付。毎年実施。)
		地域づくりに伝統祭事を積極的に活用することにより、市民のふるさとへの愛着心や誇りを育みます。	歴史まちづくり事業(歴史まちづくりシンポジウムの開催。平成28年度200人、平成29年度200人、平成30年度130人、令和元年度140人シンポジウムに参加。)
水辺環境	市民	水生生物の保全のための環境イベントなどに、積極的に参加します。	わくわくサイエンス(外来生物アメリカザリガニ釣り。令和2年度実施。)
	市	河川や水路の整備を必要最小限にとどめます。	都市下水道事業(維持管理(草刈り、浚渫業務)。毎年実施。令和元年度は河川の浚渫L=180m/年、下水道の浚渫L=110m/年。)
		河川の整備を行うにあたっては、多自然型工法など、生態系に配慮した整備に努めます。	河川等災害復旧事業(集中豪雨等により被災した河川等の復旧においては、多自然型工法採用など、生態系に配慮した整備を図る。平成21年度～平成30年度(114箇所。))

【地球環境・資源循環】

目標の達成状況			
項目	令和2年度目標	目標の達成状況	補足
環境関連講座参加者数(出前講座など)	1,000人/年	525人(令和元年)(出前講座・施設見学17回、映画上映会2回)	
従業員への環境教育を実施している企業の割合	60%以上	事業者:48.0%(既に取り組んでいる+ある程度取り組んでいる)	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)
ISO14001の取得企業数	20社	8社	
「環境を守るための行動に積極的に参加したい」の「大変思う」の割合	100%	市民:66.5%、中学生:31.6%	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)
「環境を守るためには多少の不便はがまんできる」の「大変思う」の割合	100%	市民:26.2%、中学生:29.4%	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)
環境に関する広報活動数	年12回	令和元年12回	広報掲載、市HP、大館市エコプラザ作成のチラシなど
資源化率	20%	14.21%(令和元年)	
「再生品(再生紙)などを使用するようにしている」を「よくする」の割合	100%	市民:16.5%、中学生:14.7%、ウェブ:2.9%	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)
リサイクルを実施している企業の割合	60%以上	事業者:72.0%(既に取り組んでいる+ある程度取り組んでいる)	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)
「こまめにスイッチを切るなど節電をしている」を「よくする」の割合	100%	市民:63.2%、中学生:49.9%、ウェブ:50.0%	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)
「冷暖房の利用は控えめにしている」を「よくする」の割合	100%	市民:42.3%、中学生:33.0%、ウェブ:44.1%	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)
「アイドリングストップを実践している」を「よくする」の割合	60%以上	市民:49.0%、ウェブ:55.9%	環境に関するアンケート結果(令和2年10月実施)

目標の達成状況			
項目	令和2年度目標	目標の達成状況	補足
「車の利用を控え、公共交通機関を利用している」を「よくする」の割合	60%以上	市民:9.3%、ウェブ:14.7%	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
節電を実施している企業の割合	60%以上	事業者:96.0%(既に取り組んでいる+ある程度取り組んでいる)	環境に関するアンケート結果 (令和2年10月実施)
クリーンエネルギー自動車の台数(市役所)	10台	5台	
市役所の事務事業に伴う二酸化炭素排出量	4,623 t (※平成22年度当時のEMS対象施設の合計排出量6,163 tから25%削減する目標)	18,548 t (令和元年度実績) (※現在のEMS対象施設における平成22年度の排出実績12,200 tから50%増加)	対象施設の選定基準は前回目標設定時と今回で異なる。

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
廃棄物のリサイクル	市民	資源が限りあるものとして、リサイクルの大切さを認識します。	各種媒体での周知・啓発活動(広報、出前講座、HP/ツイッター等)
		こでんプロジェクトについて知り、小型電子機器リサイクルに協力します。	こでん回収プロジェクトの推進(平成 18～平成 24 年度)、小型家電リサイクル法対応(平成 25 年度～)、子どもサミットによる拠点回収
		古紙の回収、再生紙の利用を心がけます。	分別の見直し(雑がみ類の分別収集開始(令和 2 年度～))
		フリーマーケットやバザーを活用し、不要品の再使用に努めます。	エコプラザの設置(平成 27 年度)、エコフェアの開催(平成 20 年度～)
		生ごみは堆肥化して、再利用を図ります。	コンポストセンターの事業継続
		使用済み食用油の回収に協力します。	大館市てんぷら油回収システム協議会の設立(平成 19 年度)
	事業者	秋田県北部エコタウン計画のなかにある事業者として、リサイクルに積極的に協力します。	家電リサイクルの推進、小型家電リサイクルの推進、各種調査研究
		企業間や消費者との間の連携を深め、リサイクルによる産業連関を推進します。	大館市 EMS ネット
	市	こでんプロジェクトを推進します。	小型家電リサイクル法制度化に向けた調査推進(平成 18～平成 24 年度)、メダルプロジェクトの国への提案(平成 27 年度)
		浄水場やし尿処理場から発生する汚泥の有効利用を推進します。	県北地区広域汚泥資源化施設の設置計画(し尿脱水汚泥の再資源化)
使用済み食用油の回収・再生利用の事業を支援します。		大館市てんぷら油回収システム協議会の設立(平成 19 年度)	
地球温暖化	市民	地球温暖化問題について認識を深めます。	出前講座の実施や、小学校の環境学習(社会科見学)の受け入れ
	市	市民や事業者の地球温暖化防止に向けた活動に対し、積極的に支援します。	エコプラザを利用した啓発活動

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
		バイオスタウン構想を推進し、二酸化炭素の吸収・削減を図ります。	比内地鶏糞処理施設(平成 25 年度)
		大館市 EMS ネットの充実をはかります。	EMS 新任内部監査員合同養成研修、ライトダウンデーの実施
資源・エネルギー	市民	日々の省エネルギーに努めます。	周知・啓発活動(広報、HP/ツイッター、出前講座等) (出前講座4~13件/年、施設見学12~14件/年:特に平成30年度はメダルプロジェクトの影響もあり出前講座の依頼が多かった。)
		家電などの購入にあたっては、省エネルギー型の製品の購入に努めます。	周知・啓発活動(広報、HP/ツイッター、出前講座等)
		深夜電力の利用など、エネルギーの効率的な利用に努めます。	周知・啓発活動(広報、HP/ツイッター、出前講座等)
		雨水や風呂の残り湯を有効に利用し、節水や水の再利用に努めます。	周知・啓発活動(広報、HP/ツイッター、出前講座等)
		太陽光発電・太陽熱利用、家庭用燃料電池などの導入に努めます。	周知・啓発活動(広報、HP/ツイッター、出前講座等)
		エコマーク商品などの環境にやさしい商品や、環境問題に積極的に取り組んでいる企業の商品の使用に努めます。	周知・啓発活動(広報、HP/ツイッター、出前講座等)
	事業者	太陽光発電・小型風力発電・バイオマス利用などの新エネルギーの利用に努めます。	林業成長産業化地域創出モデル事業(大館北秋田地域林業成長産業化協議会の発足(平成 29 年)、木質バイオマス利用施設の整備(平成 30 年))
		木材の利用を進めます。	林業成長産業化地域創出モデル事業(大館北秋田地域林業成長産業化協議会の発足(平成 29 年)、木材加工施設の整備(平成 30 年)、選手村ビレッジプラザへの市産秋田スギ木材の提供(平成 30 年))

市の主な取り組み			
分野	主体	関連施策・目標	主な取り組み
	市	大館市新エネルギービジョンや省エネルギービジョンの策定を検討し、積極的かつ計画的に新エネルギー・省エネルギーを推進します。	エコ・プラン 21 の改定
		公共施設で木質ペレットを積極的に利用するとともに、民間へのペレットストーブ等の普及に努めます。	補助金の導入
		木材の活用法を検討します。	林業成長産業化地域創出モデル事業(大館北秋田地域林業成長産業化協議会の発足(平成 29 年)、木製誕生祝い品(木のおもちゃ)の開発(令和元年))
		グリーン購入を積極的に進めます。	EMS 管理

## (2) 課題の解決に向けた今後の対策の考え方

上記(1)で整理した課題や重要な視点をふまえ、また後述する市民等意見も考慮し、今後の対策を以下のとおり分類・設定しました。分類にあたっては第2次新大館市総合計画における施策体系や他関連計画との整合も図りました。

施策体系	施策の項目	設定にあたっての考え方	関連する SDGs
健康で安心して暮らせる都市の実現	良好な大気、水、土壌環境の確保	日々の安全や健康を守り、安心して暮らせる環境基盤を確保するため、各種環境基準の順守による環境汚染の未然防止、河川環境の保全、上下水道の普及等に努めます。	3.9 6.3 11.6
	騒音・振動の抑制	安らぎのある生活を確保するため、事業に伴う騒音の防止、工場や事業場への立ち入り検査や改善指導、道路整備における低騒音舗装の推進等に努めます。	11.6
	廃棄物の発生抑制と適正処理・再資源化の推進	市民・事業者・市が一体となり、一般廃棄物および事業系廃棄物の発生抑制、不法投棄の撲滅に努めます。また、廃棄物の適正処理や再資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ります。	11.6 12.5
自然と調和した都市空間の整備	生物多様性の保全	市内に生息する動植物に関する情報や科学的知見の蓄積を継続し、学習活動や生態系保全の周知・啓発に活かします。また、生態系に甚大な影響を与えうる開発や事業活動は回避するとともに、開発行為等を実施する際には地域の生態系に配慮した工法により実施するよう、事業者を指導します。	12.8 15.1
	公園・緑地の整備と拡充	施設更新にあたっては子どもを育みやすい環境を目指した「キッズデザイン」の視点を積極的に取り入れます。また、市民や事業者等と連携し、利用者の憩いや安らぎの空間創出に努めます。	11.7
	自然・景観の保全	市民との協働により、環境美化活動やポイ捨て防止を進めるとともに、市民・事業者等との連携・協働による地域ぐるみでの自然環境・景観の保全を推進します。	11.7 15.1

施策体系	施策の項目	設定にあたっての考え方	関連する SDGs
	歴史的・文化的遺産の保全と継承	地域固有の風景、歴史・文化等土壌を守り育むため、歴史的風致形成建造物の保全・活用を基軸に、市民と協働で歴史的風致の維持向上を推進します。また、歴史的建造物を含む街並み景観に配慮したハード整備に取り組むほか、市民が暮らしやすく誰もが訪れたいと感じる都市空間を検討します。	11.4
安全で快適な生活環境の整備	公共交通対策の推進	公共交通機関を充実させ、誰もが利用しやすい交通基盤の整備を推進します。	11.2
	ICT の利活用の推進	地域住民主体かつニーズに適う施策と併せ、自動運転サービス実証試験を実施するなど、さまざまな場面における ICT 利活用を推進します。	9.1
	除排雪の充実	冬期間の雪の影響を極力少なくし、効率的な除排雪体制を整備します。	11.1
	空き家対策	空き家対策に取り組み、総合的な既存住宅の有効活用と安全な住環境の保全を図ります。	11.1
環境と経済の好循環の実現	リサイクル産業を基軸とした環境事業の推進	地域の強みと独自資源を活かしたりサイクル産業のさらなる発展と推進を図り、もって地域の活性化、雇用促進につながる施策を積極的に実施します。また周辺自治体や県・国と連携し、広域的な循環型社会の形成に貢献します。	8.3
	3R の推進	環境学習・教育等を通じた環境意識の更なる醸成を通して廃棄物の発生抑制を積極的に進めます。エコプラザ等を活用したリユース事業を推進します。また、大館市の中心的な産業である廃棄物・リサイクル産業を中心とした廃棄物の各種リサイクルを強力に実行し、もって廃棄物処分場の延命、資源化率の向上に努めます。	12.5
	環境と調和した地域産業活性化の促進	農林畜産系、廃棄物系などあらゆる未利用バイオマスを地域固有資源と位置づけ、関連企業と連携しそれらのエネルギー等の利活用を促進し、低炭素化社会の実現、地域循環共生圏の構築に寄与します。	9.4 15.2

施策体系	施策の項目	設定にあたっての考え方	関連する SDGs
地球温暖化対策の推進	2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの推進	森林など大館市特有の天然資源の有効利用、徹底した省エネルギー対策、未利用バイオマスの積極的利用、再生可能エネルギーの導入、そしてライフスタイルの変革などを通じて大館市の抱える諸課題を解決し、もって市民の豊かな生活の確保と市内活性化を図ります。そして、これらの施策の結果として大館市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロ化につなげていきます。	7.2 7.3 12.2 13.2 13.3 15.2
連携・協働による環境施策の推進	環境活動を通じた地域コミュニティの活性化	さまざまな環境活動を通じ、町内会など地域活動やコミュニティの活性化を図ります。そして市民の市政への参画や担い手の協働による地域課題の解決を促進するための環境を整えます。	12.8 17.17
	幅広い世代への環境教育・学習の推進	本計画で掲げる各種施策の SDGs への関連づけを通して、大館市の抱える社会課題とその解決策を幅広い世代と共有し、市民や事業者と一体となって環境施策を進められる風土を育みます。特に環境教育・学習に注力し、市民一人ひとりが環境問題に関心をもち積極的に活動に参加するなど、環境意識の醸成を図ります。	4.7
	“つながり”の形成促進	環境政策を組織横断的・総合的に実行するため、さまざまな情報発信や普及啓発活動を通じて市民・事業者・市の主体間の連携を促進するための環境を整えます。	17.17

施策体系	施策の項目	関連する他の計画等																	
		第2次新大館市総合計画	大館市都市計画マスタープラン	大館市立地適正化計画	大館市地域公共交通網形成計画	大館市公共施設等総合管理計画	大館市歴史的風致維持向上計画	大館市空家等対策計画	大館市公園施設長寿命化計画	大館市国土強靱化地域計画	大館市水道ビジョン	大館市ごみ処理基本計画	大館市災害廃棄物処理計画	エコ・プラン21	大館市バイオマスタウン構想	大館市森林整備計画	大館市木材利用促進計画	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	第3次大館市食育推進計画
健康で安心して暮らせる都市の実現	良好な大気、水、土壌環境の確保	○								○	○	○							
	騒音・振動の抑制	○																	
	廃棄物の発生抑制と適正処理・再資源化の推進	○				○				○		○	○						
自然と調和した都市空間の整備	生物多様性の保全	○																	
	公園・緑地の整備と拡充	○	○			○			○	○									
	自然・景観の保全	○	○															○	
	歴史的・文化的遺産の保全と継承	○	○			○	○		○										
安全で快適な生活環境の整備	公共交通対策の推進	○	○	○	○					○									
	ICTの利活用の推進	○																	
	除排雪の充実	○								○									
	空き家対策	○							○	○									

施策体系	施策の項目	関連する他の計画等																		
		第2次新大館市総合計画	大館市都市計画マスタープラン	大館市立地適正化計画	大館市地域公共交通網形成計画	大館市公共施設等総合管理計画	大館市歴史的風致維持向上計画	大館市空家等対策計画	大館市公園施設長寿命化計画	大館市国土強靱化地域計画	大館市水道ビジョン	大館市ごみ処理基本計画	大館市災害廃棄物処理計画	エコ・プラン21	大館市バイオマスタウン構想	大館市森林整備計画	大館市木材利用促進計画	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	第3次大館市食育推進計画	
環境と経済の好循環の実現	リサイクル産業を基軸とした環境事業の推進	○										○			○	○			○	
	3Rの推進	○										○			○	○				
	環境と調和した地域産業活性化の促進	○								○		○		○	○	○	○			○
地球温暖化対策の推進	2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの推進	○				○								○		○	○			
連携・協働による環境施策の推進	環境活動を通じた地域コミュニティの活性化	○									○									○
	幅広い世代への環境教育・学習の推進	○														○				○
	“つながり”の形成促進																			○

### 3. 計画策定にあたっての市民等意見

#### (1) 大館市環境審議会

本計画の検討にあたり、大館市環境審議会へ諮問を行い、委員による多くの議論を経て、計画策定に係る答申を受けました。

開催日	主な議題
令和3年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3次大館市環境基本計画の策定状況について</li> <li>● 大館市の望ましい環境の将来像について</li> <li>● 第3次大館市環境基本計画(案)について</li> </ul>
令和3年3月17日	● 第3次大館市環境基本計画(案)について(諮問)、他

#### 令和2年度大館市環境審議会委員名簿

(任期:令和元年5月1日～令和3年4月30日)

氏名	所属団体・会社等
佐藤 公彦	秋田看護福祉大学 教授
畑沢 寿一	東北職業能力開発大学校附属秋田職業能力開発短期大学校
堀内 和之	秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部
笹谷 博久	大館商工会議所
吉原 秀吉	大館北秋商工会
小畑 恵子	大館市連合婦人会
鎌田 江利子	秋田県北NPO支援センター
高原 公明	大館エコマネジ株式会社大館クリーンセンター
小山 光弘	エコシステム秋田株式会社
下總 正則	エコシステム花岡株式会社
谷口 浩治	株式会社エコリサイクル
山脇 精悦	株式会社タイセイ
近江 禎彦	合資会社近江商店
武田 秀夫	有限会社比内塵芥社
工藤 壽美	株式会社秋北清掃センター
藤原 清美	市民公募
山口 潔實	市民公募
工藤 侃	市民公募
布谷 保子	市民公募

(敬称略、順不同)

## (2) 大館市環境基本計画策定検討委員会

本計画の策定にあたり、計画の方針や理念を審議し、また円滑な検討と適切なプロセス管理を行うことを目的として、学識者等からなる検討委員会を開催しました。

開催回	開催日	主な議題
第1回	令和2年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施概要</li> <li>● 検討の進捗状況</li> <li>● 市民会議の開催概要</li> <li>● その他</li> </ul>
第2回	令和2年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検討の進捗状況</li> <li>● 第1回市民会議の報告</li> <li>● 環境像と課題の設定</li> <li>● その他</li> </ul>
第3回	令和3年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2回市民会議の報告</li> <li>● 望ましい環境像の設定</li> <li>● 環境基本計画の構成案</li> <li>● その他</li> </ul>
第4回 (書面開催)	令和3年2月19日～25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3次大館市環境基本計画案の審議</li> </ul>

### 大館市環境基本計画策定検討委員会 委員名簿

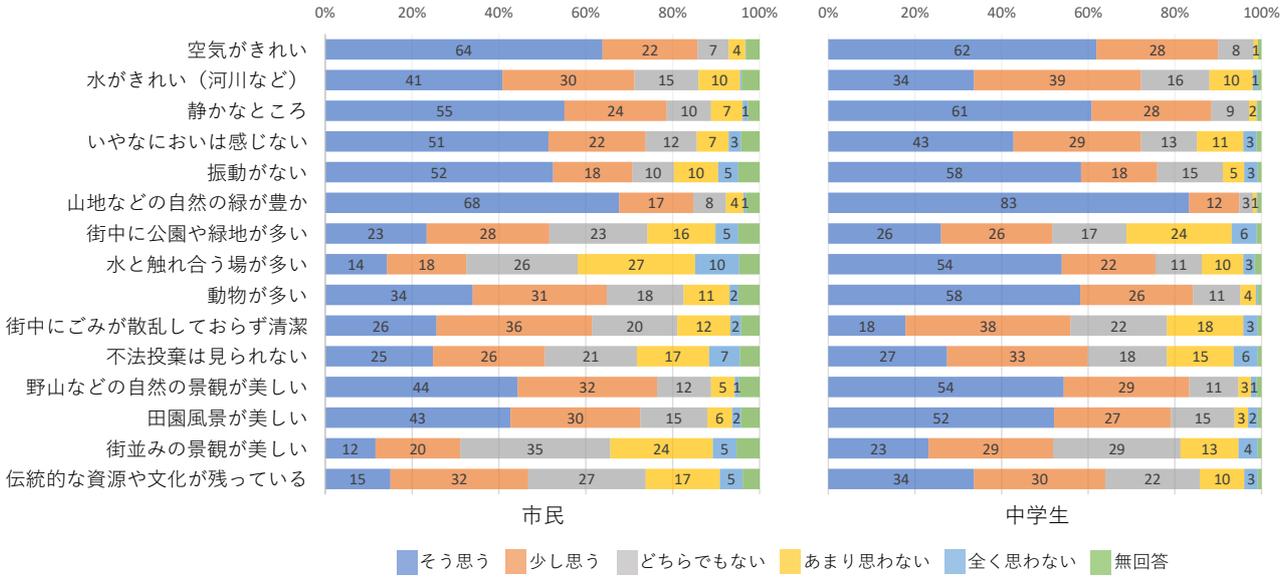
	氏名	所属・役職
委員長	柴山 敦	秋田大学大学院 国際資源学研究科 教授
委員	田山 洋平	株式会社工藤米治商店 代表取締役専務
委員	堀内 和之	秋田県北秋田地域振興局 大館福祉環境部 地域環境専門員(兼)保健所次長
委員	虻川 正裕	大館市総務部 部長
委員	日景 浩樹	大館市産業部 部長
委員	石田 一雄	大館市市民部 部長

(敬称略、順不同)

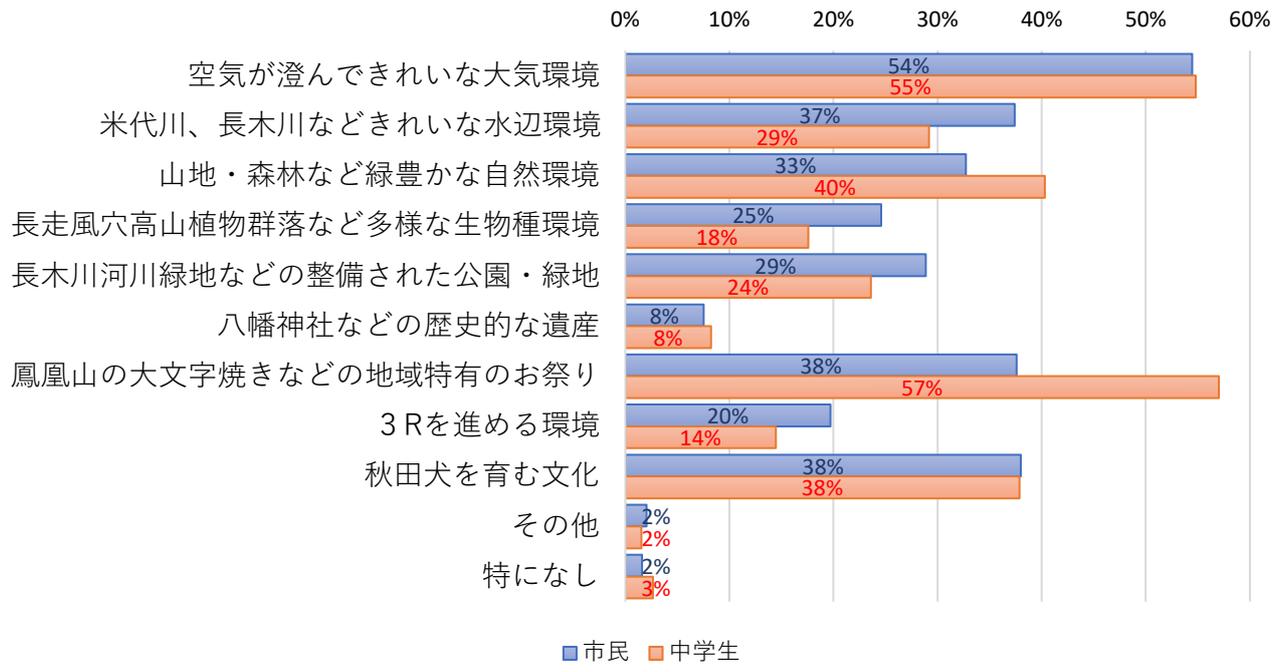
### (3) 環境に関するアンケート

市民、中学生、事業者を対象に2020(令和2)年10月に実施した「大館市の環境に関するアンケート調査」の結果を抜粋し、以下に示します。

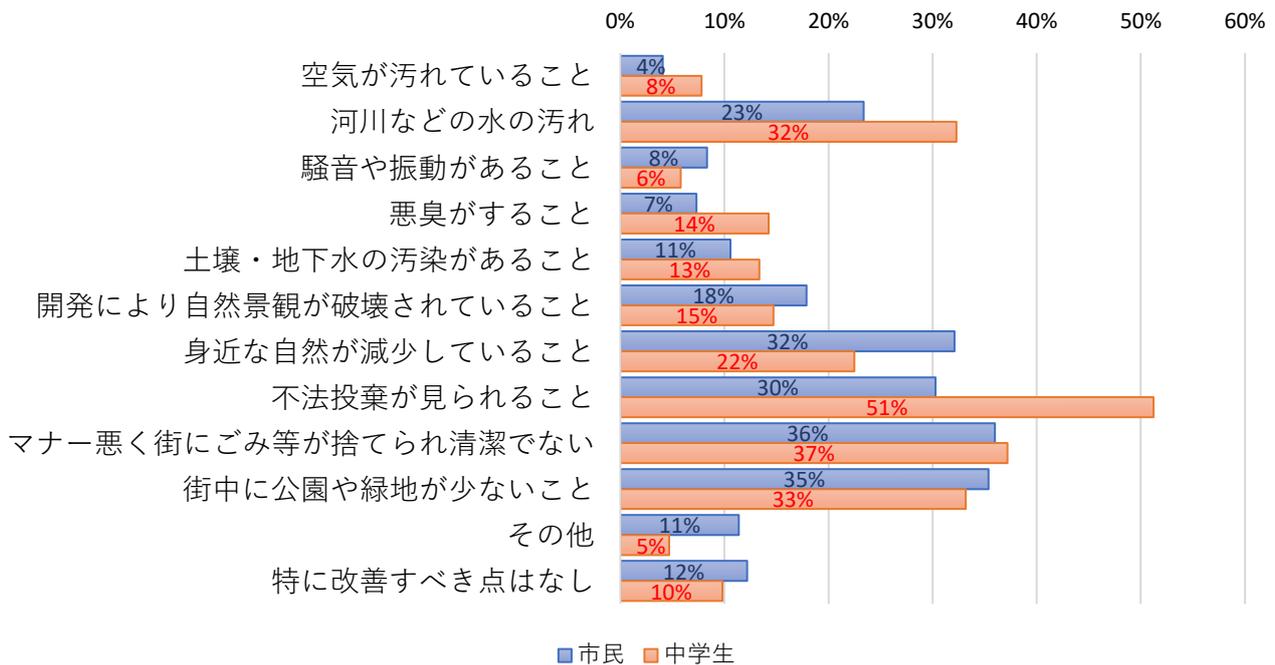
#### ① あなたの住んでいるところの環境について



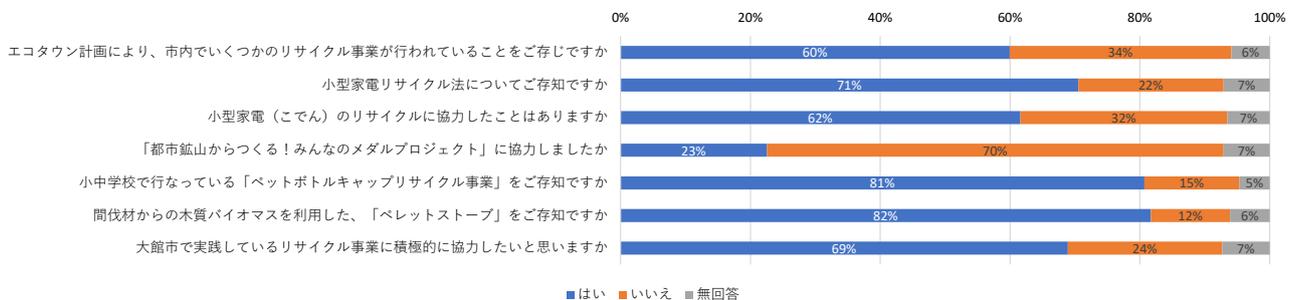
#### ② 大館市の環境の良い点



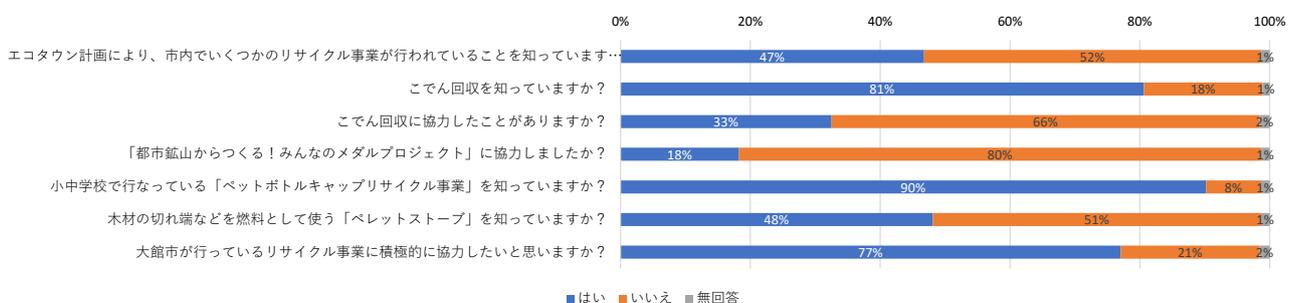
### ③ 大館市の環境の改善したい点



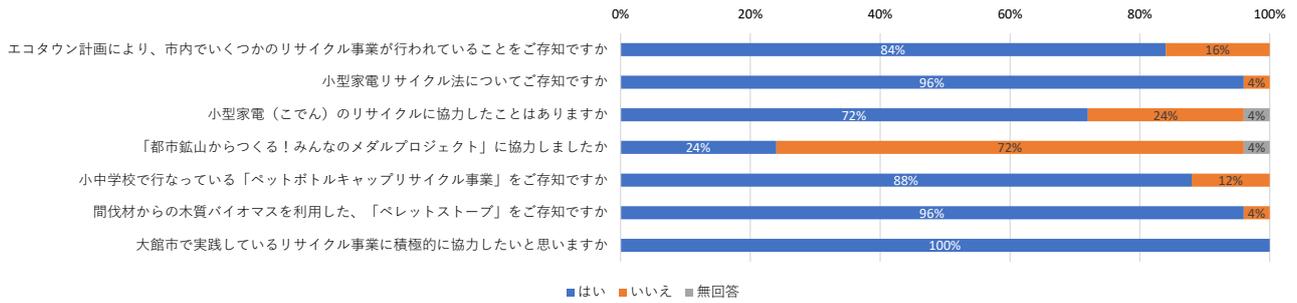
### ④ 大館市のリサイクル事業の認知度



#### 【市民】



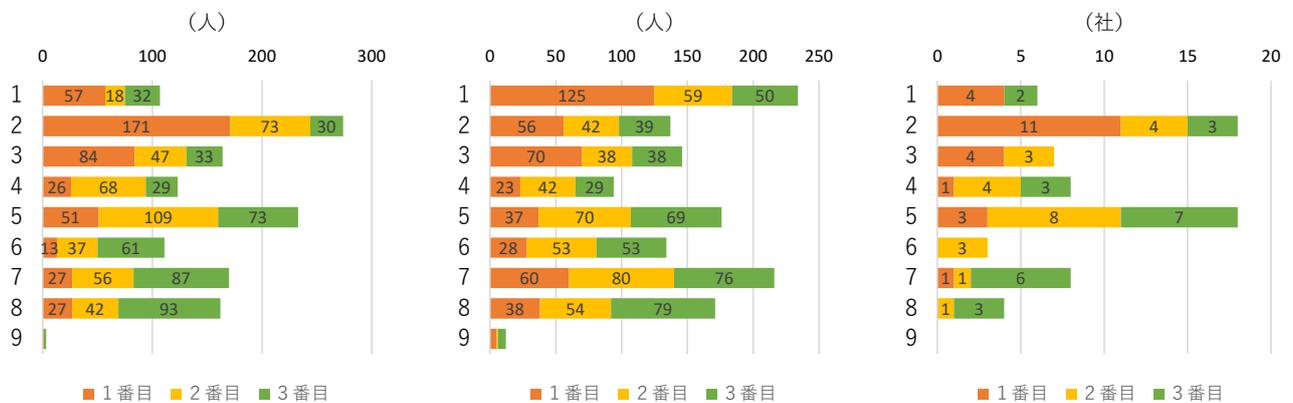
#### 【中学生】



【事業者】

⑤ 大館市の環境の理想像について

- 1 脱炭素化社会を実現し、地球温暖化防止に貢献するまち
- 2 環境活動や資源循環を通して雇用や経済の好循環が生まれ、地域活性化が進むまち
- 3 市民一人ひとりが環境問題に関心をもち、積極的に活動に参加する、環境意識が醸成されたまち
- 4 環境産業など環境の先進的な技術を持つ企業を誘致した、先進的なまち
- 5 ごみを資源やエネルギーに変え再生・循環利用するなど、循環型社会の形成が進んだまち
- 6 木と人の関わりや森林づくりの大切さを学び、暮らしに木を取り入れるまち
- 7 森や水辺に恵まれ、多様な動植物が育まれる自然豊かなまち
- 8 長木川や米代川など水辺環境が守られ、水辺の自然が豊かなまち
- 9 その他



【市民】

【中学生】

【事業者】

「その他」の意見(抜粋)

- (市民)身のまわりの環境を市民個々が整え、美化し、行政も公共の場をきちんと手をいれて清潔にすることが第一
- (市民)車をあまり使わないよう道路整備が必要
- (中学生)日本の自然や日本にしかない動物など自然にとてもくわしいまち
- (中学生)人ではなく環境が発展したまち

- (中学生)環境を守りつつも発展しているまち
- (中学生)1人1人が自然にふれ、関心を持ち、行動にうつすことができるまち
- (中学生)大館市は木であふれる、空気のきれいな街というのを守ってほしい。変に開発はしないでほしい
- (中学生)道路などにゴミが捨てられていないキレイなまち

#### (4) 市民会議

本計画に市民の意見を反映するため、2回にわたり市民会議を開催しました。

##### 【開催概要】

目 的	市民の意見を本計画に反映することを目的に、大館市内の自然や生活環境の良い点、課題などを議論し、市民・事業者・行政がそれぞれ果たすべき役割を明らかにしました。
日 時	第1回目 令和2年11月22日(日)13:30～15:30 第2回目 令和2年12月20日(日)13:30～15:30
場 所	大館市中央公民館 視聴覚ホール
参 加 者	中野マリ、笹嶋貞子、若狭あい、奈良啓吾、中沢雄大、井本沙織、虻川幸子、沢田徳子、山内絵琴、仁藤将幸、渡辺寛子、畠沢健志、黒澤正行、藤原久子、赤坂実、虻川正道 (計16名)  (以上、敬称略、順不同)
開 催 方 法	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場と事務局(都内)をリモート接続し、リモート先からの司会進行で実施しました。
実 施 内 容	第1回目の会議では、1班4人ずつ、計4班に分かれ、「①大館市の環境政策・事業の良い点」、「②大館市の環境政策・事業の課題」、「③さらに良い大館市にするために自分たちができる環境アクションアイデア」、の3点について班内で意見交換をしました。 第2回目の会議では、第1回目の会議で出た各班の意見を全体で共有した後、前回と同じ班に分かれ、「③さらに良い大館市にするために自分たちができる環境アクションアイデア」についてさらに深く議論しました。その際、市民や事業者に行った環境に関するアンケート結果も参考にしました。

【第1回会議での主な意見】

①大館市の環境政策・事業の良い点

<p>「3R 推進・資源循環」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● こでん、ペットキャップ、廃食油等の回収</li> <li>● 木質ペレットの利用、M ウッド</li> <li>● たい肥のコンポスト</li> <li>● エコプラザ事業 等</li> </ul>	<p>「木材利用・木育」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 木材製品が多い</li> <li>● 曲げわっぱなどの特産品化</li> <li>● 木育・人材の育成 等</li> </ul>	<p>「自然・緑が豊か」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 静かな環境</li> <li>● 長木川が良い</li> <li>● 自然環境の整備</li> <li>● 植樹 等</li> </ul>
<p>その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ分別アプリがあるのが良い</li> <li>● ごみ袋が安い</li> <li>● 中学校では花を植えるボランティア活動を実施</li> <li>● 小中学校ではアルミ缶を集めて車いすに交換</li> <li>● 子供服のおさがり会が多くあって良い</li> <li>● 子育て広場があって良い</li> <li>● 野外で遊べるプレイパークがある</li> <li>● こでん処理や木質ペレット、M ウッドなど技術力がある</li> <li>● 環境政策のバランスが良い</li> <li>● 良い点、問題点含めて知らないことが多いことに気づいた 等</li> </ul>		

②大館市の環境政策・事業の課題

<p>「情報発信」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策や活動を知る機会が少ない</li> <li>● 得られる情報が限られる</li> <li>● 周知・啓発が足りない、わかりにくい 等</li> </ul>	<p>「インフラ整備」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上下水道の整備</li> <li>● 高齢者の移動の支援 等</li> </ul>	<p>「教育・子育て」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 遊び場が少ない(特に冬)</li> <li>● 環境教育の拡充</li> <li>● 食育(地元食材を多く使う)</li> <li>● 植樹 等</li> </ul>
<p>その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意味や背景も含めた周知の徹底</li> <li>● 市民の意識改革(環境問題は生活に直結)</li> <li>● 良い活動があっても知る機会が少ない</li> <li>● 技術力・専門力が強い反面、言葉が難しくわかりにくい</li> <li>● 地産地消の推進、農家の移住増</li> <li>● 車がないと不便、移動が難しい</li> <li>● 市街地から離れたところの活気が少ない</li> </ul>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の活動を若い人たちが知らない</li> <li>● つながりが弱い(市役所内、市—市民、市民間)</li> <li>● 子供の遊び場の魅力が足りない</li> <li>● 子育て世代への支援の拡充(託児所等)</li> <li>● ごみの分別が分かりにくい、やらされ感がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 働き手が少なくなる中での事業継承</li> <li>● 経営者不在の山林対策</li> <li>● 古民家の解体が多い、もったいない</li> <li>● 雪捨て場がない 等</li> </ul>
---	---

③さらに良い大館市にするために自分たちができる環境アクションアイデア

<p><u>「教育・子育て」に関する意見</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校での調理実習(生徒だけで郷土料理を作る)</li> <li>● 地域の食材の給食への提供、大館の食材を知る</li> <li>● 地域活動を学校でも紹介し、小中学生の参加を促す等</li> </ul>	<p><u>「インフラ整備」に関する意見</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家・会館の活用(ロングステイ、ワーケーション、移住体験、遊び場等)</li> <li>● 地域おこし協力隊との連携</li> <li>● 居場所づくり(人と人のつながり) 等</li> </ul>	<p><u>「教育・子育て」に関する意見</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リデュースのため食べ残ししない、生活品は長く使う</li> <li>● ペットボトルキャップ以外のリサイクル対象を増やす(食品トレイ等)</li> <li>● ゼロ・ウェイスト(ごみゼロ)宣言 等</li> </ul>		
<p><u>その他の意見</u></p> <table border="0"> <tr> <td> <p>&lt;SDGs&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 17のゴールを日替わりで実行してみる</li> <li>● SDGsが達成された環境を疑似体験できる空間作り</li> <li>● ゲーム感覚で主体的に取り組めるシステム作り</li> <li>● SDGsの啓発グループを作る</li> </ul> <p>&lt;ネットワーク作り&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人が所属する各コミュニティからの通達網の作成</li> <li>● 環境サークル会(月1回)</li> <li>● 木育で人と人をつなげる</li> </ul> </td> <td> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の声の発信(投書等)</li> <li>● “ecoデー”的なものを作る(歩いて登校等)</li> <li>● アフターコロナで、営業の仕方を変革(営業時間減等)</li> <li>● 里山公園の整備(今あるものを活かす)</li> <li>● 町内会など楽しめる行事で環境に関わる</li> <li>● 二酸化炭素排出削減のため市民の力で植林を</li> <li>● 例えば市の空気・水が良くなったと数値で表す</li> <li>● 古材の再利用・売却、廃材の熱利用</li> <li>● 秋田の山と水を利用した発電事業(水力など)</li> </ul> </td> </tr> </table>			<p>&lt;SDGs&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 17のゴールを日替わりで実行してみる</li> <li>● SDGsが達成された環境を疑似体験できる空間作り</li> <li>● ゲーム感覚で主体的に取り組めるシステム作り</li> <li>● SDGsの啓発グループを作る</li> </ul> <p>&lt;ネットワーク作り&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人が所属する各コミュニティからの通達網の作成</li> <li>● 環境サークル会(月1回)</li> <li>● 木育で人と人をつなげる</li> </ul>	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の声の発信(投書等)</li> <li>● “ecoデー”的なものを作る(歩いて登校等)</li> <li>● アフターコロナで、営業の仕方を変革(営業時間減等)</li> <li>● 里山公園の整備(今あるものを活かす)</li> <li>● 町内会など楽しめる行事で環境に関わる</li> <li>● 二酸化炭素排出削減のため市民の力で植林を</li> <li>● 例えば市の空気・水が良くなったと数値で表す</li> <li>● 古材の再利用・売却、廃材の熱利用</li> <li>● 秋田の山と水を利用した発電事業(水力など)</li> </ul>
<p>&lt;SDGs&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 17のゴールを日替わりで実行してみる</li> <li>● SDGsが達成された環境を疑似体験できる空間作り</li> <li>● ゲーム感覚で主体的に取り組めるシステム作り</li> <li>● SDGsの啓発グループを作る</li> </ul> <p>&lt;ネットワーク作り&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人が所属する各コミュニティからの通達網の作成</li> <li>● 環境サークル会(月1回)</li> <li>● 木育で人と人をつなげる</li> </ul>	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の声の発信(投書等)</li> <li>● “ecoデー”的なものを作る(歩いて登校等)</li> <li>● アフターコロナで、営業の仕方を変革(営業時間減等)</li> <li>● 里山公園の整備(今あるものを活かす)</li> <li>● 町内会など楽しめる行事で環境に関わる</li> <li>● 二酸化炭素排出削減のため市民の力で植林を</li> <li>● 例えば市の空気・水が良くなったと数値で表す</li> <li>● 古材の再利用・売却、廃材の熱利用</li> <li>● 秋田の山と水を利用した発電事業(水力など)</li> </ul>			

<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファーマーズマーケット in 秋田犬の里</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市職員が安心して挑戦できる環境づくり</li> <li>● エコプラザカフェの設置 等</li> </ul>
--	---

【第2回会議での主な意見】

「さらに良い大館市にするために自分たちができる環境アクションアイデア」について深掘りした結果を以下に示します。

アイデア	私たちのできること	市や学校、企業にしてほしいこと	大館市の環境の理想像(アンケートでの選択項目番号)*
地球温暖化の現況	講習会の開催、ポスター作り	講師の派遣	1, 3
3Rの推進	ごみの分別をする、不法投棄をしない、学校の活動にとりあげる	ごほうびの提供(ポイント等)、ごみのリサイクル(再分別)	5
地元食材を使った食育	地元の人を講師に実習、食材の提供	食材の提供	9
高齢者活動支援(コミュニティ活動)	たまり場の運営、交流する仲間づくり、リユース品・リサイクル品を集める場にする	たまり場作り、ミニバスの運行(バイオディーゼルを使う)	9
木育	環境教育、自然体験、木育の遊び場を増やす、木の製品を選ぶ	木育の周知、イベント開催、木の製品への助成金、専門家を後援会に(市が宣言)、木の端材活用の周知	2, 3, 5, 6
地元有機米給食(食育)	地元米(野菜)・有機米(肉)を選ぶ、食育	(地元)お店へ助成金、補助金、アピール、育成(農業体験、環境教育、レストラン(カフェ)、公共需要として募集(パートナー、オーナー))	2, 3
ネットワークづくり	①拠点づくり(ファーマーズマーケット、エコプラザカフェ)、②秋田犬の里の活用、③空き家の活用(例:空き家でスケートパークを作る)、④居場所づくり(イベント、情報発信)、⑤まず声をあげる	補助金、市民も気軽にイベントできるようにしてほしい、サークル活動の掲示板(張り紙& SNS 等)、地域おこし協力隊、学生(小～大学生)とシルバーのつながりをつくる(②)、広報を気軽に活用したい(広報してほしい)(⑤)、市主催のイベントのさらなる周知、他自治体のケースも参考に他から学ぶ	2, 3

愛のあふれる木づかいのまち	積極的な木材の利用を意識する	木材を利用した椅子(バス停)、木材で作ったポスト、温泉の桶、公園整備	6, 7, 8
eco デー的なものを作る	ウォーキングデーを設ける、自分ごと、ゲーム感覚	eco チャレンジ週間	1~8
コミュニティ作り	エコプラザの活用、空き家・会館の活用、SDGsの啓発グループ	空き家・会館の活用、企業見学会	2, 3, 5
愛のあふれるゼロ・ウェイスト	生ごみの分別、リサイクル強化月間・週間	生ごみの分別、たい肥、リサイクル目標値を設定し、達成達成で特典を与える、ごみ等をエネルギーに	1, 5
環境大交流会	町内会での意見交換等	会場提供と機会	3
子どもの頃からの教育(SDGs)	環境教育(地球温暖化、食育、木育)	教育関係者、教育関係機関との意識の共有化	3
生ごみの活用	ごみの分別	システム作り	5
地域資源の活用	温泉水、食育(食品ロス)、木育	情報提供	5

\* 大館市の環境の理想像(アンケートでの選択項目番号)

1 脱炭素化社会を実現し、地球温暖化防止に貢献するまち	5 ごみを資源やエネルギーに変え再生・循環利用するなど、循環型社会の形成が進んだまち
2 環境活動や資源循環を通して雇用や経済の好循環が生まれ、地域活性化が進むまち	6 木と人の関わりや森林づくりの大切さを学び、暮らしに木を取り入れるまち
3 市民一人ひとりが環境問題に関心をもち、積極的に活動に参加する、環境意識が醸成されたまち	7 森や水辺に恵まれ、多様な動植物が育まれる自然豊かなまち
4 環境産業など環境の先進的な技術を持つ企業を誘致した、先進的なまち	8 長木川や米代川など水辺環境が守られ、水辺の自然が豊かなまち
	9 その他

#### 4. 持続可能な開発目標(SDGs)のゴール・ターゲットと本計画施策との関係

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ							
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。						
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。						
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。						
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。						
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。						
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。						
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
目標2 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する							
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。						
2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。						
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。						
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。						
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。						
2.a	開発途上国、特に後開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のゾーン・バンクへの投資の拡大を図る。						
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を有するすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。						
目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する							
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。						
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。						
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。						
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。						
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。						
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。						
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。						
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。						
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	○					
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) 及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。						
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。						
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。						
目標4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する							
4.1	2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。						
4.2	2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。						
4.3	2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。						
4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。						
4.5	2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。						
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。						○
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。						
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。						
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。						
目標5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る							
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。						
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。						
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。						
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。						
5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。						
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。						
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。						
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。						
目標6 すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する							
6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。						
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。						
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	○					
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。						
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。						
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。						
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。						
目標7 すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する							
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。						
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。					○	
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。					○	
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。						
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。						
目標8 すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する							
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。						
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。						
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。					○	
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
8.5	2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。						
8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。						
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。						
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。						
8.9	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。						
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。						
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。						
8.b	2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。						
目標9 レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る							
9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。			○			
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。						
9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。				○		
9.5	2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。						
9.a	アフリカ諸国、後開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。						
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。						
9.c	後開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。						
目標 10 国内および国家間の不平等を是正する							
10.1	2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。						
10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。						
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。						
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。						
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。						
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。						
10.a	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。						
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。						
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。						
目標 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする							
11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。			○			
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。			○			
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。		○				
11.5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。						
11.6	2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	○					
11.7	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。		○				
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。						
11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。						
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。						
目標 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する							
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。						
12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。					○	
12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。						
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	○			○		
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。						
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。						
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。		○				○
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。						
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。						
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。						
目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る							
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。					○	
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。					○	
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。						
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。						
目標 14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する							
14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。						
14.2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。						
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。						
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。						
14.5	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
14.6	開発途上国及び後開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。 注釈 2 現在進行中の世界貿易機関(WTO)交渉および WTO ドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。						
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。						
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。						
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。						
14.c	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。						
目標 15 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る							
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。		○				
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。				○	○	

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
15.3	2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。						
15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。						
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。						
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。						
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。						
15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。						
15.9	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。						
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。						
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。						
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
目標 16 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する							
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。						
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。						
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。						
16.4	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。						
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。						
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。						
16.7	あらゆるレベルにおいて、対应的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。						
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。						
16.9.	2030 年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。						
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。						
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。						
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。						
目標 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する							
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20%の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。						
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。						
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。						
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。						
17.6	科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。						
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。						
17.8	2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。						
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。						
17.10	ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。						

SDGs のゴール・ターゲット		健康で安心して暮らせる都市の実現	自然と調和した都市空間の整備	安全で快適な生活環境の整備	環境と経済の好循環の実現	地球温暖化対策の推進	連携・協働による環境施策の推進
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。						
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。						
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。						
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。						
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。						
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。						
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。						○
17.18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。						
17.19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。						

## 5. 用語解説

- 本用語解説は、数字、アルファベット、50音順で掲載しています。
- 各用語の「ページ」の数字は、本計画本文の初出ページを指します。

単語・語句	ページ	用語解説
数字		
2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)	12	地球温暖化を防ぐため、地球全体で温室効果ガス(二酸化炭素など)の排出量を減らすことが喫緊の課題となっています。「二酸化炭素排出実質ゼロ」とは、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量を、森林等の吸収源による除去量と均衡する(差し引きゼロになる)まで削減することを指します。
3R	3	Reduce(リデュース:ごみを出さない)、Reuse(リユース:繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:再資源化する)の3つの語の頭文字の総称で、循環型社会を形成するための重要な考え方です。
5G	33	5Gは、「第5世代移動通信システム」の英語表記である「5th Generation」の略称です。1G・2G・3G・4Gに続く国際電気通信連合が定める規定「IMT-2020」を満足する無線通信システムをいいます。技術的、コスト的なハードルは高いものの、「超高速」、「多数同時接続」、「超低遅延」という3つの異なる要求条件に対応することが可能な優れた柔軟性を持つネットワークとされています。
アルファベット		
AI	32	AIは、「人工知能」の英語表記である「Artificial Intelligence」の略記で、コンピュータがデータを分析し、推論や判断、最適化の提案、課題解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味します。
BOD	20	生物化学的酸素要求量(BOD:Biochemical Oxygen Demand)。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められています。
COP16	53	「気候変動に関する国際連合枠組条約(気候変動枠組条約)」の第16回締約国会議。2010年11月29日から12月10日、メキシコのカンクンにて開催されました。
COP25	57	正式名称は、国連気候変動枠組条約第25回締約国会議。2019年12月2日から15日まで、スペインのマドリッドで開催されました。併せて京都議定書第15回締約国会議(CMP15)および第2回パリ協定締約国会合(CMA2)も行われました。

単語・語句	ページ	用語解説
ICT	3	ICT(Information and Communication Technology)とは、IT (Information Technology)、つまり「情報技術」に情報・知識の共有といった「コミュニケーション」の重要性や意味を付加した言葉です。これまで日本では「IT」という言葉が広く使われていましたが、国際的には「ICT」という呼称が一般的であり、国内でも浸透しつつあります。
IoT	33	IoTとは、Internet of Thingsの略で、日本語では「モノのインターネット」を意味します。情報通信技術の概念を指す言葉で、これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品まで、さまざまな「モノ」をつなげる技術です。
ISO14001	44	国際標準化機構(ISO)が発行した、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」の国際規格。
J-クレジット制度	44	中小企業等の省エネ設備の導入や自治体等による森林の管理などで生み出される温室効果ガスの吸収・削減量を「クレジット」として国が認証し、排出削減を求められる大企業やカーボンオフセットを行う事業者などがそれを購入する制度。2012年度末で期間終了した「国内クレジット制度」および「J-VER制度」を発展的に統合して新設されました。
ODA	101	開発途上国の経済開発や福祉の向上を目的に、先進国政府から途上国へ流れる公的資金のうち、OECD(経済協力開発機構)の開発援助委員会の定めた以下3要件を満たすもの。(1)政府ないし政府の実施機関によって供与されるもので、(2)開発途上国の経済発展や福祉の向上に寄与することを主な目的とし、(3)資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担とならないもの(グラントエレメントが25%以上)。
PFI	64	PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ(Private Finance Initiative)の頭文字で、直訳すれば、「民間資金主導型的手法」。従来国や地方公共団体などの公共部門が提供していた公共サービスのうち、主として公共施設などの設計、建設、維持管理および運営に民間の資金とノウハウを活用することで、効率的で効果的な社会資本を形成しようというもの。
RPA	32	RPAはRobotic Process Automationの略称で、ルールエンジン、機械学習、人工知能などの認知技術を活用した、オフィス業務の効率化や自動化に向けた取り組みを指します。画面上のアプリケーションやシステム画面を識別し、人間と同じように操作を行うソフトウェアロボットによって実現します。

単語・語句	ページ	用語解説
SDGs(エス・ディー・ジーズ)	9	世界では今なお、貧困や飢餓、十分な教育を受けられない、地域紛争、不平等社会、地球温暖化など、数多くの問題があります。地球はこのままで本当に大丈夫でしょうか？といった不安や疑問について、世界の先進国や途上国と一緒に「私たちの暮らしや地球を守りながら、いろいろな問題を解決して、豊かで幸せな将来をつくる」ための国際的な目標が、「SDGs(Sustainable Development Goals):持続可能な開発目標」です。SDGsは2030年に向けて17の大きな目標(ゴール)と達成するための具体的な取り組みを示す169のターゲットから構成されています。
あ行		
アイドリングストップ	25	信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。
秋田県北部エコタウン計画	1	国が承認した全国26地域の一つとして、大館市を含む秋田県北部9市町村では、産業から出るすべての廃棄物を他の分野の原料として活用し、廃棄物をゼロにすることを目指す構想(ゼロエミッション)のもと、自然にやさしい環境と調和したまちづくりが進められています。この計画が「秋田県北部エコタウン計画」と呼ばれています。
悪臭	25	いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法(1993)により、「大気汚染」や「水質汚濁」などと並んで典型七公害のひとつになっています。
悪臭防止法	59	典型的な感覚公害である悪臭を防止することを目的として1971年に制定され、その後数回にわたり改正されました。都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としています。
一般環境大気測定局	21	大気汚染防止法(1968)に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければなりません。このために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたものを指します。
一般廃棄物	22	産業廃棄物(事業活動によって発生する廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物)以外の廃棄物をいいます。
移入種	8	生物学の用語としては、人為に限らず何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種を指しますが、一般的には人為により自然分布域の外から持ち込まれた種をいいます。「外来種」とほぼ同義語ですが、「外来種」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多いです。
エコドライブ	25	アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検など、環境にやさしい運転方法のこと。

単語・語句	ページ	用語解説
エコ・プラン21	42	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、大館市が策定した市役所の事務事業における温室効果ガスの排出削減計画。
エコマーク	75	環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。ISOの規格(ISO14024)に則った日本で唯一のタイプI環境ラベル制度で、消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1990年2月にスタートしました。
エコロジー	46	生物とその周囲の生物的・非生物的環境との関係や、構造、機能的側面について研究する学問分野。近年では、環境や自然との共生をはかる社会運動や、環境に配慮する行為などを象徴する意味でも使われます。環境問題に関心のある人々を対象に、「エコロジー」「エコ」などの言葉を使ったキャッチコピーや商標も多数登場しています。
エネルギー基本計画	53	エネルギー政策の基本的な方向性を示す計画で、エネルギー政策基本法第12条の規定に基づき政府が作成します。2003年10月に策定後、エネルギーを取り巻く環境の変化から2007年3月の第1次改定を経て、2018年には第5次改定が行われています。
エネルギーミックス	42	電源となるさまざまなエネルギー源の全電源に対する割合のこと。電源構成。従来よりエネルギー政策の根幹をなすものとして、「安全・安定供給、経済効率性、環境適合性」の観点から最適な組み合わせを迫及するものとされ、2011年に起こった東日本大震災と福島原発事故以前では、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料と原子力発電が主な構成要素となっていた。しかしながら、原発事故で日本の原子力発電所は一時すべてが停止に至ったこともあり、日本は従来のエネルギーミックスの考え方の再考を迫られ、2015年7月に「長期エネルギー需給見通し」として2030年を目標年とした新たなエネルギーミックスの目標を定めました。一方で、深刻化する気候変動問題を背景に、世界的な再生可能エネルギーの普及と技術の向上・コストの低減が進んでおり、原子力発電についても、事故の可能性や最終処分場のコストの上昇も懸念されており、エネルギーミックスをめぐる状況は大きく変わりつつあります。将来的にどのようなエネルギーミックスが望ましいのかということについても議論が続いています。
汚染土壌	24	工場からの有害な物質の漏出といった人為的な由来のほか、自然由来で汚染された土壌のこと。汚染土壌を浄化・回復するには多大なコストを要するため、未然防止が重要となります。
オゾン層	1	地表から10～50 km上空にあるオゾン濃度が高い層のこと。オゾン層は有害な紫外線を吸収して、地球の生物を守る役割を持ちます。しかし、冷蔵庫、エアコンなどの冷媒などに使用されてきたフロンなどの塩素を含む化学物質が大気中に排出されたことで、オゾン層の破壊が進み、その結果、地表に届く有害な紫外線の量が増加します。

単語・語句	ページ	用語解説
汚濁負荷量	61	水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質をいい、総量規制や廃水処理設備の設計の際に用いられます。一般的には、汚濁物質の時間あるいは日排出量で表わし、「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排水量」で計算します。
汚泥	38	一般には、水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものをいいます。日本の産業廃棄物の中でもっとも多いのが汚泥です。
オフセット・クレジット(J-VER)制度	44	直接削減できない二酸化炭素の排出分を、植林やクリーンエネルギー関連の事業などで相殺(オフセット)する仕組みのこと。国は、国内で行われる排出削減・吸収プロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量のうち、一定基準を満たすものをオフセット・クレジット(J-VER; VERは「Verified Emission Reduction」の略。)として認証する仕組みを構築しています。
温室効果ガス	3	太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に地表から放射させる熱(赤外線)を吸収し、熱が地球の外に出て行くのを防ぐ性質がある大気中のガスのこと。国連では、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの6種類を定めています。
か行		
カーボンニュートラル	12	植物や、植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして発生する二酸化炭素は、植物が成長過程に吸収した二酸化炭素と同量であり、温室効果ガスを増やすことにはならないという考え方です。
海岸漂着物	55	海岸漂着物処理推進法第2条では、「海岸漂着物」とは「海岸に漂着したごみその他の汚物または不要物をいう」と定義されています。海岸漂着ゴミの種類は、海藻、漁具、プラスチック製品等が多く、自然物が約6割、人工系のゴミが約4割を占めており、有毒・有害な危険物や医療系廃棄物が漂着する事例があります。
開発途上国	92	主として経済的な意味で発展の遅れている国を指す言葉で、発展途上国あるいは単に途上国と呼ばれることもあります。貧困や人口問題など多様な重荷を抱えながら経済開発に苦闘している国々のこと。
外来生物	66	人間の活動によって、それまで生息していなかった地域に定着・繁殖するようになった種(アメリカザリガニ、ブラックバス、セイタカアワダチソウなど)のことで、在来種(もともと生息していた種)が絶滅に追いやられるケースもあります。

単語・語句	ページ	用語解説
化石燃料	8	石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説です。現在、人間活動に必要なエネルギーの約85%は化石燃料から得ています。化石燃料の燃焼にともなって発生する硫酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となるほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっています。
合併処理浄化槽	20	台所、トイレ、洗面所、風呂場等から出る汚れた水をそれぞれの家庭できれいにする施設のことです。浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽(トイレの水だけをそれぞれの家庭できれいにする施設)の新設は禁止され、合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。
環境影響評価法	54	各種の開発事業に対して行われる環境アセスメントの手続を定めた法律。一般に「アセス法」と略称されます。1997年に成立、1999年に施行されました。本法施行以前は、いわゆる閣議アセスが行われていました。閣議アセスからの変更点としては、対象事業の拡大、アセス結果に対する環境省意見の許認可への反映を謳った横断条項の設置、住民意見の提出機会の増加、スクリーニング、スコーピング手法の導入、生物多様性や住民の自然との触れ合いに及ぼす影響も調査内容に加えること、環境影響の低減に最大限の努力をしたかどうかを評価の判断材料に加えること、などがあり、意思決定段階における環境配慮が大幅に強化されました。
環境基準	19	人の健康の保護および生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標として施策を実施していくのかという目標を定めたものです。
環境基本計画	1	環境基本法(1993)の第15条に基づき、政府全体の(1)環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、(2)環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて案を作成し、閣議決定により政府の計画として定めることとされています。1994年12月に策定され、2000年12月の改定を経て、2018年4月には第五次環境基本計画が閣議決定されました。
環境負荷	44	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれます。環境基本法(平5法91)では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としています。

単語・語句	ページ	用語解説
環境マネジメントシステム(EMS)	44	事業者が法令等を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境の保全を進めるため、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS: Environmental Management System)といいます。「ISO14001」は、環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格です。
環境モニタリング	24	ある一定の地域を定め、その地域内の動植物の生態調査、大気、水質、底質調査などにに基づき、その環境の人への影響を監視すること。
環境リスク	38	人為活動によって生じた環境の汚染や変化(環境負荷)が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)のこと。またそうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える観点もあります。
緩衝緑地	25	大気汚染、騒音、振動、悪臭等公害の防止や緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的として造成される緑地。一般的に、公害や災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に設置され、空間距離を保つとともに樹木の持つ環境保全機能効果に期待し、多くの樹木が植えられることが多いです。
間伐	4	植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採をいう林業用語。人工林については、間伐により、林冠の閉鎖度を適度に調整し、生産目標に沿う立木密度を保つこととしています。なお、天然林についても優良材生産等のため間伐を実施する場合があります。立木価格の大幅な低下と経費の高騰の結果、採算のとれる間伐は少なく、間伐木は林地に放置されるものが多いほか、必要な間伐が実施されないまま放置された森林が多く(「施業放棄森林」)問題となっています。
気候変動	6	地球上では、太陽から受けとるエネルギーがさまざまな形態をとりながら、海洋や陸地、生物圏などで相互にやり取りされ、地域における気温変化や降水、風などの現象を引き起こします。気候とは、これらの大気現象の平均的な傾向を指します。気候はさまざまな要因や時間スケールで変動し、大きくは自然的な要因と人為的な要因に分かれます。自然的要因には海洋の変動や火山噴火の影響、太陽活動の影響などがあり、人為的な要因としては人間活動にともなう温室効果ガスの増加、森林破壊などがあります。特に近年では、化石燃料の大量消費による大気中の二酸化炭素濃度の増加がもたらす地球温暖化の懸念が強まっています。

単語・語句	ページ	用語解説
気候変動適応情報プラットフォーム	7	環境省は関係府省庁と連携し、「気候変動の影響への適応計画」に基づき、気候リスク情報の提供を通じ、地方公共団体や事業者等の取り組みを促進する基盤として「気候変動適応情報プラットフォーム」を平成 28 年 8 月に国立環境研究所に設立しました。これにともない、気候変動の影響への適応に関する情報を一元的に発信するポータルサイトが開設されました。
気候変動適応法	11	気候変動への適応の推進を目的として 2018 年 6 月に制定された法律。政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施などが含まれます。
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	55	IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)は、1988(昭和 63)年に世界気象機関と国連環境計画という組織によって設立されました。世界中の研究者の研究やデータから気候変動の状況を評価する報告書を作り、気候変動自体や政策判断をするための科学的な根拠を提供しています。
気候変動枠組条約	57	大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。
気候モデル	6	物理学上の法則に基づいて複雑な式を重ね合わせ、現在の気象現象や気候条件を数値的に再現し、さらに将来の姿を予測する計算方法をいいます。地球全体を計算するモデルは全球気候モデルと呼ばれ、地球温暖化対策で将来の気候変動の予測に重要な役割を果たしています。
強靱化	24	比較的最近になり、防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さを意味する用語として使われるようになった概念。
京都議定書	44	1997(平成 9)年 12 月に京都市の国立京都国際会館で開かれた国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)において、同月 11 日に採択された気候変動枠組条約に関する議定書です。
グリーン購入	76	グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することを指します。
光化学オキシダント	21	自動車や工場からの排気ガスなどに含まれる窒素酸化物と、塗料や接着剤等に含まれている揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こし発生する化学物質の総称です。初夏に高濃度になりやすく、高濃度になると目の痛みや、のどの痛みなどを感じる場合があります。

単語・語句	ページ	用語解説
小型家電リサイクル法	36	正式名称を「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、2013(平成 25)年 4 月 1 日施行。2006(平成 18)年に全国ではじめて大館市で使用済み小型家電(こでん)を収集し、そこから銅やレアメタルを回収する取り組みがスタートしました。その後、取り組みは全国に広がり、2013(平成 25)年に国で制度化されるに至りました。現在はこの法律にしたがい、店先などに回収ボックスを設置するなどして収集を行なっています。
コンポスト	4	生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたもの。
さ行		
災害廃棄物	12	地震や台風、水害などの自然災害によって発生する廃棄物のこと。具体的な内容としては、倒壊した家屋の廃材や廃コンクリート、家屋が押しつぶした家電や家具、流された自動車の他、腐敗した食料品なども含まれます。
再生可能エネルギー	12	太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在し、エネルギー源として永続的に利用することができるもの。政令では、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。
里地里山	66	里地里山の定義は必ずしも明確ではありませんが、環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義しています。
自然エネルギー	8	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力(ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い)や風力、バイオマス(持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれます。
持続可能な開発	9	環境と開発は不可分の関係にあり、開発は環境や資源という土台の上に成り立つものであって、持続的な発展のためには、環境の保全が必要不可欠であるとする考え方を示すもの。1980 年に国際自然保護連盟(IUCN)、国連環境計画(UNEP)などが取りまとめた「世界保全戦略」に初出した概念。
地盤沈下	25	自然的・人為的な要因により、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象。自然的要因とは地震による地殻変動などを指すが、環境保全上問題となるのは、地下水の大量揚水や鉱物資源の採取などによる人為的要因による地盤沈下です。
循環型社会	2	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のことです。

単語・語句	ページ	用語解説
省エネルギー	14	エネルギーを効率よく使うことにより、エネルギーの使用量を減らすことです。温室効果ガスの排出削減だけでなく、光熱費の削減につながります。
食品ロス	8	食品が、食べ残しや売れ残り、賞味期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまうことで、日本では年間 600 万トン以上(日本人 1 人当たり年間約 51 キログラム)の食品が廃棄されています。
新エネルギー	75	石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化、バイオマス、雪氷冷熱等の新しい利用形態のエネルギーが含まれます。
振動規制法	22	工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る措置を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的として 1976 年に制定された法律(昭和 51 年法律 64 号)。
水質汚濁	19	人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水の他、農業/牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがあります。
水素イオン濃度	20	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。正確には「水素イオン濃度指数」といい、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示し、河川水は通常 pH6.5-8.5 を示します。
生態系	3	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。まとまりのとらえ方によって、1 つの水槽の中や、1 つのため池の中の生物社会を一つの生態系と呼ぶこともできるし、地球全体を一つの生態系と考えることもできます。
生物多様性	11	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしています。
た行		
第3次産業	6	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、第1次産業(農業・林業・漁業)、第2次産業(鉱業・建設業・製造業)以外の産業。

単語・語句	ページ	用語解説
大気汚染	24	人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質、および火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気汚染のことをいいます。代表的な汚染物質としては、二酸化硫黄を主体とした硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )、二酸化窒素を主体とした窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )、燃料の不完全燃焼に伴う一酸化炭素(CO)、燃料の未燃焼や溶剤の蒸発などに伴う炭化水素(HC)、ばい煙発生施設・粉じん発生施設・自動車排ガスに伴う浮遊粒子状物質(SPM)などのほか、重金属・そのほか種々の化学物質などがあります。
大腸菌群数	20	大腸菌群数は、大腸菌および大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。大腸菌群数は、検水1ml中の個数(正確には培養後のコロニー数)または、検水100ml中の最確数(MPN)で表されます。
地域循環共生圏	39	2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画において提唱された考え方で、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すものです。
地球温暖化	1	人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが、大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象のことです。異常現象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されています。
地球温暖化対策計画	56	COP21で採択されたパリ協定や2015年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、2016年5月13日閣議決定された我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。
地球温暖化対策推進法	54	1997年の京都議定書の採択を受けて、1998年に策定・公布された議定書内容の実施のための国内法。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。
地産地消	39	「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」を指します。
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	21	窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )、一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)、三酸化二窒素(N <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )、五酸化二窒素(N <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )などが含まれ、通称ノックス(NO <sub>x</sub> )ともいいます。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主です。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっているほか、一酸化二窒素(亜酸化窒素)は、温室効果ガスのひとつです。

単語・語句	ページ	用語解説
土壌汚染	22	<p>典型7公害のひとつ。富山県の神通川流域や群馬県の渡良瀬川流域で、鉱山や精練所からの重金属が原因となる農用地の土壌汚染が問題となりました。1960年代から1970年代には、水銀やカドミウム、六価クロムなどの重金属やPCBなどの化学物質による公害が発生し、人間や動物の健康を害し、草木が枯れるなど、大きな社会問題となりました。近年は、IC基盤や電子部品の洗浄、金属部品の前処理洗浄、ドライクリーニングなどに多く用いられてきた揮発性有機化合物(VOC)による土壌や地下水の汚染も問題視されています。汚染された土壌を浄化・回復するには多大なコストを要するため、未然防止が重要となります。土壌汚染関連の法制度としては、1971年に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の制定、1991年の土壌環境基準や1997年の地下水環境基準の設定を経て、2002年に土壌汚染対策法が制定されました。</p>
な行		
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	21	<p>石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する化学物質。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られています。</p>
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	12	<p>常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示します。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生。温室効果をもち、大気中濃度は、産業革命以前280ppm程度であったが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、今日では370ppm程度にまで上昇しました。なおも増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。</p>
は行		
バイオディーゼル	17	<p>菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃てんぷら油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつ。軽油車に改造なしで給油でき、排ガス放出量、即ち二酸化炭素の排出を大幅に削減することができるため、地球温暖化防止に役立ちます。また、植物性の廃食油を使うので廃棄物リサイクルになり、地域循環型社会の構築に寄与します。</p>
バイオマス	3	<p>生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物に由来する有機性資源のことで、バイオマスを燃やして出る二酸化炭素は、化石資源を燃やして出る二酸化炭素と異なり、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であるため、バイオマスは、大気中で新たに二酸化炭素を増やさないカーボンニュートラルな資源といわれています。</p>
廃食用油	4	<p>てんぷら油など食用油の使用後の油を廃食用油といいます。これを生活排水として公共水域に排出すると水質が汚れるため、水質浄化および資源の業務再利用の面から、廃食用油を回収・再生し、飼料、塗料、石けん等の原料として有効利用されます。</p>

単語・語句	ページ	用語解説
パリ協定	9	2015年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。その内容の第1は、協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え(2℃目標)、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」こと(1.5℃目標)としています。第2の長期目標として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げています。さらに、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定しています。
微小粒子状物質(PM2.5)	21	大気中に浮遊している2.5 $\mu$ m( $\mu$ m:マイクロメートル、1 $\mu$ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことです。PM2.5は非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。
風力発電	75	風力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こすシステム。風力エネルギーは無尽蔵でクリーンですが、気象によって変化が大きいため、他の電力との併用が必要です。欧米では、風通しのいい場所に多数の風力発電装置を並べる「ウインド・ファーム」方式と呼ばれる大規模なものが多いですが、日本では、山岳地の山小屋に設置された小規模なものから、1基単独のもの、大規模な発電システムとして設置されたものまで多様です。
浮遊粒子状物質(SPM)	21	浮遊粒子状物質(SPM:Suspended Particulate Matter)は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものを指します。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されています。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもあります。
ペレット	37	ペレットは「小さな球」という意味。環境関連では、いくつかの意味で使われます。おがくずや木くずなどの製材廃材などに圧力を加えて固めた固形燃料のことを「木質ペレット」といいます。専用の「ペレットストーブ」の燃料として使い、バイオマスエネルギー源のひとつとして注目されています。木材を原料とするためカーボンニュートラルと見なすことができ、地球温暖化防止に有効とされます。
ペレットストーブ	37	残材や木くずから作られた木質ペレットを燃料にするストーブのことで、公共施設をはじめとして徐々に導入されてきています。
ま行		
マイクロプラスチック	22	プラスチック製品がさまざまな環境の中で劣化、分解されてできる小さなプラスチック粒子は、マイクロプラスチック(microplastics)と呼ばれ、深刻な環境問題の一つとなっています。一般に5ミリメートル以下の大きさのものをマイクロプラスチックと呼んでいます。

単語・語句	ページ	用語解説
木育	38	木のよさやその利用の意義を学ぶ教育活動のこと。最初は北海道の「木育プロジェクト」(2004)として提案され「子どもをはじめとするすべての人が『木とふれあい、木に学び、木と生きる』取組」と紹介されました。その後「森林・林業基本計画」(2006)で初めて閣議決定文書に掲載され、国の施策に取り入れられるとともに、全国各地で取り組みがされています。現在では様々な立場の人々や団体によりこの用語を用いた活動が幅広く行われています。
木質バイオマス	37	本来、木材など植物系の生体のことを意味します。植物は環境中の代表的温暖化ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができます。最近では、木質バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化などの研究が進められています。
木質ペレット	37	バイオマスエネルギーのひとつ。おがくずや木くず、製材廃材などの破砕物に圧力を加えて直径 6-8 mm 程度の円筒状に成形固化して取り扱いや輸送性を高めた固形燃料のこと。専用の「ペレットストーブ」の燃料として、暖房や給湯などに利用します。
や行		
野外活動	49	一般的には戸外における活動の総称として使われるが、環境分野ではキャンプ、登山、ハイキング、ピクニック、バードウォッチング、自然観察など野外において行われるレクリエーション活動や自然とのふれあい活動に対して使われます。
有害化学物質	19	有害化学物質は、環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえます。

単語・語句	ページ	用語解説
溶存酸素(DO)	20	<p>溶存酸素(DO:Dissolved Oxygen)は、水中に溶解している酸素の量のこと  で、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つ。酸素の溶解度は水温、塩分、気圧等  に影響され、水温の上昇につれて小さくなります。酸素の溶解度が小さくなると  同時に、光合成の原料となる二酸化炭素の溶解度も低下して光合成速度が落ち  るため、水中の溶存酸素濃度は低下します。一方で、水温の上昇によって生物の  活動は活発化し、呼吸や有機物の好氣的分解による酸素消費速度量が増加しま  す。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達していますが、水質汚濁が進んで水中  の有機物が増えると、好氣的微生物のよる有機物の分解に伴って多量の酸素が  消費され、水中の溶存酸素濃度が低下します。溶存酸素の低下は、好気性微生物  の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死をまねきま  す。一般に魚介類が生存するためには 3mg/L 以上、好気性微生物が活発に活動  するためには 2mg/L 以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物  質が発生します。</p>

発行年：令和3年3月

計画年：令和3年度～令和13年度

発行者：大館市

編集：市民部環境課

〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地

T E L : 0186-43-7049

F A X : 0186-49-7005

e-mail : [kankyo@city.odate.lg.jp](mailto:kankyo@city.odate.lg.jp)